

午前10時01分 開会

○議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第6号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○17番（高橋美智子君） 大分の桜の開花宣言が、ことしは例年より9日ほど早いそうです。「さくらシンポジウム」のときにはもう花がないということがないように祈っております。別府の開花は、この定例議会が終わったら一斉に桜が咲いて、春を迎えることができると思います。みんなで春を迎えて、お客様を温かく迎えたい、そういうふうな心の準備をしたいと思っております。

一昨日、原議員が御紹介をいただきました「全国さくらシンポジウムINべっぶ」につきましては、これは私も事務局を担当しております、本当にこれを、こういう御紹介をいただきまして、大変うれしく思いました。

それで、議長にはお許しを願っておりますけれども、パンフを配っていただきたいと思っておりますけれども……。〔資料配付〕いろんな方から御協力をいただいております。

一般質問の順番をちょっと変えさせていただきまして、観光行政について最初に、2番の桜の里親制度から質問をいたします。1と2をかえさせていただきます。

「さくらシンポジウムINべっぶ」のパンフレットですけれども、これは本当、民間の方たちからつくっていただきまして、こういうようなものができました。4月3日と4日の2日間にかけて行われます。これは全国の日本花の会というのがあるのですけれども、これで全国のシンポジウムを各県でいろいろと回って持っているというようなことでございます。大分県も実は別府市がこの桜の、大変いろいろされている方がいて、別府が中心になりました。この全国の「さくらシンポジウム」を九州で初めてこれを開催することになりました。これは御存じのように記念公園にNHKのメインキャスターの柳生真吾さんをお迎えすることができました。そして、全国で観光とかそれからツーリズムなどの花を中心にしたことの活動報告をされる予定であります。そして、この別府の桜も、別府公園を散策していただきまして、夜、ライトアップをしていただけるということで、ちょうちんを持って散策をしたい、そして、後は交流会という運びになっております。2日目は、海地獄の近くの山桜なども見ていただきまして、記念植樹をしたいというふうに考えております。

よろしかったら、皆様方の御協力をお願いして、ぜひおいでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

これは、一つは全国的にもこういうシンポジウムというのは行政が主導でほとんど進めておるわけですけれども、これは本当、民間で立ち上げてまして、とにかく別府で何か民間がして、行政にお手伝いをいただきながら、できることはないかなということで取り組んだ行事でございます。もともとは主催者の日本花の会というのが、2年前に別府市制80周年の記念に合わせまして、実相寺に80本の桜の植樹をしたことから始まっています。そして、今もこの周辺の草刈りとか維持管理を続けてきています。けさ私は行ってきましたら、2年しかたっていないのですけれども、たくさん花芽がついていまして、もう本当にことしは咲く。背の高さがちょうど私ぐらいですかね、小さいものですが、桜が芽がいっぱいあって、ことしは咲くのを待っております。菜の花も周辺に咲いて、ぜひ皆さん方が行って鑑賞していただきたいと思っております。

桜は、皆さんが、別府がたくさんあるので余り珍しいことではないと思っているかもしれませんが、私たちもちょっと調べさせていただきまして、別府郊外というか、まちの中に、こういう狭い面積の中にこれほど名勝がたくさんある桜というか、そういうのは余り全国にもないようでございます。

それと特徴としたら、地生えといいますか、地域に自然生えをしている山桜、こういうのは本当に大変貴重なものだと思います。これがたくさん別府にある。高崎山もそうですけれども、城島とかああいう山のところに地生えのものがたくさんある。これを御紹介したいなというふうに思っております。

これは大体戦後すぐ間もなく植えて、もう60年近くたった木もありますが、ほとんど高齢化してしまっていて、もう樹齢が来ているのですね。多くの、荘園町やらそれから県道にある桜を見たらわかると思いますが、もう枯れているものもありますし、これは見るのが気の毒なような老木もごさいます。こういうのは何とかしなければ、10年先ということは恐らくこういう今のような別府の桜をこのまま見るような風情にはならないと思いますので、こういうようなことを植えかえをしなければならぬ時期に来ていると思います。この別府市もいろんな自然の本当に恩恵をたくさん受けているのですけれども、こういう保全とか保護、そして育てるといような努力をちょっと怠ってきたのではないかなということを感じます。今しかないということは、本当これこそ今しかないのですね。今こそこの手助けが必要だと思しますので、行政としてはこの桜のことにつきまして、それからボランティアでこういうふうに行っているわけですけれども、こういうことにつきまして何か一言お考えを聞かせていただきたいと思っております。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

先ほど議員さんがおっしゃられましたように、実相寺中央公園の中に日本桜の会のボランティアの皆様を中心に、実相寺中央公園桜の名勝づくりといたしまして、平成16年に桜の苗木80本、それから平成17年に30本、それからまた平成18年の3月にも苗木70本、計180本の桜が植栽されております。ボランティアの方々の熱意によって笹のやぶですか、それを全部伐開していただきまして、地ごしらえ、それから植えた後の草刈り、そういったことも全部維持管理をしていただいております。数年後には市街地の中で桜の名勝になることと思っております。こういったボランティアの方々の熱意と御努力に心から今感謝しているところでございます。

○17番（高橋美智子君） ボランティアの方が聞かれたら大変喜ばれると思っておりますけれども、本当、でもこれはいつまでもするというわけにはいかないのですよね。いつまでも続くということにはならないと思っております。それで、継続できる方法を私たちも探してまして、先月、栃木県小山市の行政視察をさせていただきまして、桜の里親制度という制度を勉強してまいりました。ただ、ちょっといろいろなことで別府とは自然環境も違って、思川という17キロもあるような河岸、川の間の土手のところ、堤に桜を植えるということで、思川という大変名前がいいのですけれども、これを「思川桜」といって特殊というか、突然変異でできた桜で、大変かわいらしい桜だそうでございますが、これは13年度から堤防沿いに市民が里親となって桜の木の育成を行うことで始めたそうであります。結局この堤の整備と市民のまちづくりの参加、そういうようなことでこれができたようであります。実際に行ってみましたら、本当に広々としていまして、こういうようなところがあったら、本当、植えてきれいに整備したいなというふうに思うようなところでした。

そして、この里親になりますと、樹木の購入費が1本に3万円出すのですよね。そしてその中には樹木費が1万4,500円、銘板とか支柱などに7,100円、維持管理費に8,400円を市に寄附するということになるわけです。ですから、植える人たちは例えば結婚記念とか、それから子どもが誕生とかお孫さんができたとか、そういう記念のためにこの3万円を出して市にこういう整備をしていただく、そういうことでやりました。ただ、これで足りるのかなという話をしましたけれども、「十分です」ということで、いろんなことでは、あの地帯は花の苗木をたくさんつくるところでもありますから、そういういろんなノウハウもあって、それから堤の残土などを生かしていろんなことをされているようです。

また、この資料は担当課にもお渡しをしたいと思いますが、こういうようなことをしているので、別府も何かできないかなと思って、前に「誕生の森」というのがありましたよね、東山のところに。あの事業も聞いてみますと、平成9年から平成16年、8年間、本当、これは好評だったと思うのですけれども、これはもう今やめたことになっているわけですね。これを聞いてみますと、条件を満たす植栽用地がなくて終了したというようでございますけれども、本当に残念ですけれども、何かいろいろな方法でそういうことができんのかな。ただ私たちが素人考えに考えても、なかなかこういうことは、「さあ、どこに」ということはできませんし、また言うべきではないかもしれませんが、別府市で現在、緑の基本計画が実際に行われていますね。策定中ですが、これについて、この制度を計画とかも盛り込めないのか、それについてお答えしてください。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

今、議員御指摘のように、観光都市であります別府市のまちづくりを推進するために、行政だけではなくて市民の参加、それから市民の皆様方と協働によるまちづくりというのが不可欠だと思っております。現在策定中の緑の基本計画の中で、基本方針に基づきまして施策の方向を定める予定でございます。その中で特に住民参加による緑化事業の参加の仕組み、また意識の高揚のための施策についても十分策定委員さんの方々、そういった方々に検討していただくようになっております。議員の御提言の制度につきましても、ぜひ参考にさせていただきたいと考えております。

○17番（高橋美智子君） 本当、別府は桜の好きな人が多くて、もともと桜自身に、花守をしている人たちもかなり、昔は「花咲かじいさん」とか言っていた、私たちは「花咲かばあさん」になりたいと思っておりますけれども、この桜守をする人たちのいろんな制度が、設置要綱で定めて地域リーダーの育成なんかも国がいろいろしているようでありますから、具体的にも本当に市がいつまでもいろんなことで、ボランティアだけでも頼れない、ある程度そういうような行政的な方針といいますか、そういうものをあとは定めていただきたいなというふうに思います。

それで、富山の桜整備基本計画というのがあって、これは先ほど言いましたように、桜守はいろんな、全国にありますので、大分県でもちょっと調べてみたら津久見も何かそういうようなものをつくったようであります、沿岸に。それから竹田でしたか。それで桜を守り育てる、こういう好きな人たちもあると思っておりますので、こういう要請などもかけて、こういうものもこの計画の中にやはり取り込めないのかどうか、お尋ねいたします。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

今、議員さん御提言の桜守の件ですけれども、先ほどからお話にありましたように、市内にも城島高原それから志高湖、ラクテンチ、境川などいろんな桜の名勝が数多くありまして、桜が植えられております。桜は、観光資源としても大変重要な役割を担っていると思っております。そういった桜を守り、それから育てるためには、先ほども申しあげました行政だけでは大変難しいものがございますので、一般の方、そういった方がより多くかかわっていただければ大変ありがたいと思っております。

先ほども申しあげました市民参加を推進するためのいろんな施策が考えられると思っておりますので、議員の御提言の先ほどの桜の里親制度、それから桜守といったような制度も、先ほど申しあげました緑の基本計画の中で十分検討させていただきたいと思っております。

○17番（高橋美智子君） 本当に、よろしくお願ひしたいと思うのです。私たちも頑張っているいろいろしますけれども、ぜひ行政サイドでの頑張りを期待したいと思っております。

次にいきます。温泉まつりについてを次にいたします。

何か最近、温泉まつりがこの2年ほどでちょっと変わったなという感じがしまして、コンセプトが変わったのと、それから新しいいろんな事業ができたのだと思っております。ちょっとこ

こら辺のところを、どういうふうに変わったのか、どういうことを重点にやって盛り上げていこうとしているのか御答弁ください。

○観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

温泉まつりを含む夏まつり、その他のイベント・行事につきまして、平成15年8月に民間の方、学生さんたちを含む19人の皆様でまつり・イベント検討委員会を設け、それぞれの祭りについてどうあるべきかというふうな議論をいただきました。その答申の中で、温泉まつりについては、現状イベントか祭りか判然としてない状況でございます。温泉まつりの本来のあるべき姿としては、温泉に感謝する、郷土愛を醸成するというコンセプトのもとに祭り、精神、伝統、継承として再構築を図ることが必要とされて答申をいただきました。

そのような中を受けまして、各地域の祭りを盛り上げていく。最近では祭りの期間中にいろいろな地域の町歩きを行う、またそれから、いろいろな伝統、手づくりのちょうちんづくりを教える、それとか踊りを教えるとか、そういう試みもやっております。またメインの行事といたしますか、そういうものにつきましては、従来からある扇山火まつり、それに3年前から行われておりまして大変好評でございますが、別府公園での千灯明、これは昨年8,000本余りの灯明でございましたが、ことしは1万本を超える灯明で飾っていかうというふうに考えております。市民の方、訪れる方に大変人気でございます。また、駅前では従来からの仮装踊りや温泉踊りや湯かけまつりなどを行っております。

○17番（高橋美智子君） これ随分変わったなと思いました。このかわいらしい温泉まつりのパンフをいただきましたけれども、地域での取り組みというか、結局、住む人が楽しく祭りをするというか、そういうような傾向に変わってきたのだなと思いました。それで、これは本当に基本的なこと大事なことだと思いました。ただ私、住む人が楽しめる、それはもちろんいいのですけれども、実際に私たちは温泉まつりといったら、全国から来てくださいという一つの何かPRしたいという気持ちがありまして、全国花の会も通じまして、パンフをつくった関係、全国にいろいろ出ていくときに皆さんにいろいろ御案内をいたしまして、「別府に来てください、別府に来てください」と一生懸命言って、それで来てくれた人もあるわけなんですよね、去年も。それでちょっとはたと思ったことは、ここに来た人が、どこで何をしているかよくわからなかった、そして駅前に行ったら、たまたまそれが終わっていたとか、これは1、2、3あるのですけれども、1日目からするのかと思って1日に来たら何もなかったとか。何か違う銀天街とかやよいですか、ああいうところでしたのでわからなかったということがありまして、ああ、悪かったなと思ったのですけれども、ことしも見て、これではちょっとわからないのではないかな。せっかくこういう温泉まつりというのは、たぶん世界でもないと思うのですよね。ですから、やっぱりこれ、温泉まつりというのは、別府市は結集して取り組む楽しい祭りというふうに考えたら、地元の楽しむ祭りであり、地域で頑張ってもらう祭りであり、そして観光客も呼び込んで楽しめる場所でないと、私はやっぱり盛り上がり足りないんじゃないかなというふうに思います。ですから、住む人も訪れる人も楽しめるというか、その訪れる人のためのちょっと、どこに行っていかわからない、いわばメイン会場がないといえますか、そういうのははっきりとした形でお客様を呼ぶ方がいいのではないかなというふうに私は考えました。

それで、たまたま花の会をしたことで、私たちは4月3日で最後の日でしたので、本来ならば扇山の火まつりとか千灯明とか中浜地藏尊ですか、ああいうところとかいろいろ歴史がありますよね。逆にいえばほかのところよりも歴史があると思えますし、扇山の火まつりなんかは京都の大文字よりもまだすばらしいと私は思っています。ですから、そういう呼び込みを、見せてあげたいのだけれども、こういう日にちがばらばらになっているし、そういうふうに何かできないのかな。私たちが思うことですから、観光でこういうまちづくりの推進をしている人たちがぜひ考えていただきたいのですが、ピーコンの活用も私はすべきではな

いかと思うのです。こういうふうにはたまたま全国大会でこういう呼ぶことになりましたけれども、毎年温泉まつりがあるのですから、ビーコンの会場も文化的な祭りというか、生活の文化でもいいですが、そういうものを取り込みながらビーコンの相乗効果も高めたり、それから私は自分でこのパンフで皆さんに「来てください」と言ったことで、ことしもいろんなところに持って行って声をかけましたので、例えば熱海の交流会に来ていた方たちにも、これで「来てもらえませんか」と言って、市長にもお願いしました。市長は、「この日はちょうど辞令交付式で行かれんから、ほかの人を出します」とか言ってくれたし、いろんな花の会の関係の人に言ったら、言えば、来てたけれども、もう一回温泉まつりに行ってみようかという気になって、「行きますよ」とか言ってくれて、なおさら責任を何となく私は感じて、ぜひ温泉まつりを盛り上げたいなというふうに思っているのですけれども、こういうふうに一人一人が声をかければ結構いろんな人が来てくれるのではないか。例えば別府に、親孝行したかったら温泉にでも入って桜を見ようとか、そういうようなことを自分の言葉で別府を語って宣伝マンになっていけばいいなというふうに思うのですけれども、聞いてみますと、何かONSENツーリズム大使というのがあるのですか。そういうのがあって何かしているとかいうお話もありますので、そういうビーコンの相乗効果やら宣伝マンとか、こういうようなことを来る人たちのために考える余地があるのか、今までもまた考えられたのか、そこら辺をお聞きます。

○観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

第1点目の、祭りとしての温泉まつりは、地域の人にも愛され、それから訪れる人にも愛されるお祭りという御趣旨の部分でございます。そういうふうな状況の中でコンセプトというのが平成15年に出てきたわけでございますが、まず別府市は、世界一の温泉地としてこのすばらしい温泉をまず市民の方、地域の方がしっかり感謝し喜んでいくというコンセプトがあるかと思えます。御承知のとおり、この温泉まつりに向けて毎年、日ごろでは市営区営とか一定の温泉しか入れないという状況の中で、毎年いろいろな温泉に入るようにいろいろ工夫しております、ことしは121カ所の市営区営、それからホテル等の御協力を得て温泉に入れるようになっております。議員も数度触れています「さくらシンポジウム」につきましても、別府市においては桜が至るところにあります、意外とその桜が別府の宝物であるということをなかなか市民の方も、私も含めてですが、気がつかない。そういうふうな中で「さくらシンポジウム」という一つのものを契機にして、その宝を見出す機会になるのではないかとこのように考えております。

そう言いながらも、訪れる人たちが来て、やはりそこに行けば、「あ、この祭りだな」というふうな一つの仕掛けというものは非常に大切であろうかというふうに考えております。そういう点では扇山の火まつり、千灯明等々になるわけでございますが、ここら辺の議論につきましては、祭りをやっております実行委員会の皆様とよく議論をされております。その中でも、このままでいいというふうに考えている方はほとんどおりません。どうやったらこの温泉まつりを代表的な、そして自分たちも来る人たちも喜べる祭りにしていこうかという思いで満ちあふれております。そういうふうなことで、またこの基本的な考えについて実行委員会の皆様と十分協議して、よりすばらしい祭りにしていきたいというふうに考えております。

2点目の、PRを含めた部分でございます。現在、ONSENツーリズム大使という制度を設けておりますが、基本的にこのONSENツーリズム大使は、観光関係者で、なおかつ県外に赴任する人を主体にして考えておりますが、議員御指摘のように、市民の方それぞれを巻き込んだ形での別府のPR、温泉まつりのPR等々は非常に大切なことだなというふうに私自身も思っております。そういうふうな仕組みづくりに向けて関係機関、また委員会の皆さんと協議して何らかの形でつくっていききたいというふうに考えております。

○ 17番（高橋美智子君） 具体的にはそういう言葉を聞けましたので、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。そして、私たちはこれ、私もどっちかというと余り積極的ではないので、お祭りのときなんかどっちかというと見ている方なのですけれども、見ていましたら、市会議員の若手の方が、黒木さんなんかはもうお祭りの先頭に行っているように、若手がいろいろと本当、祭りを盛り上げているのですよね。ですから、私はやっぱり別府市の人たちが、議員たちが特に、ちょっとこういうことにも何らかの形で協力を願えたらなというふうに要望しておきます。

次にまいります。このお祭りで私は、ああ、こういうことは考えたこともなかったと思ひたことは、実はAPUの学生さんたちが、こんなお祭りにおみこしを担いで、外国の方がおみこしを担いだりしているので、「ええっ」と思ひてびっくりしたのですけれども、結局は別府の中に若い人が余りいないから、こういう人たちが一つは楽しみながら、日本のお祭りがどういふことか経験したいといふことで、たくさんの方たちが温泉まつり、ほかの祭りについても参加をしてくれています。こういうありがたい学生がいるといふことで、祭りでこんなふうに参加する人たちの実態が全然わからないのですけれども、学生数はどれぐらいあつて、大体祭りのそういうことの機関があるのか、こういうことを取り組む。そういうことを教えてください。

○ 国際交流室長（吉本博行君） お答えいたします。

今、APUの学生数でございますが、1回生につきましては、国際学生、国内学生合わせまして1,148名、2回生が1,062名、3回生が1,052名、4回生以上は1,074名、合計4,336名今APUの方で在籍しております。

先ほどの各種祭りやイベント等に参加している学生数でございますが、私どもが把握しているのは、APUの中でまちづくり推進委員会というやうな団体が5団体ぐらいあるのではないかといふことで、約1,000名が各種イベントそれから地域交流等に参加していることは、今把握しております。

○ 17番（高橋美智子君） 確かに何か私たちも、いろいろな関係でそういうことを竹瓦やらそれから亀川とか、いろいろなところで拠点がなく頑張つて、私のところの事務所もそのまま空きといふか休館中といふか、そういうやうなところに少しお話の場を貸してくださいとか、いろいろなことで本当、学生たちは苦勞しながらいろいろされているのだなといふことが初めてわかりまして、それでこんな人たちは本当に別府が大好きになっているのですね。そして別府のために何とかしたいといふ気持ちを持ちながら、先日も、亀川の文化祭か何かの会の人だと思ひますけれども、その人たちからお電話がありまして、「ありがとうございました」といふ連絡と、本当は別府に残りたかつたのですけれども、何か残れるやうなところがなくて東京の方とか神奈川の方で友達は仕事をするやうになりましたといふ御報告を受けました。そして、こういう人たちが何か別府に残つてできないのかなといふふうに思ひまして、実際に学生が別府に、APUの学生がどれぐらい残っているのですかね。

○ 国際交流室長（吉本博行君） お答えいたします。

APUが開学しまして、今2年ほど卒業生が出たわけでございますが、2003年度につきましては、別府市内に就職している方は、留学生が1名、日本人学生といひますか、国内学生が2名、それから2004年度につきましては、留学生が1名、それから日本人学生が3名でございます。これは、あくまでも別府市内でございます。

○ 17番（高橋美智子君） これほど多いのに、残念ながら本当、人材といふか宝物を育て、それは仕方がないといふ気持ちもしないではないのですけれども、やはり国際交流でもいろいろなことで外国の方やら、それから日本から来た方でも何か観光に役立ちたいといふ仕事をアルバイト的にはたくさんしていると思ひますけれども、本当にそう思ひたときに受け入れるところが全然ないのですよね。それで、私は、別府は温泉まつりもほかにはないと

言いましたけれども、観光課の温泉課とかいうのも、もうなくなりましたけれども、こういう特徴のある別府であるわけですから、何らかの形で観光サイドに学生が残れるような考えはないのか、配慮はないのか、そこら辺をお聞きしたいと思いますですが……

○国際交流室長（吉本博行君） お答えいたします。

議員御指摘の、今APUの場合は、アジア太平洋学部、それからアジア太平洋マネジメント学部がございますが、アジア太平洋学部の中にアジア太平洋の観光という、これは地域研究でございますが、そういう勉強もしている科もあります。また観光ゼミとって、ゼミの方で各教師の方、講師の方が、観光について教えていることもあります。そういった意味の中で、先ほどこういう別府の中に就職ができないかということでございますが、実は平成16年10月に留学生支援を目的とした大学コンソーシアムおおいたを設立しまして、その中に県内の大学、それから短大で学ぶ留学生の国際色豊かな能力を地元のビジネス、観光教育、福祉、地域ボランティア等、さまざまな分野で活用するように、留学生と地域社会の連携を図りながら、世界に開かれた活力ある地域づくりを目指すアクティブネットが、平成16年より活用されております。これは企業が登録しまして、また学生も登録して、その人材を地元のために活用できるようにしております。就職につきましても、このアクティブネットを活用して今推進しているところでございますが、先ほど議員の御指摘のように、別府市といたしましては、特に学生にとっては魅力ある企業、また希望する企業がなかなかないというふうに考えておりますが、大学側もいろいろと別府市内に就職するよう働きかけておりますので、今後も大学側に働きかけていきたいというふうに思っております。

○17番（高橋美智子君） せっかく大学があって人材が生まれて、そしてそれがやはり別府のためにもなるというような考えがあるのならば、そういう努力を行政もしなければいけないのではないかと思いますし、また行政だけのことでなくて、企業もやはりそういうことを努力していただきたいなということを申し上げたいと思います。

コンソーシアムおおいたですかね、これも確かに学生には経験ができて大変いいことなですけれども、もうこれはアルバイトの枠しかないわけですよ。ですから、これを生かしたような企業の、この中にかなりありますから、見たらジェットロなんかもありますし、いろんなことで、その中で例えばこれが第2のふるさとになってくると思うのです、留学生にすれば。そうしたら、また九州に来たときに自分が別府の方に選びたいとかいろんなことがあると思いますので、そういう働きかけをぜひしていただきたいということを要望しておきます。

では次に、これの基本になるようなことなのですけれども、市民ネットのまちづくりについてちょっと質問いたします。

これは実際に北浜の国際交流会館で先週、3月2日に泉まちネットの交流会がありました。これはもう7回を数えて大変定着をしているな、そして、行って見てちょっと心配をしたのです。私もどっちかという中に入りながら楠港の問題とか行政に対する厳しい批判とか、そういうようなお話があるのかなというふうにちょっと心配をしてまいりました。しかし、そういう意見も少しありましたけれども、ほとんどの方々が自分たちのいろんな積極的なお話をされて、これが本当にいいまちづくりの交流会に成長しているなということを感じました。こういうのを割と市民の方たちも余り知らないのではないかなと思いましたので、この取り組み、それから効果はどんなふうにあるのかをちょっと教えてください。

○観光まちづくり室参事（平野芳弘君） お答えします。

市内のさまざまな分野のまちづくりグループが、互いに連携交流しながらそれぞれのネットワークを広げ、市民主体のまちづくりを進めていくために、平成15年度に泉都まちづくりネットワークを設置しました。平成15年度のネットワーク設置当初ですけれども、参加団体数が約30団体でありましたけれども、平成18年2月現在では195団体・個人に参

加がふえておりまして、またNPO法人を取得しております団体は市内に30団体にふえまして、市民によるまちづくり活動はさらに活発化している状況であります。さらに、各団体のまちづくり情報をインターネットで広報するために作成しております「泉まちネット」や地域通貨のホームページのアクセス数でございますけれども、3万5,000件を超えておりまして、さらに全国から15の地方公共団体や国等が、昨年末から別府市の先進的なまちづくり活動の取り組みにつきまして視察研修に訪れておるところでございます。

このような盛り上がりの中で、昨年11月に「第1回全国まちづくり交流大会IN別府」が開催されまして、延べ2,000人以上の参加があり、各まちづくり団体と協働で全国、世界へ元気な別府をPRできたところでございます。

○17番（高橋美智子君） これは本当、すごいなと思いました。ただ逆に言ったら、市内の人が余りまちづくりとかそんなに直接的にかかわってない人たちの参加なんかもう少しあるといいなと私は思ったのですけれども、私は今度の7回の会に行きましても、実は本当、驚きました。私、ちょうど文化部会ですか、これは七つの部会に分かれていまして、文化の方にちょうど出たのですけれども、文化部会に。そうしたら、15人ぐらいの小さい話し合いの会でしたけれども、それでも来ている人が、みんな別府のために何かをしたいといっ、実際に何かしているわけですね。私は司会をさせられたので一人一人に聞いてみたのですけれども、そのときに市民劇場なんか自分たちでお芝居をつくっていますよね、女性の方やらが主に。もう900名も過ぎましたけれども、市民劇場をつくって実際に自分たちが運営しているとか、それから別府のPRの写真を撮ってカレンダーに入れてもらっていますとかいって見せている方とか、それから障害のある方でしたけれども、自分は障害の人たちが楽しめる場所がないからお店を持ちました。そこには障害者の人たちの作品も展示をしたい、それは別府市のだけではなくて全国から体の不自由な方たちに応募して全国大会みたいな、そういうこともしたいのだと夢を語っておられました。それから、実際に別府の歌をつくって自分で歌ってみせてくれた人がありましたが、それから竹のミュージアムなんかを自分たちがやっている、それを広げたいのだとか、それから映画づくりをしたいとか、監督さんと呼んで交流をしたいとか、実際にこれをやりましたけれども、それから、いろんなことの中で私は実際に別府のこういうビデオをつくってPRしている、そしてこういう会議の人たちで別府の映画をつくりませんかというような提案をされて、本当に考えてみれば、ここでそんなものがぱっとできるなという感触を持ちました。そういうような大変すぐれた自分たちの実践を持った方たちがこういう中において、そして別府はこれは変わるなと私は思いました。その人たちのまた使い方も、別府市はあろうかと思えます。

それでこういうのを、先ほど言いましたように、意外に市民の人たちが、一般の人たちは余りどっちかという知らないと思うのですよね。このPRを私はやっぱりたくさんしていただいて、たくさんのいろんな方たちがここに集まるようになるといいなと思っているのですが、そのPRについて何かしているのかどうか説明してください。

○観光まちづくり室参事（平野芳弘君） PRについてでございますけれども、いろいろな手法とかホームページ、そういうのにもすべてアップしていますし、いろいろ機会あるたびにそういうネットワークに参加しませんかというようなことで声かけしたり、いろいろな会合があるときにPRを心がけて、より元気な別府というのを広げていこうということで努めているところでございます。

○17番（高橋美智子君） 本当、別府は今いろいろなことで市民の元気がありますけれども、こういうことが育っているまちになっているのだなということを感じます。それで、こういう方たちの力を借りながら別府市を本当に市と協働のまちづくりをぜひ進めていただきたいということをお願いしておきます。

では、次にまいります。最後ですけれども、各種審議会、委員会、委員のあり方について

ですが、これはもう1年前も同じように、ちょうど温泉まつりのこと、それから各種審議会のことを質問した経過がありますが、これはなぜきょう、こういうふうに話をするかということ、楠港跡地の選定の委員会の中で、国実議員も言われたように、その選定の仕方の中で女性も入ってない、一人も入ってない、それから若い人たちも入ってないではないかという話がありました。この委員会の各審議会の中に何らかの形でいろんな多くの人を取り込むことができないこういうあり方は、少し考えた方がいいのではないかということをおも1度議会で申し上げました。そのときに、そういう気持ちはかなりあっても、なかなか具体的には成果としては上がってないのですよね。だから、前の井上市長ときにはほとんど変わりませんでしたし、浜田市長になって、楠港の公募制とか取り入れて、それから市民代表とか、逆に言えばほかの今までなかった要素を取り入れながらいろんな人の意見を聞いた会、選考委員会であったとおもっています、ただ今言ったように、考えれば女性たちも入っていれば、なおさらまだよかったのではないかという観点から、せつかくことしのこの議会で男女共同参画条例が制定をされましたので、本当に御苦勞でございましたと担当課には申し上げたいと思います。本当にこれは実質的なものにするために、やはり少しずつですけれども、課の方にも御努力をいただいて、それから私たちも全体の中で学習しながら少しずつ進めていければというふうにおもっています。

そこで、お尋ねですが、審議会で重複しているいろんな委員会がありますよね。兼任されている方がたくさんいるわけですけれども、一つも、余り変わってないと思うのです、今の段階で。こういう選び方というのはどのような基準で選んでいるのか、そこを教えてください。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

どのような基準で選んでいるかということですが、審議会の中には条例で設置を義務づけられているものがございます。その組織・構成については、学識経験者または住民代表といったいろいろな条件等が記載されている部分がございます。そういった中から学識経験者、住民代表ということになりますと、団体の代表者というような形で選出されている状況もございますので、重複していく可能性というのは高くなっているという状況でございます。

○17番（高橋美智子君） 確かに長をもって充てるようなことですから、ほとんど重複している人も多いというのは今までもわかっているわけですから、ここをどなたかまた違う方にとか、女性を出してくださいとか、そういう指導はあっているのでしょうか。

○政策推進課長（徳部正憲君） 重複や兼務をできるだけなくすような指導や対応についてでございますが、審議会等の委員の選定条件が、要綱や規則等の中で職務指定になっているところが多いことから、これが大きな原因となっているところでございます。各課の委員選定に当たりましては、長の職務指定ではなく団体の推薦という形で個人に偏らない幅広い人材の推薦を各団体等に協力していただくとともに、委員選出団体が特定の団体に偏ることがないように要綱等の見直しをお願いするとともに、公募による委員の選定を取り入れるなど積極的に実施してまいりたいと考えております。

○17番（高橋美智子君） 担当課が、前年度もそういうふうにお話をされたと思います。そして努力をされている様子が、結局は各担当課の成果といいますか、そういうのを出示していただいてチェックしているだろうと思います。でも、ほとんど変わってないのですよね、実質は。ですから、条例を出してしてもなかなかそれが、私は「変わるかな」という気がいたします。せめて0.1とか1%でも上がればいいというような、そういうようなことで今進んでいるのですけれども、男女参画推進条例の第10条第2項で審議会の構成員を選任するときは積極的改善措置を構じたいというような、そういうことで積極的な措置もちゃんと条例の中に入れていただきましたけれども、これについてはどのようにしようとしているの

かを教えてください。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

政策方針や決定の場合の女性参画の促進につきましては、男女共同参画プラン及び実施計画の中でも施策として掲げ、積極的に取り組んでおる状況でございます。各種委員会等の委員の公募制の導入、兼務の重複、女性の登用の面から、また市民参加による開かれた市政を推進し、市政に対する理解と信頼を深めるための有効な手段であると考えております。審議会等の委員の選任を行う際は、政策推進課に合議を図ることとし、できる限り兼務の重複を避け、女性の登用を促進するように指導しております。今後は、女性が政策決定の場などさまざまな場面で能力を発揮できるよう積極的に研修や環境づくりの整備等を行い、女性の登用率の向上を促進してまいりたいと考えております。

○17番（高橋美智子君） 教育委員会の方で前も、教育長さんがかわりましたので、たぶん御存じないと思うのですが、審議会の中身を見直すように私は言った経過があります。教育委員会で見直しがされていると思うのですが、具体的にこれは当然女性がいっぱい入っているのに、審議会には一人も出ないとかいうのがたくさんありました。それで、具体的にここでは言うのは控えますけれども、こういうようなことをきちんとやっばり一人でも出すとか、その数値目標、目標値を県が今度は決めましたよね。県が決めましたから、せめてここまではできるかもしれんというようなものを実際に具体的に上げて目標値に近づける努力をしていただきたいということを宿題として、この1年間また推移を見たいと思いますので、しっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政策推進課長（徳部正憲君） ただいま議員さんが言われましたように、県が先日、男女共同参画プランの改定案が知事に答申されたところでございます。これによりますと、県の審議会等における女性委員の割合の基本目標は40%以上、管理的職業従事者に占める女性の割合を6%と基本目標を定めております。別府市の男女共同参画プランの計画期間は、平成14年から平成22年までの9年間で、この数値目標は現在設定しておりません。数値目標の設定につきましては、今議会で議決をいただきました男女共同参画推進条例第20条により、別府市男女共同参画審議会を設置しますので、そこで御意見を求めていきたいと考えております。

○17番（高橋美智子君） この条例ができるまでに、11年間かかりました。でも、これのできたので大変評価をいたしています。それで、これを本当に実質あるものに少しでもして、これは市の条例ですから、みんなでそれに取り組む気持ちでぜひ努力していただきたい。それで私たちも努力をしていきたいと思ひますし、今回の議会のこれを審議するときに、委員会でいろんな意見が出ました。それでこういう意見を出すことは、今まで余り委員会でなかったと私は思うのです。そういう意味で温度差はありますけれども、本当にこういう実態だということとか、本当に本音で話せるようなそういう委員会がぜひあるように望みたいと思ひます。ありがとうございました。

○20番（清成宣明君） 7分ほど17番議員が残していただきましたので、それもいただいてプラスでいきたいと思ひております。

市長、お体のぐあいはどうですか。部課長がしっかり答えると言っておりましたから、どうぞ悪いときは出たり入ったりしていただいて結構だと思います。

ちょっと順番を、すみません、観光行政が先に入っていたのですけれども、6番目のスワンの方からちょっといきたいと思ひますので、議長、そういうことでよろしく願ひします。

財産活用課長に、お入りをいただきました。スワンの問題でありますけれども、12月議会で2番議員が質問をちらっとして、あのときは応募している、公募しているということがありました。先日の新聞では1社、何か数社あったのだけれども1社残っているというお話

でありましたけれども、聞き及ぶところによると、応募者ゼロだというようなことも聞いております。そうすると4月1日からあそこがどうなるのかなということも非常に心配になるわけでありまして、撤退の原因それから募集の状況、そしてまた現在の状況について、まずそこまでお知らせをいただきたいと思います。

○財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

現在あるスワンが、本年3月末をもって撤退をするということになり、新規出店者を募集しましたところ、現地説明参加業者につきましては4社、また申し込み期限の2月17日に申し込みをされたのが1社でありましたが、その後21日に、その1社から辞退届けが提出されまして、現在のところ応募業者がゼロとなっております。といいますのも、現在入っておりますスワン、振興センターがやっておりますが、やっぱり経営状況、そういった問題がありまして、なかなか採算がとれないのかな、そういう御心配があったのではないかと考えているところでございます。

○20番（清成宣明君） 事ここに至って応募者がいないということになると、ちょっと4月1日からどうなるのかなという心配があるわけですが、そのときつけた条件、あるいは家賃も含めてでありますけれども、その辺のところはどういう条件で公募をされて、また応募してきた業者がどういう意見、いろいろそこでお話し合いがあったのかなかったのか、その辺について。それからもう一つは、今後どうされるのかということについてお知らせをください。

○財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

この新規出店者に対する募集につきましては、2月号の市報に掲載いたしておりますが、まず第1番目に、市内で店舗または営業所で3年以上の営業実績を有するもの、また当然市税、消費税を完納しているもの、そういったもろもろのものがございまして、まず使用料についてでございます。使用料につきましては、公有財産規則、要するに行政財産をお貸しする関係上、1平米当たり消費税込みで315円、これは広さが297.52平米となっておりますので、月額としてはおおむね9万円程度の使用料になろうと思っております。そして厨房についてでございますが、厨房については現在の厨房を使用しても構わないし、そして新たに厨房を設置する場合は応募業者の負担としていただきたい、そういった部分でございます。また業者からの要望の中に、アルコール類の販売をさせてほしいという要望がございましたが、これについては御遠慮をいただきたいということでお願いしております。またもう一点、業者の方の要望の中には、市が実施するイベント等の弁当を優先的にあっせんしてほしいという御要望もございましたが、これは私ども、弁当を発注する際には登録していただいて、その業者の中で発注いたしておりますので、その業者として登録をしていただきたい、そういった話をしている状況でございます。

そして、あと第2点目でございますが、今後のことについてでございます。現在、諸条件を見直しをし、再募集をするか、また他の活用策を考えていくのか、この結論を早急に出さないといけないと内部では考えております。

○20番（清成宣明君） そうすると再募集をするか、あるいは新たな活用ということでありまして、執行部の判断として、あそこに食堂及びレストランが必要なか必要でないのかという結論はあるのでしょうか。

○財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

あの場所に食堂が必要であるのか必要でないのかという結論でございますが、内部でかなり議論した経過がございます。といいますのも、現在ある食堂の利用者の方、これは職員以外にも一般市民の方も多数お見えになられております。またもう一つ、なくてもよいのではないのかという考えの中には、いわゆる市民の方が役所に来て憩える場所といいますか、お話ができる場所が無料で、あそこは食事をしたり喫茶をしたりする部分では御利用できますが、

なかなか品物を購入しないであの場の中に入っていくとかというのは難しい部分がございますので、そういった部分で、食堂ではなくてサロンのような位置づけでもいいのではないかと、そういった議論がされた経過がございますが、やはり今までの利用者のことを考えますと、まず食堂を募集してみたいということで結論づけたところでございます。そういった結果から、今回応募に至った状況でございます。

○20番（清成宣明君） 要は、必要であるか必要でないかの結論を出さないと、他の活用法というのなかなか難しいなと思います。当初たしか、もうことしこの庁舎ができてたぶん21年目ぐらいになるのですかね、20年を超えたのでしょうけれども。お弁当業者といいますが、外部からは入れないということでここにつくったというふうには実は聞いております。しかし、現実にはあちこちからお弁当屋さんが、「お弁当屋さん」と言っているのかどうか分かりませんが、外部から入っていますね。これはいつごろからどういうふうになったのか私も記憶がないのですけれども、そうするとその規定があったのかどうかはちょっとよくわかりませんが、今はそういうふうには現実にはなっている。そうすると、その現実にはそういうふうになったのは何であったかということを考えてみると、業者には大変申しわけないけれども、食堂あるいは食事に魅力がなかったということになるのかなという思いがします。事ここに至ってどうのこうの言うつもりはありませんけれども、一刻も早く何らかの対応策あるいは措置をしていただかないと、私もよく下を使うのですけれども、今後はどうしたらいいのかなという思いもしておりますし、議員さん方もあちこちでお弁当をとっておるのだらうと思いますけれども、その辺を考えると、あそこの活用は一刻も早く措置をしていただきたい、あるいは新活用ができるのであればそういった形につけていただきたい。

ただ家賃が、家賃といいますが、9万円というのは、あの広さからすると実際はそんなに高くはないような気がします。ただ時間制限の問題あるいは駐車場の問題、あるいはアルコールの問題、いろいろあるのだらうと思いますが、大分市はすでにコンビニか何か入ったという、コンビニの内容はよくわかりませんが、4月中旬にも新店舗が開店をするというようなことをインターネットで確認をしておりますけれども、大分市と条件がかなり違うのだらうと思いますけれども、一つの案として、家賃がさほど高くない、あるいはそういうことで、では役所が年間100万そこらの金を稼ぐために一生懸命という形、これは財政上からいえば当然考えなければならないことでもありますけれども、障害者の団体とか母子家庭の団体とか、そういったところで結構いろんなお弁当をつくったり、あるいは食事をしたりしているところがあるのですね。ああいうところとはにかく働く場所、単価は安くてもいいから何らかの収入を得たいとか、そういった人たちがNPO法人も含めて市内にたくさんおられるような気がします。現実には仕事を探しておられる人もたくさんおりますので、宮崎県の野球場がありますね、ジャイアンツがキャンプに行く。あそこで販売をキャンプのときにするのは、ほとんどが食事からすべてそういった方々の手によるもので運営がなされていて、たくさんキャンプに訪れるお客さんがおるわけですから、それなりの利益を出しているというふうには聞いております。だから、余り利益を追求するというのではなくて、あるいはそういった方々と連携がとれるのであれば、もし応募者がいないということであれば、ぜひそういった方法も考えていただいて、何と申しますか、そういうことでやってみたい、今は3年間事業をやっているとか、あるいは税金の問題とかいろいろありますけれども、少し緩和をすることによってそういう団体が一生懸命やっていたらいいのであれば、そういうことも可能ではないかな。確認したわけではありませんけれども、たしか県庁の中の喫茶店もそういった団体が喫茶をやっているのではないかなと思うところがあります。これは私、確認できておりませんが、軽々に言えませんが、そういったこともある意味では歓迎してもいいのではないかなというふうに考えますので、どうぞ一刻も早い措置といいますが、解決をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

これでスワンの件については……。ほかに何か言うことありますか。あれば言ってください。なければ、これで終わります。

○助役（大塚利男君） 今、スワンの件についての御提言などをいただいたところでございますが、このスワンにつきましても、私ども、振興センターが運営をしていただいて、これは職員厚生会の職員食堂という位置づけで厚生会の方からも補助金等を出して振興センターにお願いをした経緯がございます。振興センターの方としては、これは毎年の赤字でございました。と申しますのが、やはり営業時間など限られておりまして、昼食だけが主体というところがございます。こういったことから今回の応募につきましても、やはり採算性とか、そういったものが一番こちらに出店したい方の思いであったかと思っております。そういったのが非常に難しい面がありまして、市の方としても、今御提言いただきましたそういった福祉やボランティア団体、そういったところのことも視野に入れて、今後また検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○20番（清成宣明君） ぜひ、よろしく申し上げます。

また順番をずらして大変申しわけないのですが、ホームレスの対策にいきたいと思えます。もう課長さんは入らなくてもいいです。これは言い放していきますので。

大阪市で御存じのとおり……。あ、待機している。（笑声）大阪市で議員さんが御存じのとおり、テレビでいろいろあって、公園の中に住所を定めたと、ホームレスの方が。それを裁判所も1審では認めたとというような事態が起きております。私たちが考えますのに、本来からいって日本の法制度、あるいはいろんな方の状況からしたときに、本来あってはならない人たちがたくさんあいうふうにおられるということが、摩訶不思議なことでありまして、よくよくテレビの取材とかを見てみますと、本来はそういう収容といいますか、あるいは保護できる場所があるにもかかわらず、自分たちの意思でそこにいたい、もういかんともしがたいという状況のようでもあります。

別府市にも、お聞きしますと10人程度の方がいらっしゃるやに聞いておりますけれども、これは環境安全課、公園緑地課が常に見張っているわけにはいかないわけで、彼らも移動するわけでありまして。私たちの校区にもちょっとそういう人がおりまして、今はその問題も片づきましたけれども、ただこういうことが現実に裁判まで起きてそういった形になりますと、行く行くいろんな権利の主張、あるいはこれにも支援団体がついておるようでもありますから、どのようなことにならないとも限らないということがあります。

現実、私が大阪と兵庫へ行ったときに、西宮市と尼崎市の間に武庫川という大きな川があります。その川の両側、河川敷は大分の陸上競技場あたりの河川敷の3倍ぐらいあって、立派な松の木も植わっていますし、居心地のいい散歩コースでありますけれども、そこにブルーシートがたくさん並んでおりまして、「はあっ」という感じで見てまいりましたけれども、そのときにお聞きをした話でありますけれども、西宮の市の職員は、「できるだけ川の向こうに行ってください、川の向こうへ行ってください」、尼崎の職員は「できるだけ川の向こうに行ってください」と、お互いに「向こうへ行け、向こうへ行け」と、行政区域を外れてくれれば自分たちの責任ではない、あるいはいろんな費用がかからないということでやり取りをしておったようでもあります。それが橋のちょうど真ん中でやっておるものですから、おもしろかったのでありますけれども、何とそこも住所は設定をしてないそうでもありますけれども、ピザの配達のところには「西宮市河川敷何番地」という電話でピザの配達要請があるそうでもあります。ピザ配達のお兄さんたちがたったかたったか単車でピザの配達をして、「何番地はどこでしょうか」と聞くと、「ああ、何番地は向こうだよ」ということで、きちんと住所設定が出て、立派なブルーシートが用意をされていてという状態になっておるようでもありますから、これを余りやると、別府市が非常にそういう人たちにとっては居心地のいい場所のようでもあります。ただで入れる温泉があるし、ホテル・旅館から食べ物、飲み物、

ひょっとしたら晩酌ができるような飲み物まで用意がされている実態があるようでありますから、居つくことのないように、ぜひ担当課だけではなくて、これは観光地でありますから、悪いイメージにならないようにしっかり見守って……、見守ればなくなるか、見守ったらもっと居つくのか、ちょっとその辺がよくわかりませんが、いずれにしても対処の難しい問題であろうと思いますけれども、せいぜいぜひ気をつけていただきたいというふうにお願いをして、これもここで終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、大変すみません、観光行政1番に戻りまして、お入りをいただきたいと思いません。

観光行政について3点ほど上げておりますけれども、まず最初に、観光ルネサンス事業の中に、予算書には、これは議案質疑でやろうかと思ったのですけれども、どなたかがやるかなと思っておりましたけれども、やられませんでしたので、お尋ねをしたいと思います。いわゆる商店街の角っこにいろんな、SOS室も入るのですかね、やろうとしているということを知っておりますけれども、そもそもこのルネサンス事業について御説明をいただけたらありがたいと思います。

○観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

この観光ルネサンス事業は、国のビジット・ジャパン・キャンペーンに連動する形として設けられたものでございまして、国の外国人観光旅行客の来訪地域の整備等の促進に関する国際観光の振興に関する法律――ちょっと長いのでございますが――を改正しまして、観光地の活性化に取り組む民間の活動を支援する制度として創設されたものでございます。昨年、法改正が行われてこの制度もできたものでございますが、第1回目のこのルネサンス事業の応募に対しては、全国から22の市や地域から応募がございまして、別府市では別府市観光協会を含む13の地域等が、昨年の11月1日に認定されたところでございます。その認定された申請のタイトルは、九州で最も個人旅行者にやさしい滞在型温泉地別府づくりでございまして、個人旅行者が安心・便利に別府での滞在を楽しめるようにしていこうと整備等を図る事業でございます。この中身につきましては、非常に多くのものがございまして、空港から宿泊施設までのリムジンバス運行、それや観光客と市民・留学生との交流拠点づくり、留学生の観光ボランティア養成、アジア諸国から観光施設へのインターンシップの受け入れ、ユニバーサルデザインや多言語化等の施設改修の助成、温泉紹介の多言語化など、さまざまな事業が展開するというところで認定を受けております。この事業は、昨年11月から基本的には再来年の10月までの24カ月事業として認定を受けておりまして、足かけでは3年間というふうに事業採択を得ております。おおむね事業費の4割は国が出して、民間が3割、県・市で3割の費用負担区分となるとされています。

○20番（清成宣明君） ルネサンス事業のおおよそはわかりました。その中で、今交流センターという話の予算がこれ、あるわけでありましようけれども、ビジット・ジャパン構想の中で外国人ということの義務づけがあるようではございますけれども、外国人だけに限ったことではなくて、私たちが期待するのは、当然市民と留学生あるいは外国人観光客との交流も必要だし、またあって当然だと思うのですね。外国人だけということではなからうと思うのですけれども、その辺のことについてはどうなのですかね。

○観光まちづくり室長（中尾 薫君） 議員も御指摘をされましたが、このルネサンス事業の対象は、基本的に外国人旅行客ではございますが、その外国人旅行客を引きつけるためには日本人旅行者、もっと言いますと、市民と留学生とか、そういうふうな原点のものが大事でございまして、そこら辺を十分踏まえて例えば交流センターでありますとやっつけていかなければならないし、また外国人の方、訪れる方にも魅力づけが薄いものになるのではないかと、いうふうに考えております。そのような観点から、市民と留学生との交流というのは、すごく大事な部分であろうというふうに思いまして、現在、このルネサンス事業のうちの、仮称

ではございますが、観光交流センターにつきましては、国際交流室と共同事業として展開すべく当たっているところでございます。

○国際交流室長（吉本博行君） お答えいたします。

今、観光まちづくり室長が御答弁されましたが、観光交流センターにつきましては、仮称ではございますが、現在、国際通りソルパセオ等駅前通りの角の店舗を借りて、1階に外国人案内所それから2階に市民、それから観光客と留学生の交流の場所をつくることを考えております。また、その中でインターネットの使用や海外の雑誌等も置き、小・中・高校生、幅広い市民の方の外国の文化・歴史・言葉の勉強にもなるのではないかと考えておりますので、今話を詰めておるところでございます。

○20番（清成宣明君） 二つの課が一緒にやるということは、役所の中では非常に珍しい、いいことだろうと思うのですね。これは大いに頑張ってください。

ひとつお願いですけれども、今、外国人だけではなくて市民等を含めてルネサンス事業の中でやる。当然私たちが考えるのは、小学校、中学校、高校生がいかに留学生と交流してくれるか、これは今後の別府市の国際化を占う意味では非常に大事なことだろうと思っています。テレビのコマーシャルに「駅前留学」、これは名前を出していいのかな、こういうところで。宣伝になるのかな。「駅前留学NOVA」というのがありますけれども、ぜひこれを私は、商店街留学をさせていただけたらありがたいな、子どもたちに。子どもたちは、学校帰りに御近所の子ども、土・日はちょっと遠くの子どもたちでもいいのですけれども、留学生のいわゆるネイチブラングリーティー？を持つ人たちがそこにおられて、いつもある決まった時間、夕方、小学生だったらせいぜい7時ぐらいまで学校帰りに寄る。そこには英語、中国語、韓国語、どこまでがいいかどうかわかりませんが、話せる留学生がいつもきちんと何人かいてくれる。その中に子どもたちがまず入ってくれば、ここで授業をやったり講義をやるということではなくて、普通の会話を楽しんでもらえる、あるいは興味がある子どもたちが立ち寄ってくれるという形をぜひ想定したことをやっていただけませんかという思いが私はあるのですね。

ということはどういうことかといったら、我々日本人の中で、私も記憶がありませんけれども、絶対そんなことはないと思うのですけれども、物心ついて、ああ、自分は日本語を話せるのだと思ったときに、文法から習った子どもは一人もいないのであって、いつの間にかしゃべれるようになっていく。それから文法を習ったり本を読んだりということになるわけで、一刻も早いうちに小学生、中学生にそういう機会をできるだけ無料で、もうそこに勝手に行けばお兄ちゃん、お姉ちゃんがいるよという形をやってくれると大変ありがたいな。そうすると、放課後児童クラブの話をよくされますけれども、ある意味では放課後児童クラブになるかもしれないし、土・日はひよっとしたら汽車通学している高校生あるいはそういう子どもたちが、ちょっと年齢の高い人たちが土曜日・日曜日あるいは休日に来てくれば、またそこで交流も始まる。ひよっとしたら外国人観光客をお迎えする商店の人たち、あるいはお土産関係の人たちも、やっぱりこれだけは韓国の人が多いから、あそこへ寄ってこれを聞いてみようかなというような形でだんだん輪が広がってくるのであれば、逆に留学生も情報がとれるかもしれない、あるいはそこで交流ができるかもしれないという形になっていくことが、ある意味では東京が一番と言いますが、その他の都市で60人に1人がいわゆる留学生というまちの特性、あるいは特区の中、留学生特区をいただいている中で、そういった意味で余りお金がかからずに堅苦しくなく興味を持ってくれる子どもたち、あるいは大人、あるいはそういう何かひよっとしたらビジネスにつながるかもしれませんけれども、人たちが常時がああ周辺に集まってくると、いわゆる商店街といいますが、中心街にもにぎわいにもなるだろうし、それを感じてくれる観光客もいれば、いい意味で国際観光温泉文化都市になるのではないかなという気がしますので、この辺は国から出る予算もあるのですし

ようから、どこまでできるのかわかりませんが、ぜひその辺をやっていただけるとありがたいなと思っております。それがうまくいったら、ひょっとして亀川商店街の方から、うちの方、商店街の近くにもつくってくれ、上人の大学通りからも、うちの方にもやってくれという形になれば、子どもたちの放課後は安心できる、ひょっとしたら楽しめる、あるいは国際交流ができる。そしてひょっとすると外国に飛んでいこうか、あるいはよそから別府に来ようかということにつながっていくのではないかなという期待もあるわけです。ぜひそういう観点も含めて積極的に行動していただけたら大変ありがたいなというふうに思いますが、どこまで考えられますかね、現時点で。

○国際交流室長（吉本博行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおりだと思っておりますが、今、国際交流室の方でも小・中学生に対して、理解教室を行っております。これもことし、留学生を小中に派遣するわけですが、約80名今派遣しております、小学校・中学校の生徒たちと留学生の触れ合いといいますか、簡単なものですが、小学生低学年におきましては、各留学生の国の遊び方とか、それからお金とか、そういうのもいろんな勉強をしているところでございますので、こういったのを、その延長線ではありませんけれども、やはり先ほど御指摘がありました、帰りに気楽に小・中学生が寄っていただいて留学生とのいろんな会話を楽しめる場所も提供していきたいとは考えております。

○20番（清成宣明君） ぜひ、よろしくお願いをします。私も昔は英語は少ししゃべれたのですが、最近はまだ全く忘れちゃったので、ひょっとしたら行ってみようかなという気持ちもありますから、ぜひそういうふうに発展的に考えていただけたらありがたいと思います。

続いて、上海便と……、これは私のたぶんミスなのですが、**「北九州空港」**ではなくて**「新北九州空港」**の話であります。

3月16日に新北九州空港が開港ということで新聞にも載っておりますし、テレビでもやっております。これに関していろんな懸念が実はあります。しかし期待感も実はあるのですね。ついこの間、東九州自動車道に関しては西日本の道路公団が、お金は地方自治体が出したりいろんなやり方はあるけれども、一応完成をさせるという計画発表があったようでありますから、当然北大バイパスも生きてくるという時代がそう遠くないうちにやってくるということも考えられるのですが、当面一つの心配は、きょうの新聞記事によりますと、上海から県知事のところに友好の方々がお見えになっているという記事がありました。大分便が、上海に関していえば今運休状態で、4月から開港かなということだったら、また運行休止を延長というような記事が載ってました。そうすると、3月16日から新北九州空港がオープンをして中国南方航空が上海便を飛ばして、それから上海経由でどこかへ飛ばすということになりますと、我々にとって上海便がある意味では一番魅力的なところでもあります。それに関して県の方から何か、これは困るというのか、北九州空港に大いに宣伝をせよというのか、あるいは市当局としてはこの新北九州空港開港を見込んでどういうふうにしようかというふうにお考えなのか、その辺のところの話し合いがされたのかどうかを含めて御答弁をいただけたらありがたい。

○観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、3月16日に新北九州空港がオープンされます。そのオープンに対して大分空港も含めていろいろな影響、またメリット・デメリット等が各紙の新聞等で報道されております。大分県としましては、大分空港上海便が運休がまだ続くというふうなことで、そこら辺の再開に向けて努力をしているというふうにお聞きしております。また、特別北九州空港については、どうというふうな形で別府市の方にお話、また特に観光面ではお話は来ておりませんが、新聞等によりますと、中津、県北を中心に大分空港、今でも大分空港

については県北は乗車率が悪いわけですが、その便宜を図るためにバス等の運行をしているというふうなことでございます。

北九州空港のオープンにつきましては、今さら言うまでもないわけですが、新北九州空港は海上にあるために非常に発着時間が長くとれるというふう聞いております。そういうふうな意味でいきますと、外国を含む、また東京等から来られるいわゆる周遊型の旅行の企画にとっては、別府市にとっても非常に企画を各エージェントさん、旅行会社さん等が組む際には、非常にプラスに働くのではないかなというふうな期待をしております。しかし、一方懸念する材料としては、関西方面の飛行機がそうでございますが、大型飛行機から中型飛行機になりますと、団体旅行を企画するのが難しくなるという部分もございまして、大分空港への利用が減少するという点については、非常にまた懸念もあるような状況でございます。

ただ、別府市としましては、新北九州空港を核とする北九州市さんとは、従来から一緒に中国、韓国等については、誘致・宣伝等を行ってございまして、平成17年度には中国からのエージェントを御招待して、いろいろな北九州とを結ぶ北九州・別府・熊本等を結ぶルート開発等も一緒に手がけているような状況でございます。そのような観点からしますと、いろいろなお話をする中でもやはり交通アクセスというのが、非常に大きな問題として質問されます。そこを考えますと、東九州全体としましては、この新北九州空港のオープンというのは、アクセスという面では非常にありがたいものがあるのではないかと思います。先ほどの懸念事項等も踏まえて十分協力していきながらも、十分そこら辺を見きわめていきたいというふうな考えております。

○20番（清成宣明君） 懸念もあるし期待もある、そのとおりでらうと思うんですね。実は年末、上海に行ってきました、3泊4日でしたかね。そこで感じたのは、リニアモーターカーはすごいなと思いましたね。上海から空港まで7分間で行くんですね。これを見たとき、これに乗ったときは少々びっくりしましたけれども、ああ、こんなのがあったらいいなという気持ちがありました。それはもう夢のまた夢ですし、あした間に合う話ではありませんから、一度乗ってみたからよかったなということでもいいのですが、上海の人たちに聞いてみると、「別府市」という名前を知っている人は1,000人に1人かなという感覚のようであります。市長なんかと一緒に、韓国に宣伝に行きましたね。韓国の旅行会社の人に言わせると、ひょっとしたら日本の地名の中で「別府市」は1番ですよ、九州の中ではもちろん1番ですよ。大体6割、7割の人が「別府市」を知っていますよという御返事でしたですね。旅行会社、観光会社の人たち。中国をにらんだ国際観光を考えると、やっぱり今のうちから仕込みをしておかないと、知名度ゼロの別府市にお客が来るかなという心配が実はあります。先ほど室長からお話がありましたが、期待感はある。しかし、それが周遊するかどうかについて、よほどこの辺でしっかりやっておかないと、残念ながらよそにみんな取られたなということの可能性がある。

というのは、1月1日から実は上海市内に2台のバスが走っているのです。俗に「ラッピングバス」というのですけれども、九州全部をバスのあちこちに宣伝をしながら、これは3カ月か何か、半年ぐらい走るのですが、私が帰ったときはもう、年末でしたから、1月1日からという話を、2階建てのバスの大きいのを。その中に残念ながら、北九州も入っていれば長崎も入っていれば指宿の砂湯ですか、そういうのがたくさん入っているようですね。そうすると、これに関して言えば別府市に情報がなかったのかなという気もするのでありますけれども、それは後でお聞きしますが、そういう知名度ゼロのところからやっていかなければならない。しかも上海便が運休であるということからしたときに、やはり将来の中国の観光をにらんだときに、当初韓国からお客さんが来始めたころ、ホテル・旅館の関係者の話を聞きますと、これは大変言いにくい話ですけれども、お客さんのマナーが悪い、物がなくな

る、いろんな話がありました。しかし、最近はもうほとんどそういう話はなくて、むしろ韓国のお客さんはお金をよく使ってくれるしお土産もよく買ってくれるという評判が多いわけでありませぬ。

現実に、たぶん皆さん御存じだろうと思いきやけれども、九州横断道路の線路を越えたところに韓国のお土産品店がありました。狭いところにバスが寄っている。最近2年ぐらい前からあそこがなくなりました。今は、あれから500メートルぐらいになるのかな、上に上がった陸橋のすぐ近く、旧国道のそばに新しくお店を出しているのですね。韓国人専用のお土産品売り場のようであります。私はまだ入ったことがありません。しかし、その様子をお伺いしますと、12万人の観光客が別府にお見えいただいているようでありませぬけれども、何と、これは決算書を見たわけではありませぬから何とも言えませぬけれども、お土産品、あのお店だけで年商10億円を超えたそうです。別府市内でお土産品売り場で10億円を超えているお土産売り場がどこかあるのかなということを考えてみたら、これは大変なことだな。我々はほとんどその現実を知らない。頑張っている人は非常に頑張っているのだなということであろうかと思いきや。

そうすると、杉乃井さんを中心に韓国にあれだけ宣伝していただいて、台湾にも宣伝をしていただいて、今やっとその成果があらわれているわけですね。だから、そういう先人たちが一生懸命やってくれたことを、今から我々が中国に対して、あるいはひょっとしたら上海に対してやらなければならないときに、やっぱりよほど考えていかないと10年先、20年先に中国からもお客さんが来るようになったときの対応ができない。そうすると、さっきの話ではありませぬけれども、やっぱり中国語をいっぱいしゃべれる子どもたちができたり、あるいは興味を持ってくれる子どもたちが、今から同時発進でいけば5年先、10年先にそういったこともあり得るかなという気もしますので、その辺はぜひオリンピックあるいは上海の万博がその次のようでありますから、その辺まで見通した政策あるいは観光行動をぜひやっていただきたいなということ、この上海の、新北九州空港の開港のときに我々もやはり心を決めて、あるいは根を張っていこうという姿勢をやはり見せる必要があるのではないかなという気がしておりますので、いわゆる担当当局だけではなくて、ぜひ頑張ってくださいなという思いがいたします。その辺でどなたか御答弁があれば。もうなければ次にいきます、時間も押しておりますから。

○観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

議員も御指摘のとおり、韓国における別府の知名度は非常に高うございますが、中国における別府市、また九州全体としても知名度が低いというふうなことでございます。上海のラッピングバスについては、直接的には承知していませんでしたが、九州観光推進機構においてやられた部分でございますが、九州全体をまず売り込もうという中国戦略をとっております。そういう中で別府市におきまして、その中でしっかり、九州観光推進機構には県の職員も出ておりますので、そこら辺と連携しながらしっかりPRを深めていきたいというふうな考えております。

○20番（清成宣明君） 最近目が悪くなって、時間がよく見えておりませんでしたので、時間が余り早くたっているんで、ちょっと急ぎます。

国際平和映画祭の件については、もう答えは要りませぬ。これは予算にも載っておりますが、ただ一つだけお願いがあります、注意をしていただきたいこと。このやろうとしていることは非常にいいし、私もぜひ応援をしたいという気持ちがありますが、新聞でしかわかりませぬが、何か15作品ぐらいがどうのこうのと。これはちょっと難しいのだろうと思いきやけれども、この映画祭が余りにもどこか思想的に、あるいは映画的にといいますか、市民一般から受け入れられないような形にならないように、方向性は方向性として結構でありますけれども、映画そのものが大変何か一時期アメリカで物議を醸したような映画があつ

たりいろいろなことがありますので、その辺に関してはぜひ注意をしていただきたいというお願いをしておきます。こういう映画祭が別府発信でできるということについては、全世界に向けてでありましょうから、大いにやっていただきたいと思ひますし、ぜひ当局もお手伝いをしていただけたらありがたいと思ひます。これは答弁は要りません。

次に、3番企業誘致についてでありますけれども、傍聴席を見ると、この企業誘致というのは楠港ではないなという気が恐らくされたからお見えになってないのだろうと思ひますが、（発言する者あり）非常に寂しい思ひもしますが……。 （発言する者あり）そのとおりであります。もう楠港に関してはちょっと時間の都合もありまして、後で一言言ひますが。

企業誘致、今大きな問題ですね、楠港がなっておりますけれども、私は、企業誘致の中で今までひょっとしたら忘れ去れておったのではないかなということ、実はきょう、取り上げたいと思ひます。というのは、私は一般質問で申し上げたことがあるかと思うのですけれども、宮崎に行ってお土産を買ってきたら、別府の住所が書いてあったとか、どこか指宿に行ってお土産を買ってきたら、別府の知り合いの何とか物産であったとか。別府のいわゆる企業というのはそういう意味では観光産業の中で、観光というホテル・旅館、あるいは今私も申し上げましたけれども、お客さんが来る、どうのこうのということがある意味では頭がいっちゃうのです。ところが、現実はその観光産業を支えるために一生懸命やっている小さい企業といひますか、ひょっとしたら漬物をつくっているかもしれない、いろんな企業が別府にあるのです。それをやっぱり本当に支えてあげないと、ある意味では別府の所得が上がらないのかな。来るお客さんだけを頼りにやっていたのでは、その辺の支えができてないのではないかなという気が実はしてなりません。

実は東京に行く機会があつて、大分県出身の人がやっているお店のママさんからきつくしかられました。それはたまたま当時私が別府の議長でありましたし、津久見の議長と臼杵の議長と3人でその店にお邪魔をしました。そうしたら、そのママさんから言われたのは、「別府の議長さん、津久見の議長さん、臼杵の議長さん、あのね」と。たまたまこれは運が悪い3人が行ったのですけれども、津久見のミカンと臼杵のカボスと別府の竹製品の議長が3人そろって行ったものですから、何と言われたかといつたら、「今どき段ボール箱1個ぼこつと何ぼいいミカンを送ってこられたって、私のところは2人なのよ。1週間もミカンを食べんのよ。カボスも毎日できんのよ。それを何の変哲もない段ボール箱の中にぼんと乗けて送ってくれて。確かに値段は高いのだろうけれども、東京の人はそれをありがたみ、何とも思わない」という話を実は聞かされました。「別府の議長さん、あなたは竹製品のまちから来ておるのなら、何でその辺を付加価値をつけて、いいミカンやカボスを10個でいい、それにきれいな竹と盛りかごをつけてセットにして大分県全部を送ってくれないのですか。カボスもそうですよ。それが地元の産業を助けるもとはではないですか。そうすると竹かごは残るし、それがいいものであれば後も使ってくれるのですよ」という、実は大変なおしかりを受けてまいりました。津久見の当時の議長さん、臼杵の当時の議長さんと、「これはどうにかせんといかんな」という話をして、私はある竹の業界の方にもお話をしました。お二人はお二人で業者にお話をしてくれて、まだセッティングはできておりませんが、消費者のニーズというのは、例えお土産品であろうとそういうことまでやっぱり気を使わないと、ただいいものであるから「さあ、買いなさい」といっても、なかなか買えない、あるいは送られても楽しみがないということのようでありますから、そういったところにぜひ気を使って今後の行政は企業を誘致、あるいは全国に向けての企業は小さくてもいっぱいあるよう、お土産品関係、いろんなところで。その辺のいわゆる、かゆいところに手の届く企業誘致もぜひ忘れずにやっていただきたいと思ひます。

あと大きい項目が二つありますので、簡単にひとつ答弁を。すみません。

○商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

ただいま20番議員さんの貴重な御提言ですが、要は常に消費者ニーズに合ったようなものの商品の開発、また観光に携わる人たちへの研修といたしますか、そういうものを行政が常に考えながらというような御提案でございますが、我々もこれまで竹製品に携わる人たちにとって生産者レベルの皆さん方にまで観光という意識、それから消費者のニーズというようなものが、必ずしもそういう意識があったかということ、なかなかなかったことは確かでございます。今、議員さんがおっしゃいました東京での話を今後十分生かしながら行政運営を進めてまいりたいと思います。

ただ、土産品の組み合わせといたしますか、1品の単品だけの土産ではなくて、土産品の組み合わせなんかということにつきましては、業種の違うものになりますので、農協とか漁協、そういうところとも十分話し合いながら今後そういう土産物の商品開発なんかについては進めていきたいと考えております。

○20番（清成宣明君） ぜひ、よろしくお願ひします。あと新しい何か、どこか臼杵のフグあたりは結構全国に行っているようですから、別府に来たお客さんがそういうセットを含めてお買い上げをいただけるように、あるいはまた直送でもって買っていただけるような何かそういうところをぜひお願ひしたいと思います。

続いて、建設行政に入ります。もう1番と2番を一緒にいきたいと思います。

だんだん富士見通り鳥居線、それから別府庄内線、それから県道別府挾間線、予想されているところにだんだん空き地が今できていますね。東別府も含めて南立石も含めてそうありますけれども、そうすると地域の人たち、あるいはそこをしょっちゅう車で通る人たちからすれば、やっとうろかなるのかなという期待感がものすごく最近出ております。よくお尋ねがあるわけですが、この辺に関して、おくれるぞとか、いや、予定どおりだとか、いろいろ地域の人も勝手にうわさをしておりますけれども、本当のところをぜひ教えていただいて、今後どうなるのか。あるいはおおよそのめどがいつたのか、あるいは「こうなりますよ」ということをお知らせください。

○土木課参事（高森克史君） 県道別府挾間線の整備の状況について、御説明いたします。

現在整備中の別府挾間線の道路計画については、別府土木事務所に伺った内容で、浜脇湯都ピア前からJR日豊線東別府駅の北側の跨線橋を通り、金比羅神社の真下をトンネルでくぐり、河内に抜ける全体延長が1,270メートルの道路整備区間でなっております。河内については延長が550メートルのうち450メートルが完了しております。未収の箇所が100メートルほどの未整備箇所があります。浜脇湯都ピア前からJR日豊線の東別府駅北側を跨線橋で渡る区間延長は720メートルで、そのうちトンネル区間が295メートルと聞いております。未収の用地は6カ所ありまして、現在用地交渉に誠心誠意努力している状況と聞いております。現在、平成18年度も用地交渉を継続するとともに、跨線橋の詳細設計に入りたいと聞いております。平成19年度にはつけかえ道路の工事等を着工し、平成20年度以降跨線橋の整備とトンネル工事に着手したいと伺っております。

今、議員さんが言われたように、県におきましても、地元周辺地区の皆様方の強い要望を踏まえて用地交渉等の対応に努力されておりますが、工事の着工がおけると安全面に危惧のおそれが生じるため、今後も市としましても、県・国に対して早期完成を目指して強く要望していきたいと考えております。

○都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

私、都市計画の方からは、都市計画街路富士見通り鳥居線について御答弁申し上げます。

都市計画事業としまして、南立石小学校付近から大分自動車道のガード下までの延長1,300メートル、計画幅員25メートルでございますが、この部分を都市計画事業として県の方で整備しております。現在の進捗状況でございますが、平成17年度末で予算ベースでいきまして69%でございます。現在のところ、県の方からお伺いしていますのは、平成2

3年度の完成を予定しているというふうに聞いております。

○土木課参事（高森克史君） 県道別府庄内線についての状況について、報告します。

県道別府庄内線の路線は、国道10号と流川との交差点から志高湖入り口の鳥居より庄内に抜ける路線で、道路改良整備事業としましては、別府・大分間の高速道路付近から別府インターチェンジ付近、延長約960メートル、道路構成は4車線と両側歩道の全幅員25メートルであります。平成16年までに用地買収はほぼ完了いたしております。今年度は現道路の通行を確保しながら、堀田温泉付近から別府一宮線との交差点までの上り2車線と側道の整備を行っております。平成18年度については、現道側の下り2車線と高速道路の周辺整備を行う予定と伺っております。全面道路整備完了予定は、平成20年度を目標と聞いております。

○20番（清成宣明君） 23年、待ち遠しいところもありますけれども、ぜひ頑張ってください一日も早い完成を期待します。

では、次に建築住宅、お願いをします。

西別府住宅の建てかえ、時間がなくなりましたから、私の方から言います。地域の皆さんとよく相談をしていただいて、本当にすばらしい絵をつくっていただいて、また交渉していただいて、予定どおりに完成しそうだということに感謝を申し上げます。あの地域の人も大変喜んで、一人二人はひょっとしたら不満があるかもしれませんが、皆さんの御努力に感謝を申し上げたいと思います。実に普通の業者さんといいますか、建築住宅課の皆さんが頑張ってやってくれたことを自治会を中心に皆さんが知っておりますということを御報告を、まずしておきたいと思います。このことについては、予定どおりにぜひ運んでいただきたいというお願いをしておきます。

そして、問題は――あと2分になりましたけれども――今後の情勢ですね、市営住宅を含めてですけれども、あちこちまだやりかえなければ、あるいはいろんな不都合のある住宅があるわけですけれども、ぜひこれを、私は基本的にはあの東別府の方を含めて、建てかえも含めたときに、売ってでも財源を確保するというぐらいの形をとってでもぜひやっていただきたいというお願いをしたいと思います。皆さん方がぜひ知恵を出していただいて、お金のない時代にある程度の決められた戸数の市営住宅を維持していくということは大変だろうと思いますけれども、将来に向かってぜひそういったことも考えていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ。せっかく新しい住宅ができるわけでもありますけれども、国の法律といいますか、ルールも変わってきております。例えば、所得が超過した人はいつまでもその中にいられませんよ、公団住宅、あるいは公営住宅というものはついのはついの住みかではありませんぞということも含めて、ぜひその辺の指導といいますか、できる限りの指導をしていただきたい。というのは、あとに本当に入りたい人がたくさんおるにもかかわらず、そういった現実が起きている。これは当初からのルールが守られてないということが原因でありましょうから、少なくとも新しくできる住宅あるいは新しくやろうとする住宅に関しては、ぜひそのルールづくりをしっかりやっていただくということを肝に銘じていただけたらありがたい。2,600余りの市営住宅をこれ以上ふやすと、これは民間に影響を与えるわけですから、ぜひよろしくをお願いをします。ありがとうございました。

○議長（永井 正君） 休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（堀本博行君） 再開をいたします。

○1番（長野恭紘君） お昼御飯が終わった後で大変眠たい気持ちがあるかもしれませんが、決して眠らせることがないような質問をしていきたいというふうに思っております。

議長のご許可をいただきまして、質問の順番を変えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。順番を4、1、2、3、この順番でさせていただきたいというふうにお願ひしております。よろしくお願ひします。

まず、1番目に持ってきました楠港跡地の問題についてでございます。

この議会に入りまして、さまざまな議員さんからこの楠港問題は語られてまいりました。私は、市長との懇談会の席でも申し上げましたけれども、今回のこの楠港問題に関しましては、議員は私情を一切挟まず自分自身の決断をして最終的には決めるべきだ。当然、私も最終的にはどっちかに決めろというのであれば、私情を一切挟まずに自分自身が決断をしたい。しがらみにとらわれずにということで、決めていきたいというふうにお願ひしております。しかしながら、この楠港に関して、中でなかなか明確にされない部分、それから現時点になってもわからない点等がたくさん私自身がありますので、そういったわからない点を純粹に質問をしていきたいというふうにお願ひしております。結果として質問が厳しいものになるかもしれませんが、私は常に別府市のことを考えて、それを念頭に置いて行動しておりますので、厳しくなるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

1番目、埋め立て当初の経緯、これを聞いていきたいというふうにお願ひしております。

これは私は一般質問でもたびたびお伺ひをしておりますので存じ上げておりますけれども、現在、交流拠点用地ということになっておられると思ひます。この交流拠点用地でありますけれども、幅広い分野で使えると私自身は考えております。中には商業用地しか、大型のこういう商業施設しかだめなのですよというような声も聞きますけれども、私が調査した段階ではそうではないというふうにお願ひしておりますし、また、これはあと1点、償還が完全に平成14年度で終わりました、公有地ですので、この固定資産税、これについてはかかっていないというふうにお願ひしております。後でなぜこれを聞くかという理由を言いたお願ひしますが、まずこの2点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

この楠港跡地は、港湾法に基づきます港湾計画では、平成元年11月に改定されておられまして、その時点で交流拠点施設用地というふうになっておられます。

○商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

楠港の現在の状況としては、市有地ですので、固定資産税は当然のことながらかかっておりません。

○1番（長野恭紘君） はい、固定資産の部分はよくわかりました。ちょっと交流拠点用地については、若干わからないような御答弁をいただいたのですが、私の調べでは商業施設、商業用地というのは幅広い分野、文化施設でありますとか、そういったいろいろな、調べたところによりますと、例えば銀行でありますとか、そういったものでもいいというようなことになっているようであります。

この質問をする意味は、よく市民の皆さん方とお話をさせていただく中で、あそこの土地はああいった大型の商業施設しか誘致、もともとできない土地なのではないかというものが、これが一つの市民の皆さん方と話す中で大きい疑問の1点であるということと、それからもう1点、先ほどの固定資産の件ですが、一等地ですので、大体平米で、調べますと800円から1,000円ぐらいかかるだろうというふうにお願ひしました。2万平米ということですので、大体2,000万円前後は固定資産がかかるのではないのかというふうにお願ひされておられます。この中で市が毎年2,000万円を負担しているのだから、早く誘致しないと、一刻も早く誘致しないといけないのだというようなことも市民の方から聞きました。私は、それについてちょっと疑問に思ったのでお聞きをしたわけでありまして、かからないということでお願ひします。このことをお聞きして、次の質問に入っていきたいと思ひます。

楠港に何かを誘致する、今回はイズミということではありますが、その前に、きのう一般質

問の中で出ましたけれども、今現在クリスマスHANABIファンタジアという県内でも屈指の別府の一大イベントがあの土地で行われているわけでありまして。このイベントを今後場所を含めてどうするのかということ、実行委員会の方々と話し合いを持ったことがおありなのかなというふうに思います。ものの順番として、今やっているあのイベントを今後どうするかということを見捨て、私はこの楠港の跡地の誘致というものを進めていくべきではないかなというふうに思うのですが、少なくともことしの議案が通って工事が始まると思いますけれども、工事が始まったら、少なくとも今年度だけはできないというようなことを実行委員会の方々とお話をしておくべきだと私は思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○商工課長（古庄 剛君） お答えさせていただきます。

冬の花火の開催につきましては、株式会社イズミの方で、他の都市の店舗での実績等で、開催については協力したいということがございます。（発言する者あり）ことしの花火の開催につきましては、今後、十分主催者側と協議しながら、主催者は別府市まつり協会でございますが、開催場所、それから実施方法なども含めて協議してまいりたいと考えております。

○1番（長野恭紘君） 今後、ことしの分に関しては協議をしていきたいということだと思います。

私は、ここで本当にひとつ疑問に思うのですけれども、イズミが仮に完成をしますとします。その完成した土地で2日間で約10万人の方が来られるイベントが本当にできるとお思いなのかなというふうに思うのです。きのうの一般質問の中でもこの件については述べられましたけれども、現在の更地の状況ででもすし詰めの状態、それから屋台であるとかステージ、そういった運搬、それから設置ということもあります。さっき、別府市まつり協会の話をされましたが、このHANABIファンタジアの件に関しては、実行委員会というのが別途ありますので、僕は、この方々が一番現場で活躍をされている方々だというふうに思っております。この方々と私はお話をする中で、私も若干お手伝いをさせていただきますので、「これが本当に皆さん方、現場の方々が考える中で可能ですか」ということをお尋ねしました。「不可能です」と、これが皆さんの、私は一致した意見であったというふうに思っております。何より株式会社イズミさんは、地元のイベントを大事にしますというような意味で新聞広告を出されたのだと思いますけれども、実行委員会の方からすると、自分たちには何の説明もなしに、新聞広告で、やらせてあげますよというような、本当はそんな意味ではないのでしょうかけれども、ただやはりそういった、何も相談もないということ自体がそういったふうにとられてしまうということになっているわけなのです。

このイベントというのは、行政が始めたわけではないですね。地元の方々、まちづくりグループの方々、特に若い方々がこのイベントを始めて、そして行政もそれをバックアップしている。非常にいい形で私は現在進んでいるというふうに思っております。なのにもかかわらず、こういった誤解であると思っておりますけれども、このようなことが起こっているという現実を受けとめていただいて、しっかり今後話し合いをしていくべきだというふうに思いますので、その点についてはよろしく願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、民間調査機関や株式会社イズミが用意をいたしました、または提供いたしましたデータがあると思います。これも何度も一般質問の中で出ているので、私のこの質問というのは確認の意味も込めてなのですが、その資料をどうも客観的なデータを用意できないまま、また自主的なデータ検証というのができていないままのみになっているというような感想があります。年間120億円、それから800万人という数字が出てまいりました。これが本当なら交通渋滞、それから市内業者の方々への影響というのが本当に大変なものになるのではないかなというふうに私は思うのです。いまだに何度御答弁を聞いても、その疑問というのが私自身の中で消えません。その辺の影響、そういったものを別府市として客観的に検

証しているのかどうか、もう一度御確認のために質問します。

○商工課長（古庄 剛君） お答えさせていただきます。

来客数800万人、売り上げの120億円、これは別府市で検証しているのかということですが、これにつきましては、イズミの同規模、同商圈の実績、こういうものから算出したものでございます。

○1番（長野恭紘君） 別府市としてはそうやって検証を、はっきり申し上げてしていないことだと私は思います。確かに第三者機関にデータをとってもらった、それからイズミから出たデータを信用すると言われてしまえば、こっちは「それは違うのではないですか。検証してください」。出てくる答えは、毎回同じ答えが出てきますので、なかなかこの本当のところは、きのうまた議員が言われたところでありますが、やってみないとわからないというようなところにもつながっていくのではないかなというふうに思います。客観的なデータを、別府市がしっかりと検証をすべきだというふうに私は思っております。

次に、選定委員会について若干お尋ねをしたいと思います。

選定委員の選任や会の運営上の過程に問題があったというふうに言われております。しかし、この責任の一端は、私はこの議会にもあると思いますし、私を含めた議員にもあるのではないかというふうに思っております。その理由は、やっぱりだれが選定委員会に出て、議会からも当然出ているわけでありますから、どういった方が出ているのかということは、しっかりと本来であれば確認をして、だれがどういうふうなことをやっているのかというのを議会はチェックをすべきだというふうに、このことが起こってわかったというか思ったのですけれども、しかし、このような行政ルールというものに、これが悪いと言っているのではないのですよ。行政ルール、今までの慣例に流れてなれてしまった、それでチェック機能を果たせなかったということは、私は議会と議員にも責任があるというふうに考えております。

皆さんが言われる批判の中の一つに、「行政委員が5人も入っていたではないか」というような御批判があります。この批判というのは、客観的に見ると確かに当てはまっているところもあるのかな。というのは、市の職員さんというのは、基本的に市長の補助というか、市長とは一体だろうと一般的にやっぱり思っていると思うのです。その5人がばらばらの行動をとったなら、私は、「いや、そんなことはない」ということを正々堂々と言えるのですが、皆さんが同じ行動をとったというふうに言われております。このことがやっぱり、客観的に見ておかしいのではないかとされる一つの原因であるというふうに私は思っております。

それと、この選定委員会でもう一つわからないことがあります。選定したのは、これは企画なのか企業なのかということが言われておりました。企画か企業か、非常に紛らわしいのですけれども、私が調べた中では、「企画を選び企業を選定する」というような文言になっていたと思うのですけれども、これは一体企業それから企画、どちらに重きを置いて選ばれたのか、これ、質問。ちょっとお答えいただけますか。

○商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

選定に当たっては、応募各社からの企画を審査いたしまして、選定につきましては、企業を選んだわけでございます。

○1番（長野恭紘君） どっちを選んだのか、ちょっとわからないので、明確に答えることが……、助役、御答弁いただけますか。（発言する者あり）

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

選定委員会は、最終的には誘致する企業を選ぶということで、六つの項目を当初は5項目でございました。いろんな評価項目を上げて、それによって最終的には総合的に判断していただくということで始めたわけでございます。最終的に誘致する企業を選んでいただくというのが、目的でございます。そのために、各社の企画とかプレゼンテーションを聞いた上で

判断するというところでございます。

○1番（長野恭紘君） 最終的には企業を選ぶということであったのだという、助役の御答弁だったと思います。設計変更のことも、たびたび言われておりました。設計変更が許されないという根拠は、恐らく企画を選んだというここに根拠があるのだというふうに思います。企画を選んだのであれば、私の気持ちですが、後で例えば売り場面積が変わろうとも、景観に配慮したと言おうとも、これは後出しじゃんけん。やってはいけないということだと私は思います。それが僕は、一般的な答えだと思います。

設計変更の確認についても、他の企業は「できる」と言った、また「できない」と言った。イズミだけは「できる」と言った、「できない」と言った。この辺が何かわからなくなって、もうごっちゃごちゃになって、私も判断をする基準の中で、ここもひとつやっぱり明確にさせていただきたい一つのポイントであるというふうに私は思っているのですね。それで、選定委員さんが、「元選定委員さん」と言うべきだと思いますが、会議録とテープを提出してくれないかといったような申し出があったというふうにお聞きをしておりますし、新聞でもそれを見させていただきました。私は、この言った、言わないということを行っている以上、我々にはではなくて、我々には見せなくて結構ですし、聞かせていただかなくても結構なのですが、選定委員さんのメンバーが言っている以上、その選定委員さんの中で確認をするぐらいは、決しておかしいことではないのではないかなというふうに客観的に見て思うのですが、この点についてはどうなのでしょう。

○総務課参事（工藤将之君） お答えいたします。

今、議員御指摘の点を踏まえまして、私どもといたしまして慎重に今検討したところでありますけれども、録音テープそれ自体の公開については、情報公開条例の8条等の規定等の調整が必要になってまいります。そのとき、録音テープという物理的な性質上、公開部分と非公開部分を截然と容易に分離することがなかなか難しい点もあろうかと考えておりました。御質問の趣旨は十分私どもは踏まえているのですけれども、なかなか現実の情報公開条例等の規定の調整からは難しい点もあろうかと考えております。（発言する者あり）

○1番（長野恭紘君） なぜ公開した方がいいかというふうに言うかという、先ほども申し上げましたけれども、言った、言わないの話になっているのですよね、実際、今。言ったとか言わない、イズミが設計変更ができないと1社言ったけれども、ほかが言ったとか、だけれども、皆さん方の御答弁を聞いておきますと、「いや、イズミも設計変更できると言いました」というようなことも言っておりましたので、できればこれだけの騒ぎの中の一つの火種になっているというか、ポイントになっていると思いますので、何回も言いますが、我々には公開していただかなくても結構なのですけれども、選定委員会の中では、私は、これは当事者ですので、聞くことに……やっぱり専門家の方が言うので間違いはないかなとは思いますが、ぜひこういったこと、市としてちゃんと自信がおありなのであれば、お出しになるべきかなというふうに思います。私は、決して市がうそをついているとか、そういうことを言っているのではないのです。ただ疑問な部分があるので、それについて明確に答えられるのは、やはり議事録の提出であり、テープの提出ではないかなというふうに思います。そうすればすっきりと審議に臨めるなというふうに私自身は考えております。それはそういうことであれば、この項はちょっと飛ばして、次の項に移りたいと思います。

選定の前に、市長も私は言ったと思いますし、「市の側は選定企業なし、つまりゼロ回答ということもあり得ますよ、5社のうちそれぞれまた順位をつけて、1位から順位をつけていって、1番初めのところがだめなら2番目というような交渉もすることがありますよ」ということを私は聞いた記憶がありますし、議事録にはしっかりと残っているのでありますけれども、最終的に1社だけを選択するというようになったのは、最終的にどなたの判断だったのでしょうか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この選定につきましては、過去、選定委員会の中でもいろいろ議論が出たところでございます。応募企業がすべて大型商業施設ということもございまして、第1回目のプレゼンテーションを受けた後に、選定委員会では別府市の考え方を聞きたい、そういった場面もございまして、次回については、別府市として別府市の今度の企業誘致に対する考え方等について御説明をいたしました。そういった中で、別府市としては考え方を聞かれましたので、1社を選定していただきたいということを申し上げました。その中で白紙ということもあるかという御質問もございました。これは選定委員会の委員さんの最終的には総意によって決まるものでございますので、皆さんの委員さんがそういう最終判断をした場合は一社も選ばれないということもあるということでお答えをさせていただきました。また、委員さんの中には2社がいいのではないのか、3社がいいのではないのかというお考えの方もございました。そういった中で私ども、選定委員会で別府市の考え方を申し上げるとき、内部で協議してこの商業施設5社だけであるが、この別府市の考え方としては誘致すべきかどうか、そういったものも含めて検討いたしまして、最終的には市長に結果を、結論をもって御報告しました。そのときに私ども、1社を選びたい。しかし、委員さんの中で2社、3社の方もおられるので、場合により2社、3社のこともあり得ますということをお話ししました。市長は、1社で了承いただいたわけですが、そういった経緯もございまして、市長は議会答弁の中で、2社選ばれる、3社選ばれた場合は、私は順番に交渉して決めさせていただきたい、そのように申したわけでございます。最終的に選定委員会で業者選定の際に、そういった話がまた出まして、1社を選ぶのかいいか、2社選ぶのがいいかという御意見も出て、最終的には採決で1社ということに決定したところでございます。

○1番（長野恭紘君） 選定委員会のルールにのっとって、助役は、そういうふうな形になりましたというようなお答えであったというふうに思います。この議場においても、過去、助役さんが途中で抜けられて、「1社でお願いします」と言ったとか、そういったことも出たと思うのです。それが悪いとか何とかよりも、1社に決めるのであれば、市長が、また市の方は、できれば1社の方がいいのではないかというような御答弁をいただければ混乱しなかったのですが、ゼロ回答もある、大型商業施設しか来なかったと結果的なことを言われましたが、では、大型商業施設しか来なかったというような、こういう否定的な発言をされるのであれば、私は、ゼロ回答ということも議場でも発言されていますし、あってもよかったのではないかなというふうに思っております。先ほど言った、助役が途中で抜けて「1社でお願いします」と言ったとか言わないとかいうことは、私はこの期に及んでは、もうこれ以上追及することもないというふうに思いますし、それは最終的に、今、助役が言われたように、委員会の中でのルールで決められたというのであれば、我々は選定委員会の委員でもありませんし、それはそれで開かれた中で行われたのであれば私は結構だというふうに思っておりますので、そこのところだけ誤解がないようにしておきたいと思っております。はい、助役、どうぞ。

○助役（大塚利男君） 御質問の途中で中に入って、大変申しわけございません。私が抜けたというような今御発言がありました。決して私、選定の際に抜けたというようなことは一切ございません。どうしてそういったお話が出たのか全くわかりませんが、抜けたというようなことは一切ございません。選定委員会の中で私どもの考え方を述べさせていただき、また選定委員さんのお話も聞かせていただき、最終的にはそれでは採決しようということになったわけでございますので、そこをよろしく願いいたします。

○1番（長野恭紘君） その言葉を聞いて、私も安心いたしました。議会の中で確かにそういう発言があったというふうに記憶をしていましたので、ちょっとそこところが自分自身の中でも引っかかったものですから、明確にさせていただいて、それの方が私もよかったなど

いうふうに思いますので、その点はよく理解をしましたので、次にいきたいと思います。

市長の目玉であった観光推進戦略会議のことが、何か最近忘れ去られているような感じがして私はならないのですが、市長がONSENツーリズムを掲げられて、市長就任以来すばらしい御活動をされていると、私は個人的にそういった部分では市長を全面的にバックアップをしていきたいというふうに思っております。その観光推進戦略会議の提言書の中に、大型商業施設とは全く逆のことが、これは残念であります、結果としてうたわれているわけです。結果的に公募をかけて、先ほど助役が言われたように5社とも大型商業施設であったから仕方がないと言われるかもしれませんが、この戦略会議の提言があったのが平成16年9月で、企業の選定が終わったのが平成16年8月24日なので、どういうことかということ、選定委員会の選定の過程と戦略会議の提言、これがほとんど同じ時期に出されているということなのです。だから結果だけ言いますが、結果的にこうなりましたけれども、市長の思いの中で、全く違うこの提言書の内容と選定委員会の内容というのは同時並行で進んでいったというふうに私は思うのです。だから、結局この楠港に関しては、この提言のとおりにはいってないわけでありまして、これ1点を突いてどう言うつもりはありませんけれども、この同時進行で進んでいったという事実は事実としてあるわけでありまして、この整合性、観光戦略会議の提言と選定の整合性をちょっと御説明いただけないでしょうか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この楠港誘致の楠港の活用については、平成12年のこの跡地の活用について中心市街地活性化基本計画の中で位置づけた経緯もございます。そういった行政の手続きを踏んで、たまたま平成15年に市長就任以来、この跡地活用についての企業からの申し入れが、今まであったわけですが、3社ほどあったということから公募してということに踏み切ったわけです。そういった中で戦略会議のお願いをいたしておりました。戦略会議の進行状況については、私どもは存じておりませんでした、私どももこの中心市街地活性化基本計画の中で位置づけたというやり方でやっておりましたので、最終的には8月24日に決定をいたしました。その後、戦略会議からの提言がなされたわけでございます。このことについても、以前、後藤議員さんからも御質問がございました。時期的に合わない部分がありましたが、提言をいただいておりますので、できるだけ楠港開発の中に、企業に交渉して戦略会議からの提言、できる分については取り上げていきたい、そのようにお答えしたことを覚えておりますので、引き続き私どもは交渉の中で、戦略会議の中で上げられていた分できそうな分についてはお願いした経緯がございます。

○1番（長野恭紘君） 整合性のことについて、お尋ねをいたしました。この楠港に関しては、整合性がないという結果に終わっておりますが、私は冒頭に申し上げましたけれども、この観光推進戦略会議のことが最近ちょっと忘れ去られているような気がいたしましたので、せっかくあれだけのものがあるのですから、その戦略会議の提言は生きているということで理解をいたしました。

もう時間がちょっとなくなってきましたので、次にいきますが、大型商業施設が地域コミュニティを破壊するというのは、私が調べた中では、ここ最近の全国の常識だというふうに私は思っております。昨日からまちづくり3法の改正の話が出てきておりますので、いわゆる旧まちづくり3法が改正に至ったのはなぜかというようなことを、若干私もずっと調べてまいりましたので、ちょっと私なりの見解と言われるかもしれませんが、だれよりも私はこの改正に至る過程、ホームページなんかで見てよく理解をしているつもりですので、御説明させていただきますが、旧3法は、規制緩和だけが進んで大型店の出店を助長した、結果的にそういうふうになったのです。結果、郊外に新しいまちが生まれて、中心市街地は荒れ果ててしまった。だから結局旧3法では大型店の出店を助長しただけだった。「ただだっ

た」というのは言い過ぎかもしれませんが、そういうふうな結果になってしまったのです。しかし、郊外だけではなくて中心市街地にできた大型店も当然ございました。郊外型よりもどちらかというデータ上では、中心市街地にできた大型店の方が衰退がさらにひどかった。改正の過程の中で、先ほど申し上げましたが、議事録それからネットで見ただけであれば、すべての大型店に規制をかけたかったけれども、政治的な理由によって無理だった。だから形として中心市街地にはいいですよと、今回の改正の部分はなっておりますけれども、積極的に大型店を中心市街地に持ってこようというのが、これは本当の趣旨ではないのです。郊外に流出するのであれば、中心市街地に建ててもらって少しでもにぎわいが出た方がよいという、これは私から言わせたら苦肉の策です。結果として、新しいまちづくり3法も中途半端なものになってしまったわけです。これが私は現実だと思うのです。だから、この新しいまちづくり3法をもって中心市街地に大型店を誘致するというを国が進めているかといえば、そうではないのです。だから、さっき言ったように、結果として大型店を郊外に立地する際には規制がかかりましたけれども、中心市街地に来る分には、政治的な配慮が働いてできなかったというのが、よくインターネットを調べて見てください、そういうことを書いてありませんが、議事録の過程でよくわかるというふうに思っています。これが現実なのです。だから、昨日来行われておりますけれども、だから、まちづくり3法の新3法に合っているのだということでは厳密に言えないということである。このことを、まず私は皆さん方には知っていただきたいというふうに思っております。

話をしておりますと思うことは、行政は何より理論的に説明ができなくてはならないというふうに私は思います。賛成の方はもとより、反対もしくは再考を考える人たちにも100%納得ができなくても、少なくとも50%は納得してもらえるような明快で理論的な説明ができなくてはいけないというふうに、私は思います。きのう出ましたけれども、先ほど私も申し上げましたけれども、やってみなくてはわからない。これでは、我々は市民に説明ができません。何度も言いますが、すばらしいというのであれば、理論に裏打ちされた客観的なデータを、私は行政としては本来であればもっと用意をしていなくてはならないというふうに思います。

データということで言いますと、日本政策投資銀行の地域企画部参事役の藻谷浩介さん、この方はその世界で有名な方であるということですが、この方のデータは、客観的で非常に緻密であります。この方は、全国3,500件以上の今回と同じような地域を、聞くところによると自転車で行かれたという方です。ちなみに、この方はイオン、同じ大型店のイオンのアドバイザーも務めている方です。その藻谷さんのデータによりますと、大分からのお客の流入を期待しているというふうに見ているようですが、大分市自体がすでに飽和状態に陥っており、これのみで訪れる客はほとんどいないということが、データとして出ております。先ほども言いましたけれども、この方はイオンのアドバイザーですから、この資料に当てはめて採算がとれるところしか私が出店を許可しないのだというようなことを言われているようでもあります。

実際、公募企業の中にはイオンはありませんでしたし、この資料を後で私は差し上げても結構ですので、じっくり見て、逆に私は先ほど申し上げましたが、行政はこれをしっかりと否定できるような客観的なデータを、議員を納得させるだけのデータを、私はできれば用意をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

話は、ここでちょっと変わりますけれども、ワンコインバスの問題が出ております。イズミがワンコインバスを走らせるという計画がありますということですが、この車両を含めて運営の面、これは別府市としてはどのようにお考えなのでしょうか。（発言する者あり）

○観光経済部長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

現在、イズミ側からお聞きしている中で、当初答申をいただいて、イズミがある程度業者と協議ができる段階に至ったときに、一応バス会社とは「どうでしょうか」というお話をされたようです、その結果として。ただ、正式にバス会社としては決定をいただいている中で、当事者でありますイズミさんと詰めた話をするのはちょっと待ってくださいというお話をいただいているということで、正式に仮にこの話が決定すれば、今後詰めのお話をしようねという段階に至っておるといふ状況を聞いております。

○1番（長野恭紘君） ありがとうございます。ワンコインバスについて、きのうのバス会社、名前を出していいところなので私は名前を出しますが、亀の井バスの担当者の方と実は、仮に亀の井バスさんがこれをやられる場合、どういったことに気をつけてやればいいですかというお話を伺ってまいりました。今、自分なりに資料をまとめましたので、これを全部ちょっと読みたいと思います。

現段階で別府市はもとより、イズミからも具体的な提案はされておらず、コメントのしようがない。具体的な提案がされた時点で検討を始めることになる。亀の井さんではないのかなど、この時点で思ったのですけれども、次に、ゆめタウンが、郊外の何も無いところに建設されるのであれば、バス会社にとっても新しい需要が期待できるが、計画されている楠港は、冬の花火でも明らかなように最大の需要の発生地である別府駅から走行可能な位置にあり、いわば同一停留所管内にあると判断している。したがって、亀の井バスとしては、新しい需要の発生よりも既存のバス路線のお客さまがワンコインバスに移り、既存路線が大幅な減収になることが最大の懸念である。以上を前提とした2項目について、イズミだけではなく今回の事業は別府市の事業と判断しており、別府市にも補償をお願いしたいと考えている。

一つ目は、新しい系統をつくるのであれば、それに伴い発生する費用、そして二つ目、既存路線からワンコインバスに流出した減収分、バス会社は過去運賃値上げをしてお客さまが減少するという苦い経験を重ねてきており、ワンコインバスも一たん始めればやめられない制度と考えています。不見識な話ですが、イズミが撤退する、もしくは倒産する可能性は全くないとは言えない。当社は、未来永劫に別府市民の足を確保するという責務を負っており、この地から撤退が不可能なことであり、しかも今回は別府市が将来の活性化と発展を期する別府市主体の事業であり、そのために市としてもワンコインバスが必要な条件と考えておられるものと思っており、補償は得られるものと確信している。バス会社としてはワンコインバスを実施する経営環境にないと考えているが、今回は行政機関である別府市の事業であり、以上の点について市当局の補償を前提に具体的な提案があった時点で検討せざるを得ないと思っている、というものであります。ちょっと長ったらしかったので、ちょっとコンパクトにまとめます。ワンコインバス自体の補償をイズミにお願いをしたいという点と、既定路線にあるので、既存のバス路線の客がワンコインバスに乗りかえられたとき、最大が330円と言っておりましたので、差額をすると220円の差を補償すること。それから3点目が、ワンコインバスを中止、もしくはイズミが撤退となったとしても、一度バス会社としては賃金を上げた以上、そのお金を変えることはできないということを言っているのです。ここで注意深いのは、別府市が補償すべきだというふうにはバス会社、少なくとも亀の井バスさんは見ているということなのです。その理由は先ほども言いましたけれども、撤退をされた後にワンコインバスを、値段を上げるとかいうことというのは、なかなかできない。だから撤退して、もう知りませんよと言われてたら、これから生きていくものとしては困るのです、ですから、別府市の事業であるから別府市にしっかりと補償してもらいたい。少なくとも亀の井バスさんはこういうことを言っておりましたので、亀の井バスさんのお話し合いというのはしてないのかもしれないかもしれませんが、少なくとも交渉する中でイズミさんが全部持ちますということには、恐らくどのバス会社さんにならないと思えますよということをおっしゃって、その担当者の方がおっしゃってましたので、その点もしっかり別府市としてどこまでできるのかとか、いや一切できないと言われるのか、こういったこともちょっと私も気になるもの

ですから、ぜひまたそういう交渉の過程といいますか、教えていただきたいなというふうに思っておりますが、何かこの点についてありますか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

このワンコインバスについては、まだ詰めた話はしておりません。したがって、誘致がもし決まりますれば、亀の井バスとまず株式会社イズミが話をし、場合によっては私どもと一緒に協議をさせていただく場面もあろうかと思っております。

○1番（長野恭紘君） 決まってないことですから、ここでああしろこうしろということも、今、助役の御答弁で精いっぱいかなというふうに思いますので、先ほど私が言ったようなことにも十分配慮して、別府市が、皆さんが考えているような必要以上の経費がかかるというようなことにもなりかねませんので、このことは十分注意をしていただきたいというふうに私自身は考えているところでございます。

それから、時間も本当になくなってきたのですが、イズミさんに賃貸で貸すときの賃料と固定資産を合わせて大体1億5,000万程度ということが言われております。その中で一部を中心市街地の活性化に使っていきたいという御答弁もされておりましたけれども、どんな使われ方をするのか具体的には私にはわかりませんが、先ほどの藻谷さん、先ほど資料を差し上げますと言った藻谷さんが、こういうことを言っているのです。「同じ品ぞろえの大型店ばかりふやしても、市全体の売り上げは変わらない。ユニークなものを売っている小さな店をふやすしかない。二つ目、地元産品の改善をする。その上で取り扱いをふやして売り上げの中で地元へ落ちる部分をふやすべし。3点目、地元商業者は、消費者に見捨てられないように必死に努力しなければならない。4点目、普通の商業だけではどの道じり貧。観光客相手に純粋地元産品の売り上げをふやせ」というようなことを言われています。私は、全くそのとおりだと思います。平成10年度にも、3,000万をかけて空き店舗対策を行っております。結果は皆さん御承知のとおりで、もう家賃補助が終わった途端に撤退をいたしましたという、こういうデータが出ておりますので、私は、この家賃補助というよりも商工課として、別府市として今言ったような4点、こういった点に注意をしてやっぱり本質的な改善というか、そういったものをしていただきたい。これは別府市だけの問題ではなくて、全国の都道府県・市町村でも同じことが起こっていることだというふうに思っておりますので、ぜひ別府市はこれに乗りおくれなようにしっかり商工課とそれから別府市とタッグを組んで、タッグを組むというか主体的にやっていただきたい、このように思っております。

市長が1年間凍結をこの楠港にされて、議員の皆さん方からも御意見が出て、凍結をするに至った決定的なこと何だったかということが言われておりました。私もその市長の御意見を聞いて、市長はこの別府市のトップですから、トップがやりたいということは、正々堂々と、私がやりたいのはこれだと打ち出してやっていただくのは、私は結構だというふうに思っております。ただ、結果的に1年間凍結をした中で、結果として何が生まれたかと言えば、私は、いろいろあるでしょうけれども、混乱が増した、自分自身はやっぱりそう思っていますし、恐らく皆さんもそういったことになるのではないかとこのように思います。これは市長が望むところではないと思いますが、現実的にはこのようなことが起こっているということであろうと思います。

市内だけでも、きのうからこれも出ております、6万人の方の署名。観光客の方を合わせると7万4,000人以上の署名が提出をされたわけでありまして。きのうからの質問の中でちょっとお聞きをすると、市長の名前があったとか助役の名前もあったとか部長の名前もあったとか、そういうことをこの議場で言われておりましたけれども、そういった質問が出て、私は慎重にお答えになるべきだったというふうに思います。これは子どものけんかではないので、本当にこの年下の私が言うのは恐縮なのですが、子どものけんかのように映るのですよ。これがテレビに出たら、また新聞紙上に出ると、またこんなことをやっているのか、

またこんなことを言っているのかというようなことに結果としてなるのですね。だから今後こういった、私の名前があったからどうだとか重複が幾らあったとかいうことは、一切軽率なこういう発言はしていただかない方が私はいいというふうに思います。基本的にこれはだれが何と言おうと、今これだけの社会問題に発展している、別府市の中で社会問題に発展しているという事実は、例え署名に重複があろうがどなたの名前があろうが、これは現実であって、仮にその名前があってもなくても、この問題が解決するかといえば、これは解決しないので、私はこの一番前の席から聞いていて、何でそんなことを言うのかな、何で議員が言った、まあ、議員が言うことに関しては自由ですから、私はそのことについては言えませんが、少なくとも執行部の方々は、もう今後一切そういった発言はお控えをいただいた方がいいと私は思いますので、そのことにはお願いをしておきたいというふうに思っております。

今までいろいろと私が一方的にしゃべるような形で、不明な点を質問してまいりました。すべてにおいて今回の一連の楠港問題について言えることは、情報の不足と、何よりも私は対話不足だと思います。国も海岸線の整備、今ちょうどやっていますが、ワークショップという手法で地元住民がどのように考えているか、このことに非常に重点を置いております。そしてそれを聞くだけではなくて、住民の意見をなるべく形として具現化しようというような姿勢を国が持っているというのが、これは現実であります。別府市の例を言うと、できれば市長のお考えの中で、反対の方々は、もしくは再考の方々は、結局楠港、イズミはだめよという前提で来るから受け入れられないということだと思っております。私もその気持ちはよくわかるのですが、ですけれども、もうちょっと市長が言われている、私はいつでも門戸を開いて話し合いに応じますといったようなことが、ちょっとマスコミさんの情報とかで、これも新聞紙上とかテレビに出ると、市長は言うことを聞いてないではないかというような意見として映るのです、結果的に。だからいかに相手が最初から反対であろうとも、意見を対話、その対話とか、例えばきのうも出ましたが公開討論、こういったものをぜひやっておくべきだったのではないかな。ここに至ってはなかなかもうどうしろということは言えませんが、私は基本的にそのように思います。

公開討論会が開催されなかった経緯が、きのう説明されておりました。きのう、部長の方からお答えをいただきましたけれども、その中立の団体とは、許可をいただいておりますので言いますが、青年会議所であります。JCであります。私は、彼らの純粋な思いを知っておりますので、ここで彼らの名誉のためにも言っておきたいのですが、ぎりぎりまで彼らは開催に向けて頑張ったのです。しかし、開催できなかった大きな原因の一つに、これは市の責任もあると思うのですが、その公開討論会にだれを出すかということが一つ大きなネックになったそうであります。JCさんは中立ですから、中立という意味も会員個々には賛成・反対はあるけれども、会としては中立ですよという意味での中立です。この中立の会が、どなたでもいいので二、三名程度代表者の方を連れてきて、オープンな形で公開討論会をしたいと主催者である青年会議所が言ったそうでありますけれども、残念ながら市の方としては市長と高松会頭の1対1の討論でないと受けないと言われたというのです。これは後で異論があれば言っていたいただきたいのですが、結果的にそれをJCが受けとめてしまったら、これはもうすでに中立ではなくなるのですよ。言っている意味がわかるかと思うのですが、市の言い分を聞いて出す相手、話す、公開討論会に出してくる相手を変えたということが向こうにわかってしまったら、これはもうすでに中立ではなくなるのです。それでも開催を最後まであきらめなかった彼らは、再考を求める会のところに行きました。行って、できれば市長と高松会頭との1対1の公開討論会にしてくれませんかと言ったのです。言ったところが、もう向こうは、それは向こうが言っておるのだろうというようなことで言われてしまって、何も言えなかったということなのであります。

ですから、ここで残念なのは、彼らは本当に中立なのですが、結局主催者はJ Cですから、だれが出てくださいますというのは、この青年会議所・J Cの方々が決めることであって、市がああしてくれこうしてくれというような問題ではないのです。それを聞き得た瞬間に、彼らは中立ではなくなるのです。それを、やっぱり理解をしていただきたかったなというふうに思うのです。結果的に、現在でも公開討論会はできていないということでもあります。それはどういうことを意味するかというと、先ほど対話不足ということを申し上げましたが、結果として市民の皆さん方に情報を提供する機会を失ったということになるわけなのです。だからこのあたりは、今後しっかりと市の方も受けとめていただけて取り組んでいただきたい。私としては彼らの名誉を守るために、彼らが一方的に引いたというようなとられ方をしているところもあるようでありますので、私は彼らの名誉を守るためにも、これはこの場でしっかりと皆さん方に認識をしていただきたいというふうに思います。

最後ですが、この楠港問題が起きましてから現在まで、そしてきょうの質問の中でも私の率直な気持ちを申し上げます。いろいろな御答弁をいただいて、中には同じような御答弁もありましたけれども、率直に申し上げて私の現在の、どちらか、賛成か反対派、どちらだと言われたら、なかなか、それ以前にわからないことが多過ぎてまだ決めきれないというのが率直な気持ちであります。先ほど言った対話不足であるとかコミュニケーションの不足であるとか言いましたけれども、やっぱりこの議場において議員に対してしっかりと市長がやりたいこと、市の方針として進めたいことがあるのであれば、客観的に議員が見ても市民が見ても、これなら100%ではないが60%、70%は賛成できるな、客観的なデータを私は示していただかないと市民に、「あなた、何で賛成したの」と言われたときに、「あそこに何かあった方がいいから」というような、そんな安易な気持ちでは決められないのです。ですから、私自身が決めろと言われたら、今は正直、賛否以前に決められる状況ではないということをお願いしたいと思います。

その中で、きのうの質問の中で出ましたが、住民投票直接請求の話が上がっております。この方々も中立を宣言して、別府市が将来にわたってしこりを残さないように、そして公開討論会初め市民が情報を知り得ることができなかった、そのことを考えて直接市民にもその意思を表明する機会をください。私も趣意書というか、趣旨の文書を読みましたが、本当、そういうふうなことが書かれておりました。私もこの請求者の後藤さんという方は、地元が近くなどでよく存じ上げておりますけれども、非常に純粋で、そしてリーダーシップもありますし、本当に中立で別府市のことを考えての行動だということが、私自身もよくわかりました。

市長は、きのうのお答えの中でもお金の面、確かにお金はかかると思います。それとこの企業誘致が果たして住民投票という趣旨に合うのかというようなことも言われましたけれども、私は、言葉は正確かどうかわかりませんが、「アリの穴から堤が崩れる」というような言葉があります。楠港というのはこのアリの穴、もしかしたらアリの穴なのかもしれませんけれども、しかし、今はそのアリの穴から大きな堤の一つがぼろぼろと音を出して崩れているというような気がしてならないのです。私は最終的にはどこに落ちつけるかということだと思うのですが、今、この別府市以外の観光地がこれだけ新しい観光資源を発掘したりして非常に頑張っている中で、別府市はこんな、外から見たときに大人げないというか、どちらも引かない、どちらも譲らないというような争いごとをして、別府市の中で体力を奪い合っている暇はないというふうに思うのです。最終的に私も住民投票ということは、議員としてはこれは認めるわけにはいかないという基本的な思いはありますけれども、私はここでは、もうここまで来た以上は住民投票というのも一つの方法ではないかなというふうに思います。市長が、きのう、否定的なお考えを述べられましたけれども、ぜひ市長の率直な御意見を最後にお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。お願いします。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

まず冒頭に、議員が私情を挟まず、別府市のことについて真剣に考えて自分で決断をしますという言葉、このことに本当に感動いたしました。正々堂々と自分で判断をするという発言をする姿、ここにおられる議員皆さんも同じだろうと思いますし、全く私も同感で、すべて同じ気持ちであるということは間違いありません。

そしてまた、先ほど来署名の、きのうもいろんな議論がありました。集め方の問題、そして自分の名前まで公表してという大人げない答弁だとおしかりを今いただきました。議員から質問が出れば、私は真っ正直に本当のことを言ってしまったという、その点では結果的にこれが議会の品位なり、また執行部の品位を傷つけたということになれば、これはおわびを申し上げたいと思います。とにかく、私は真実しか述べておりません。ただ公開討論会の問題も、今、JC・青年会議所の問題、私は全く伺っておりません。あなたも御案内のとおり、その経過は一生懸命三役の方が何度も私とお話をしました。「本当に中立の立場で公開討論会をやりましょう」、私も、「堂々とやります」というお答えの中で、私が、「私一人でないを受けませんよ」とか言ったことではないのですよ。「私は代表として堂々と出ます。だから、私がトップで出る以上は会議所のトップの方が出て、そして公開討論会というのは、そこに反対者だけが動員するとか、賛成者が動員するとか、こういう戦いの構図はつくってほしくないですね」と、全くそのことをお話し合いしまして、ちょうど半数ずつ集まるかどうか、その辺はわかりませんが、例えそこでやじが飛んだり拍手が起こったり怒号が飛んだときには退場させますというまで、そこまでしっかり考えた中で公開討論会を一生懸命計画していただいた。このことを私は一個も疑わずに感謝しています。ただそのことが実現できなかったことは、私にもあるかもわかりませんし、一方的に私が「これでないと受けないよ」と言ったことではないということだけは御理解ください。

それと、JCそのものの、JC・青年会議所の会員の皆さん全員と私の思いを一遍対話しましょうと、このことを申し上げたら、向こうも喜んで私のあいている日を実は3日間ほど、この日なら開けられますよ。向こうもその中でこの日を取ったということで設定をしていたのです、前向きに。知っていますか。当日の朝、断らざるを得ないといった形で断ってきたのですよ。その苦衷を考えたら本当に青年会議所の皆さん、だれがとめたかわかりません。もうこのことを考えたら、私は本当に胃が痛くなるぐらい青年会議所の気持ちに立ったときに申しわけなかったな、こういう思いがありますので、これは御理解をぜひいただきたい。

そして、最後に質問の直接署名。これは私がきのう申し上げたのは、これまで私は、住民投票条例は市民の代表である議会に……

○副議長（堀本博行君） 市長、簡単に。

○市長（浜田 博君） 判断をいただきたいという思い……

○副議長（堀本博行君） 時間ですから、簡単に。

○市長（浜田 博君） はい。いただきたいという思いで、私からは住民投票条例を選択することはありませんというのを一貫してきていました。だから今、直接請求が出たことは、後藤さんのお話が出ました。私も隣保班であるし、もう何十年來の、PTAを含めていろんな形でお世話になった方です。本当に信じております。本当に別府市のことを思って直接請求を始められた、こう思っておりますので、私は直接請求については法令に従って対応してまいりたい、このように考えております。

○7番（猿渡久子君） 通告の順に沿って、質問をしてまいります。楠港跡地の問題、議案質疑からきのう、きょうの一般質問と何名かの方が質疑をしてまいりまして、若干重なる面もあるかと思いますが、私は市長の政治姿勢の問題として質問をしていきたいと思っております。

私たち日本共産党議員団は、これまでもこの本会議で何度も白紙撤回を求めてまいりました。先日の議案質疑でも言いましたけれども、12月の議会が終了後、年末に新年度の予算要求をしましたが、その予算要求の冒頭にもイズミの誘致計画白紙撤回すべきということをし入れしてきました。賛否両論ある中で市を二分することになる、それが予想されるから議会に提案をすべきではないというふうに申し上げてきたわけですが、市民の声を重視するならば、やはりこの議会に提案すべきではなかったとっております。強行することには反対です。7万3,000人を超える署名が提出をされて、その署名の中身について先ほどもいろいろと質疑がありましたけれども、重複が多いとか同一筆跡が多かったとかということが言われています。私は、市民が大変熱心な取り組みをして集めた署名に対して、職員にそういうチェックをさせるということ自体がどうかと思うのです。また、職員にそういう答弁をこの議場でさせるということが、市長の態度として私はどうかと思います。市長の態度として、そういう態度が問題ではないかと私は思っております。

きのうの質疑の中で、執行部の方から数字が出ました、重複や同一筆跡が多かったというわけですが、その2万2,800余りですが、その数字を差し引いて計算をしたとしても、市民だけで3万8,500を超える署名が出ているという数字になってくるわけですね。そういう県外とか市外とかがあったということも市長が言っていましたけれども、それは市外の人たちもこの問題に非常に関心が高いということのあらわれだと思いますし、その署名運動が広がる、世論が広がれば広がるほどいろんな人から重なって一人の人に声がかかっていくという、そういう世論の広がりであらわれでもあるのではないかとこのように思うわけです。

きのうの質問の答弁の中で、市長が、この署名を「真摯に受けとめる」と言ったのか、それとも何と言ったのか、ちょっと私、よくわからなかったのですが、この署名を本当に真摯に受けとめなければならぬと思うのです。重く受けとめなければならぬ。そして住民本位の市政をやっていかなければならぬと思うのですが、この署名を重く受けとめているのかどうか、その点明確に答弁をしてください。市長のお考えを聞かせてください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

署名簿を持参していただいたときに、最初のときは私が不在でした、出張中でした。後で追加して持ってこられた方に、受け取ったときに、私は、「これだけたくさんの方の署名、再考の署名であっても、真摯に受けとめます。別府市を思う温かい気持ちです。ありがとうございます」、こういう形で受け取ったことは事実でございます。

○7番（猿渡久子君） きんのうの答弁で、その後、自分の名前があるのを見て云々という答弁があったのですが、今時点でも真摯に受けとめている、重く受けとめていると理解していいのですか。

○市長（浜田 博君） 全く変わりません。真摯に受けとめています。ただ、私の名前、自分の名前を真摯に受けとめられるかどうかというのは、これは御判断ください、そのことは真実を述べただけのことでございますから。ただ集め方とか、だれの名前があったとか、こういうことについては7万3,000人の重みをとるという形で、提案した側は愚行であるというふうな批判をいただきながらも、私は、そういうものもありましたよということをし少し考えていただければいいのではないかとこのように思ってお話をさせていただいたということでございます。すべてを真摯に受けとめております。

○7番（猿渡久子君） その市民の署名というのは、例え1,000、2,000の署名であっても、何百の署名であっても真摯に受けとめる、重く受けとめるということが本来の姿勢だと思うのです。だから、だれの名前があったとか重複が云々とか、そういうことをこの議場で言うべきではないということをし強く申し上げておきます。

また、公開討論に関しても先ほどからありましたけれども、公開討論の開催をしないと、

公開質問状に対しても回答を求めている期限を大幅に過ぎて、当日まで回答日を伝えないとか、余りにも誠意がない対応が多いのではないかというふうに思うのです。本当に別府市のことを考えて熱心に取り組んでいる方々に対して、失礼きわまりない態度だと私は思います。抗議文や異議申し立ても、幾つも出ています。そういう中でやはり議会にこの議案を提案したということ自体が、私は市民の声を重く受けとめているとは言えないと思うのです。

市長の提案理由説明、2日に出されました提案理由説明の中に、市政執行に臨む基本的な考え方という中で市長がこういうふうに言っています。「市民生活では」というところで、「市民の皆様との意見交換を一層進め、市民が主役、市民と協働のまちづくりに引き続き取り組んでまいります」、こういうふうに言っています。また選挙の公約で「市民の声を市政に生かす」「市民の目線に立つ」ということを言っていますね。しかし、これだけの再考を求める大きな声があるということは、署名に重複があった云々とかいうことがあったとしても、再考を求める声が大きいいことは事実なのです。その事実、その声をしっかり受けとめるならば、やはり提案すべきでなかった。この提案をしたということが、やはり市長の基本的な政治姿勢に私は反するというふうに思います。

また、活性化の問題ですね。活性化の根拠に関しても何度もこの場で質疑がありますけれども、提案理由説明の中で、「この企業誘致は、多くの雇用を創出し観光再生、商業の活性化に必ず寄与するものと確信をいたしております」、ここまではっきり言っていますね。これだけ「確信をいたしております」と言うからには、やはり先ほども出ましたけれども、具体的な客観的な資料・データがないといけないと思うのです。市民の皆さん、今駅前通りなんか歩いてみましても、商売されている方々は本当に大変で、家賃を払うのが大変とか電気代を払うのが大変とかいうふうな声もお聞きをします。そういう中で本当に苦労しながら、努力をしながら頑張っている方々に対して、やはり活性化すると言うからには具体的な資料・データを示さないといけないと思うのです。しかし、先日の議案質疑の答弁の中では、「波及効果があるのではないかと期待している」というふうな、希望的な観測としか思えないような答弁があります。また市長は、自信と誇りを持って提案したということも、きのうの質疑の中でも答弁していますけれども、この具体的なデータがあるなら示してもらいたいと思います。

また、市長はずっと、「今しかない」ということを言ってこられました。しかし、この「今しかない」というのがどういうことなのか。なぜ今しかないのか、それが私はわからないのです。なぜ今しかないのか、どういう意味なのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

「今しかない」というのは、今の「今」ではありません。私が「今しかない」という言葉は、この問題に取り組んで、公募する時点からその言葉はもう議会で何度も言ったと思います。これは10年間放置をされてきた。そして行政は継続の中で企業誘致をしなくてははいけない。しかし、なかなか企業が来なかった、実現しなかった。その中で私は、一つ、二つと来る中で、半年待った後に公募に踏み切ったのです。そういう状況の中で「今しかない」というのは、10年間放置されて、またこのまま放置することは私はできない、だから今がチャンスだという意味での「今しかない」が、ずっと凍結をし、ずっと1年以上、2年かかって「今しかない」が続いているという状況ですから、「今しかない」というのは、これが恐らく活性化に、私は自信と誇りを持って活性化につながるという思いで提案をさせていただいているわけですから、これが没になるといいますか、だめということになれば、これからまたあの楠港跡地はこのまま荒地で5年、10年続くのかな、こういう思いでは本当に僕は「今しかない」という思いを、まだ意を強くしているというのが現状でございます。

○7番（猿渡久子君） 市民の方から、なぜこれだけの再考を求める声がある、また賛否両

論分かれているその中で、強引にやろうとするのか、強引に通そうとするのか、それがわからないという声を聞くのです。なぜこの議会に提案したのか、なぜ今提案をしたのか。もう一度考えることができなかつたのか、その点は疑問に残ります。その点、明確に答弁できますか。

○市長（浜田 博君） 私は、提案を強行しているという思いは全くありません。これまで、なぜ提案しないかというおしかりもたくさんいただきました。凍結したときに、「なぜ、おまえは凍結するのか」というおしかりもいただきました。私が何か思いつきでこれを無理に強行してここに企業誘致を進めているというふうにとられています、全くそうではないのです。そのことを考えてください。考え直すと。重々に重々に私は市民の目線で公募もし、そして選定委員会までつくって、私が選ばずに、皆さんどうでしょうかという形でやってきたのです。これ以上まだ提案を延ばすということは、私は10年来放置した、もう13年になりましたね、13年放置したままではいけないのだ、この任期中に提案をして決着をつけなければ、これからの観光再生、地域再生に対する私の思いが崩れてしまうという、自分にもそういう思いがありますから、決して強行ではありませんが、皆さん方の御判断をいただくということで、市民の代表である議会に最終にお願いをしているというところでございますので、ぜひその点は御理解をいただきたい。

○7番（猿渡久子君） 任期中にというのは市長の都合であって、やはりまちづくりというのは長い視点で考えていかなければいけないと思うのです。今、市民の皆さんの中からまちづくりに対する関心が非常に高まってきているし、熱意も高まっている。だから、その思いを、熱意やいろんな論議が活発になっているそれを大事にすべきではないかということ、私は12月の議会でも申し上げてきました。市長が先ほど言いましたように、提案理由説明の中で、「市民の皆さんとの意見交換を一層進め、市民が主役、市民と協働のまちづくりに取り組んでいく」、こういうふうにならざるなら、やはり市民の皆さんの意見を十分に聞き、今は楠港跡地の活用の仕方、それを含めた長い視野での別府のまちづくりのあり方について、いろんな意見を出し合って論議をしていくということが大事ではないかと私は思っております。

道の駅がいいとか、いろんな意見があります。また、私はある方からお聞きをした声では、温泉のテーマパークにしたらというふうな声もお聞きをしました。あの広さの中で大丈夫かなといったら、いや、十分に大丈夫だと。外国人の観光客の方からどこに行ったらいいかと聞かれたときに、やはりそういうものが欲しいのだと。観光に詳しい方ですけれども、そういう御意見もいただいております。それは例えばの例ですよ。例えばの例ですけれども、そういう市民の中からいろいろな意見を出し合って論議をしていって考えていくということが非常に大事だと、行政は、市長はそれを一緒に進めていくという立場に立たなければならないと私は思っています。

また、住民投票の動きについてですけれども、28日に50分の1を超える署名が提出をされているわけですが、その後の経過について、審査事務等について説明ができましたら、答弁をしてください。どうなっていますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（羽田照実君） お答えいたします。

28日に、請求代表者の方から簿冊の提出を受けました。我々は、地方自治法の74条の2項で、現在審査事務をきのうの時点で終了しました。そして、きょう、選挙管理委員会の意思決定機関である委員会に諮り、あすから縦覧というふうな形の中で1週間、ですから、あすからですから、15日までが縦覧というふうな運びになろうかと思っております。縦覧期間は異議申し立て期間でもございますので、その状況を見ながら請求代表者の方に署名簿の返付というふうな運びになろうかと思っております。

○7番（猿渡久子君） 審査事務が終わったということなのですが、その結果をここで言え

ますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（羽田照実君） お答えいたします。

一応署名簿が28日に出されたのが219冊で、署名者数が3,686人、これの有効署名数が3,475人でございます。そして無効総数が211人でございます。

○7番（猿渡久子君） 3,475人が有効ということで、圧倒的な、ほとんどの数が有効だったというふうに見ていいと思うのですけれども、これでこの後、本請求という形になっていくわけですかね。そうなりますと、市長はこれを、住民投票条例を提案しなければならないという形になるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（羽田照実君） お答えいたします。

一応縦覧期間、先ほど申しあげましたように縦覧は7日間、そういうふうな法的縛りがございます。そして一応請求代表者に返付いたしまして、5日以内に本請求をするというふうな形で、それを市長が本請求を受けて20日以内に議会への上程というふうな法的な規定がございます。

○7番（猿渡久子君） 15日まで縦覧を行って、その後、本請求を受けて20日以内に議会をとということなのですけれども、その後の議会の日程等について、提案等について何かお考えがあれば聞かせてください。

○総務課長（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

本請求が出ますと、議会招集ということで20日以内ということですので、本請求の出入によりまして速やかに対応してまいりたいと考えております。

○7番（猿渡久子君） では、本請求ということになっていくかと思うのですけれども、市民の判断を仰ぐということが住民本位の市政という点で大事だというふうに考えます。

では、次の項目に質問を移してまいりたいと思います。障害者福祉について通告をしております。

障害者自立支援法が、大変な反対の声がありましたけれども、国会で通りまして、4月1日からまず障害者の方の負担が1割負担、「応益負担」という名前で1割負担という形になっていくわけですね。具体的なことは、中身はなかなか決まっていない部分が多いのだけれども、とにかく負担をふやすということだけは決まっているわけですね。この障害者自立支援法を初めとして最近の社会保障の流れというのを見ますと、社会保障というのは本来人間らしい暮らしの支えになるべきものだと思うのです。ところが、それが逆に、反対に人間の尊厳を踏みにじるものにおとしめられているというふうに言わざるを得ないと思うのです。支払うことができるだけの収入のない人たちから、利用料を取るというふうな格好になってしまいます。必要な支援を受けられない障害のある人たちの社会参加が後退をするということになるのではないかという、危惧の声が大きく上がっています。社会参加、ノーマライゼーションと言いつつ、逆行しているのではないかという声もお聞きをしております。

この質問項目の1番に、障害者自立支援法と市の対応やスケジュールについてということと上げておりますが、市町村審査会の条例が、今回の議会に提案をされていますけれども、この審査会、障害当事者や家族や事業所の代表の方など、障害者の方と密接にかかわっている方を複数入れて実態を反映できる、きちんと実態に合った審査ができるようにしていかなければならないと思います。審査会の過半数にそういう当事者や関係者の方々を入れるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

審査会のお尋ねですけれども、審査会の委員につきましては、国の方から一応指示がっております。委員は、障害者の実情に通じた者の中から障害保健福祉の学識経験を持つ者であって、中立かつ公正に判断できる人を任命するということになっております。私の方といたしましても、その趣旨に乗りまして、そういう学識経験を持った身体・知的・精神のそう

いう実態がわかるそういう方、例えば社会福祉士であるとか作業療法士であるとか看護師だとか、そういう方を選定してするように今準備をしているところでございます。

○ 7 番（猿渡久子君） また地域生活支援事業、これは医療支援などを行う地域生活支援事業ですね。この利用料は市独自で条例等で定めるということになっていると思うのですね。この利用料、ほかのものに関しては 1 割負担ということが国で決まっているわけですが、市独自でつくることが、決めることができるわけですから、現行どおりにするとか、また無料にするとか、安い利用料にすべきと思いますが、どうでしょうか。

○ 障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

このたびの自立支援法がなかなか、皆さんもそうでしょうけれども、難しいといえますか、わかりにくいような状況になっております。その中で今まで 33 の事業が、今度は六つの事業に実は整理・統合されてきます。そして基本的には在宅の方それから施設に入所されている方、また通所されている方がおります。その中で今度、事業所も新しい事業体系を選定していかないといけないわけなのです。そういう中身に合わせて 4 月にする仕事としまして、地域生活支援事業が決められております。その地域生活支援事業も、現在やっているもの以外に、今、議員さんがおっしゃられたような仕事もありますし、例えばケアホームだとか福祉ホームだとか、そういうのも入っておるわけです。だから全体的に在宅の方と施設入所、または通所の方がどういうふうな形になっていくのかということ、それは集約されない、私の方も最終的には市の事業は決定されないように状況的になっておるわけです。だからそういう状況を見きわめながら、最終的にある程度の事業が固まった時点でどうするかということは検討していかないと、現状では国が 1 カ月に 1 回全国課長会をやっております。その課長会を受けて大分県の課長が、大分県内の課長を集めて説明する。そういう状況で情報が小出しになっておりますので、そういう状況・推移を見ながら今後その作業を進めていかないとはいけませんので、現状では、今の段階ではちょっと何とも言えないような状況になっております。

○ 7 番（猿渡久子君） ぜひ、利用料を安く抑えてもらいたいというふうに思います。

障害福祉計画を 18 年度中に策定をするということが義務づけられているわけですが、障害者や関係者の参画で、別府の障害者の生活実態や障害者自身の希望や利用意向などを十分に反映した計画をつくっていただきたいと思います。

また、地域自立支援協議会をつくって、これにも当事者や関係者を入れて協議するということが大事かと思いますが、どうでしょうか。時間の関係がありますので、簡潔に答弁をお願いします。

○ 障害福祉課長（村田忠徳君） 今お尋ねの相談支援事業並びに地域自立支援協議会、これはもう当然私の方で立ち上げないといけませんので、今、その準備をしておりますので、その中でいろんな方の御意見を聞きながら 3 カ年の障害福祉計画を作成していくようにしていきたいと思っております。

○ 7 番（猿渡久子君） 国の方で決まっております減免制度がありますね、段階を決めるわけですが、この減免制度を 3 月までに申請をしないと一般になってしまって利用料が高くなってしまうということになるわけですね。低所得 1 とか低所得 2 の認定を受けるためには、この減免制度の申請が必要なわけですが、この点、申請漏れがないようにしなければならないと思うわけですが、周知徹底が必要だと思います。その点どのように取り組んでいますでしょうか。

また、こういう問題を徹底させるためにも、今後、職員体制の充実ということが必要になってくると思いますが、その点も一緒に答弁してください。

○ 障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

前段の減免申請でございますけれども、1 月の中旬ぐらいから 2 月 20 日ぐらいまでに一応

すべて終わっております。その終わっておるといのは、現にサービスを受けている在宅の方並びに施設に入っている方、それから施設に通所されている方です。担当の精査をしているのですが、仮にそれをもし忘れたといいますか、漏れた方がおりましたも、私の方は把握できますので、一応減免をされたというみなし認定をしたいなと思っております。

それから、後段の人の配置でございますけれども、障害福祉課も始まって以来こういう全く新しい制度になってきますので、当然私の方、今の職員では対応できませんので、ケアマネの資格を持つ職員2名、それから内部の支援を得まして、職員を2名程度いただいて仕事をやっていかないと厳しいかなということで、私がそういうふうに今努力している最中でございますので、よろしく願いいたします。

○7番（猿渡久子君） この職員配置については、ぜひ利用者の方、障害者の方あるいは家族の方に迷惑をかけることがないようにきちんと配置をしていただくように、市長に要望しておきたいと思っております。

先ほどの減免制度ですけれども、もし申請漏れがあったとしても、課の方で把握ができるのできちんと低所得1、低所得2の段階にある方は、その利用料でできるように手続きをするということですね。大変親切な対応だと思います。よろしく願いします。

また、現行のサービス水準の確保ということが大事になってくると思っています。支援費制度で認められているホームヘルプ、ガイドヘルプ、デイサービス、通所授産施設、グループホーム、これらのサービスの給付水準は拡充をすべきですし、最低でも現行のサービス水準を守っていかねばならないと思っておりますが、その点どうでしょうか。

○障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

在宅の方につきましては、一応みなし規定が設けられておりますので、現行のサービスが受けられるようになっております。なお、施設に入っている方、また入所されている方も、5年間の実は経過措置が設けられておまして、現行を保障されるような仕組みになっております。4月以降は、私の方が審査会を立ち上げていきますので、その中で支援法の全面的な施行が10月1日からになっておりますので、在宅の方につきましては、それまでに判定、審査会の判定を受けてサービスを受けていくような形になっておまして、私の方としましては、現行のサービスは引き続き受けられていく、施設に入っている方、入所の方も5年間の経過措置の中でそういうサービスを受けられるようになっておりますので、その辺のところはよろしく願いしたいと思います。

○7番（猿渡久子君） ただ、そのサービスを受けるときに、料金が問題になってくると思うのです。1割負担ということになりますので、今までほとんどの方、9割余りの方が負担がゼロという状況だったと思うのですけれども、一般の方になりますと、食費を入れて上限が4万2,300円ということになるのですかね。それにさらに車いすなどの補装具、これも1割、10月から1割負担になる。医療費も1割負担になるというふうな形で、上限が決められているのだけれども、その上限の上にさらに補装具とか医療費とかいう負担がかかってくるわけです。そうすると、なかなか生活が本当に厳しいということが危惧をされております。

ある40代の女性の方なのでございますけれども、この方は1種1級の障害で電動車いすでひとり暮らしです。民間のアパートに住んでいらっしゃるのですけれども、ホームヘルパー、ガイドヘルパーに毎日来てもらいながら生活をしています。今住んでいるところは家賃が高いから安いところを探しているそうなのでございますけれども、電動車いすでの生活ですので、バリアフリーの住宅でないと困るわけです。そのバリアフリーの住宅がなくて、困っているということなのです。この方の生活の状況を見ますと、障害基礎年金と特別障害者手当で、これを合わせまして収入が10万9,000円余りなのです。これに家賃、光熱費、通信費、食費、衣類や日用雑貨、保険料、医療費、ガソリン代、小遣い等々合わせますと赤字が出るのです

よね。13万円ということになってしまうのですね。今でも毎月2万円ほどの赤字という状況なのです。赤字は貯金で穴埋めをしている。前は働いていたのだけれども、今は働くことは二重障害があってできない。働いていたときの給与や失業保険等の預金が少しあるのだけれども、これにさらに1割負担を強いられると、いずれ早い時期に生活保護を受けなければならなくなるということを心配されています。年金や手当てで10万円で生活をしている、こういう人から上限2万4,600円の負担を強いられるということになるわけです。これはやはり、この方が言っている通りなんですけれども、憲法25条に定められた生存権、これに違反しているのではないかとことを言っていると思います。私も本当にそうだと思うのです。上限は定められているけれども、その上限いっぱい実際に使うことができるのかというと、利用料をたくさん払っていかないと、今度は生活費が脅かされるということになると、上限いっぱい使える人というのは少ないのではないかと、余りいないのではないかとというふうな声もお聞きをするわけです。

また、施設の方にお話を聞いてみましても、今から生活保護がふえていくと思いますよというふうな声もお聞きをします。負担が大変で、すでに施設を退所したという方もいらっしゃると思います。また、これから4月になったら、もう退所しなければならないという声も、何人からも出ているというふうに聞いています。この方たち、今後の展望があって退所していくということではないのです。経済的な理由で、退所せざるを得ないという状況に追い込まれているということなのです。この方がおっしゃるには、やはり市はこれから4月になってどのくらいの方が施設を退所しなければならないのか、今後の状況をきちんと調査をして把握をすべきだということも言われています。

国や自治体には、憲法25条が保障する、障害者が人間らしく生きる権利を守るという責任があるわけです。そのために各地で市独自、自治体独自の軽減制度、利用料の減免制度というものがつくられています。横浜では、所得の低い障害者は、自己負担を全額市が負担する、負担をゼロにするという減免制度がつくられていますし、京都では、負担の上限額、これを国の基準の半額に抑えるということの措置がとられます。また福祉サービスや自立支援・医療・補装具を重複して利用する場合、国の制度ではそれぞれ上限があるわけですね。だから上限の上にそれをまた上乘せをして料金を払わなければならないわけですが、利用したサービスの負担の合計に総合的な上限額を設定するというのも京都市ではされるというふうに聞いております。

また、社会福祉法人の減免がありますけれども、葛飾区では、この法人の負担分を区が助成をするということも実施されるそうです。いろんな方に、障害者の方や家族の方にお聞きしますと、低所得の1段階、2段階、低所得1、2の階層の方への減免を求める声が非常に強いです。その点、やはり市独自の利用料減免がどうしても必要になってくると思いますが、どうでしょうか。

○障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

確かに言われることは私もよく大体わかるのですけれども、この減免はまだ、制度は4月からスタートするわけでございますし、今、議員お尋ねの神戸市、京都市ですね。神戸市は、ちなみに障害福祉課の予算が350億円なのですね。京都市に至っては障害福祉課の予算が265億円なのですね。そういう大きいところが、激変緩和措置でされるというのには、それなりにちゃんと裏づけがあってされると思うのですけれども、私どもの場合は、障害福祉課の予算は15億円でございます。ですから、そういう大きいところとちょっと比べられても、私も今後その事業がどうなっていくかわからない中で、特に事業所なんか新しい事業体系を選んでいきますので、そういった中である程度そういうのが推移していったら、状況的に財源がどうなるのかというのがわからないと、現在でスタートもしていない段階でこの減免と言われても、ちょっと私の方も財政的な見通しが立たないわけなのですね。だから将来

的にはひょっとすればそういうことも考える時期が来るのかもしれませんが、現状では減免についてはまだ考慮をしていないような状況です。

○ 7 番（猿渡久子君） 4 月から障害者の方の負担が大幅にふえるということは、もうわかっているのです。その予算規模が云々ということのをさっき言われましたけれども、そういう大きい自治体ではその対象になる方も多いのではないかと思いますし、別府はモデル都市ですよね。早い時期に身体障害者福祉モデル都市に指定をされています。やはり、モデル都市として進んだ取り組みをしていただきたいと思うのです。本当に障害者の方々にとってのサービスというのは、そのサービスを受けないと暮らしていけないという切実な問題ですので、ぜひ早急に検討して前向きに取り組んでもらいたいと思います。

また、そういう点では、国に応益負担というものの撤廃を求めていかなければならないと思います。負担軽減策も、国の制度として充実をさせていくということも大事だと思います。事業や施設の運営や市町村に対する支援、これも強めてもらわないといけないと思うのです。そういう点を、国に強く働きかけてもらいたいと思います。施設の方の声を聞きましても、施設自身の経営も非常に厳しくなる、人員削減や人件費も削るということもやらざるを得なくなってくるのではないとか、そういうことになるとうたまた利用者の方へのサービスの低下につながりかねないとかいう声も聞きますし、施設自体がやっていけるのかという不安の声も聞きます。施設から地域にというふうに言われていますけれども、そうは言っても実際には安いバリアフリーの住宅が少ないとか雇用の問題など受け皿ができていないというのが実態なのです。ですから、そういう地域で暮らす環境を整えていくということも大事ですし、やはり国の取り組みとして施設の運営自体も応援していかないと、大変なことになるのではないかと危惧をしております。

また、情報が小出しで、わからないことが多いですよね。これはもう本当に施設の方、関係者の方、利用者の方の声を聞きましても、「不安だらけだ。とにかく不安だ。不安一色だ」という声を聞きますので、課長はよく勉強されていて、情報が入り次第いろいろと説明会を持ったりということは熱心にされていると思うのですけれども、その点、国の方にもその情報の提示ということも求めてもらいたいと思います。国に向けて負担の軽減等を働きかけていくということについて、答弁をお願いいたします。

○ 障害福祉課長（村田忠徳君） お答えいたします。

今までも私、県を通じて、県の管理課長さんにたびたび、県下でも私がいろいろ言っているのではないかと思いますけれども、お願いしておりますし、国の方もヘルプデスクでいろんな自治体からの意見を聞いておるわけです。そういった中で、やがて 4 月 1 日から原則 1 割負担ですけれども、この制度はされていくということなので、議員さんの趣旨もよくわかりますので、私の方から県を通じてそういう意見を申し述べていきたいと思っております。

○ 7 番（猿渡久子君） 障害者の方からは、せっかく支援費の制度の中で自己決定権ということが言われてきて、自分で選択をするということができるという方向になっていきつつあった。なのに、今度自立支援法になると本人の意思が反映されないのではないかと、自己決定権や選択権が保障されないのではないかと不安の声も上がっております。そういう点で、やはり利用料の軽減をするということが、本人が希望するサービスが受けられるということにもつながっていきますし、今後ともぜひ前向きに取り組んでもらいたいと思います。

では、次の項目に移ります。子育て支援の問題に移りたいと思います。

就学前までの乳幼児医療費の無料化の問題です。この問題は、随分前から繰り返しこの議場でも取り上げてきまして、充実を求めてきました。現在は通院が 3 歳未満が無料、入院が就学前までが無料という制度ですけれども、通院に関しても就学前まで無料にすべきということを繰り返し要求をしてきました。県に働きかけるという答弁がその都度されてきたわけですけれども、県の方でこの要望しておりました乳幼児医療費の 3 歳から就学前までの通院

の助成が、この10月から実施をされるという方向が示されております。しかし中身を聞きますと、全くの無料ではないということなのですね。この対象年齢が引き上げられるということに関しては、やはり多くのお母さん方の切実な要望であって、前向きに評価できることだと思うのです。しかし、食事療養費、食費が助成の対象外となるということと、通院1回、入院1日当たりそれぞれ500円の自己負担が導入をされるというふうに聞いております。こういうふうなことが今、県議会の中で出ているのだよということを小さい子どもさんを持っているお母さんにお話をしまして、意見を聞いてみました。もう少しで2歳になる子どもさんを連れて、あるお母さんにお話を聞いてみました。そのお母さんは、うちの子どもは元気で病院に通うことは少ないのだけれども、その方は前に看護婦さんをされていたそうなのですけれども、やはりその経験から、ずっと入院している子どもさんというのもたくさんいるわけで、入院されている方にとってはやはり大変ではないかなと。食事に関しては家でも食べるけれども、入院の人に関して1日500円というのを何とか補助してもらえるとありがたいというふうなお話も聞かれました。自己負担分などについて市が単独で助成することはできないか、答弁をお願いいたします。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

大分県におきましては、平成18年10月より乳幼児の医療助成制度の改正の準備を現在進めております。改正の理由であります、少子化対策の充実のため、助成対象年齢の引き上げ、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ることを目的といたしております。

改正の内容であります、3歳児から就学前までの通院費・医療費についても助成対象に加える一方、入院時助成療養費を助成対象外とし、またあわせて通院1回、入院1回当たりそれぞれ500円の自己負担の導入をするように現在、県の方で考えております。入院時食事療養費の廃止につきましては、介護保険制度や障害者自立支援医療における食事療養費の原則自己負担化などにあわせ、助成の対象から外しております。自己負担の導入につきましては、必要な医療を確保しつつ、制度の効率的な運営と安定的な運営を目指すために導入すると伺っております。

議員が御指摘のとおり、一定の自己負担が生じてまいりますが、この事業は県の2分の1の補助をもらって現在運営をいたしております。基本的には、県と同じ取り扱いをしたいと考えております。なお、県におきましても、現在10月改正に向けて審議を行っておりますので、その動向や他市の状況、また全体的な医療費の推移を見ながら、今後、別府市の対応を考えてまいりたいと思っております。

○7番（猿渡久子君） では、インフルエンザの予防接種について、これは今、高齢者については行われているわけですがけれども、白杵で子どもさんに対する助成が行われるということを知っております。18年度からゼロ歳から中学生までを対象に1人につき1,000円の補助をするということが、白杵の制度の内容となっているというふうに聞いていますけれども、別府市においても子どもさんのインフルエンザの予防接種、助成を行ってはどう思うのですが、どうでしょうか。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

インフルエンザの予防接種につきましては、昭和51年度から集団での蔓延防止の目的で小・中学生を対象に定期的予防接種を実施をいたしておりました。しかし、ワクチンの有効性が他のワクチンに比べて低い、また集団接種による流行阻止も余り期待できない等によりまして、平成6年度から任意の予防接種に変わりました。また、子どものインフルエンザの発症効果は30%から40%と高齢者に比べて低く、3歳未満児につきましては、インフルエンザの予防接種の有効性や副反応などから正確な情報がない状況であります。しかし、インフルエンザに罹患し、重症化する子どもがいることも伺っております。今後、国・県、他市の状況、また医師会などの意見を聞きながら、副反応や健康被害の救済等の問題もありま

すので、今後の別府市の取り組みをしてまいりたいと考えております。

○ 7 番（猿渡久子君） ぜひ、前向きに検討してもらいたいと思います。

では、次のつどいの広場・子育て支援センター・児童館等の問題に移ります。

つどいの広場事業について、これも以前から早い時期に設置をしてもらいたいということをしを繰り返し主張してきました。第 1 期の子ども次世代育成計画の中に盛り込んでいるわけですけれども、18 年度の予算案には計上されていませんが、19 年度以降早い時期に設置すべきと思いますが、どうでしょうか。

○ 児童家庭課長（伊豆富生君） お答えいたします。

別府子ども次世代育成支援行動計画のその前期計画では、数値目標を 1 カ所設置することにする計画になっていますので、前期行動計画の終了年度であります 21 年度までに設置する予定にしております。

○ 7 番（猿渡久子君） ぜひ、来年度の予算に計上するというふうな形で、早く取り組んでもらいたいと思います。これは既存の施設などを利用する、比較的設置しやすい事業だと思うのです。また前期計画が終わって、また 22 年から後期の計画をつくるわけですけれども、この後期の計画にもぜひ、1 カ所と言わず多く盛り込んでもらいたいと思います。その点は、どうでしょうか。

○ 児童家庭課長（伊豆富生君） お答えいたします。

平成 21 年度中に策定し、22 年から開始する後期の行動計画には、その時点の子育て支援事業の実施状況を考慮しまして、つどいの広場の増設について前向きに検討していきたい、このように考えております。

○ 7 番（猿渡久子君） 次に、子育て支援センターや児童館の拡充についてですが、まず最近の利用状況を聞かせてください。かなり利用状況がいいというふうに以前から聞いているわけですが、新しい状況としてはどうでしょうか。

○ 児童家庭課長（伊豆富生君） お答えいたします。

昨年の 4 月から本年 1 月までの、各施設の利用状況をお答えいたします。

まず子育て支援センター部分ですが、南部にあります「わらべ」です。これが 1 万 2, 7 7 6 人、それから西部、「ほっぺパーク」の中にあります「べるね」ですが、1 万 6, 7 5 1 人、それから北部、内籠にあります「どれみ」ですが、これが 2, 9 8 0 人、支援センターの計が 3 万 2, 5 0 7 人。それから児童館です。南部児童館ですが、7, 0 3 3 人、それから北部児童館 3 万 3, 5 2 6 人、西部児童館 1 万 1, 8 2 0 人、児童館の計が 5 万 2, 3 7 9 名となっております。

○ 7 番（猿渡久子君） 私は時々児童館などに立ち寄ってみますけれども、やはりたくさんの親子連れが訪れていまして、「ほっぺパーク」の広いフロアもいっぱいというふうな状況が見られます。そういう状況の中で、まだ市内には設置すべき地域が残されていると思うのですね。特に境川とか石垣地域、この市の中心部に若い世代がたくさん住んでいて、要求も高いと思います。さらに充実・拡充が必要だと思いますが、その点どうでしょうか。

○ 児童家庭課長（伊豆富生君） お答えいたします。

子育て支援センターと児童館につきましては、別府子ども次世代育成支援行動計画の中で、前期 5 カ年の目標値はすでに達成ができましたが、後期行動計画では、前期計画の実績を検証し見直しをしながら、その中で地域のバランスを考え、また計画策定時の諸般の状況を考慮しながら計画に盛り込んでいきたい、そのように考えている次第でございます。

○ 7 番（猿渡久子君） 既存の施設も活用するというふうなことなども考えて、取り組んでもらいたいと思います。

にこにこ保育支援事業について、これは現在、認可保育園で第 3 子以降 3 歳未満児を対象に実施しているというふうに聞いていますけれども、無認可保育園ですね、認可外保育園の

方からもぜひ対象にしてもらいたいという要望が出ていると聞いています。この点について、無認可保育園についても実施すべきと思いますが、どうでしょうか。

○ 児童家庭課長（伊豆富生君） お答えいたします。

認可外保育園の厳しい現状は、一応認識しております。またそういうふうな要望も来ております。そのため、市では認可外保育園に対して市の単費で入所児童の傷害保険等加入経費や健康診断等の実費あるいは調理担当職員の検便の検査、また運営に要する経費等を、これは市の助成をしております。ただ、事業を拡大するためには、認可外保育園にとってどのような支援が最良かという検証をする中で今後検討してまいりたい、このように考えております。

○ 7 番（猿渡久子君） では、30人学級の質問に移ります。

教育委員会は、公立小学校の1年生に導入しております30人学級制度を、来年度から2年生に拡大するという方針を県の方で決めた、固めたというふうに聞いていますが、この2年生への拡大、これもお母さん方の大変強い要望でして、学校現場からも声が出ていたと思うのですが、前向きになって喜んでおります。このことによって、別府市内の学校ではどれくらいの学校が対象になるのか教えてください。

時間がなくなりましたので、あわせまして一括していきたいと思いますが、2年生に広げるということは意義があると思うのですけれども、やはり20人の下限という条件をなくすということ、指導方法、工夫改善の先生を30人学級に回すのではなくて、新たに教員をふやすということ、また対象学年をさらに広げていくということが大事になってくると思います。このことについて今後も別府市教育委員会として県の教育委員会に要望をしていってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

30人学級の導入によりまして、来年度につきましては、1年生で四つの学校、2年生で六つの学校が対象となります。

20人の下限につきましては、来年度も20人下限という制度は生きているようでありませ

ず。教職員の配置につきましては、新聞報道によりますと、43人分の人件費2億3,800万円を予算要求しているという報道がございました。それで、まだどういうふうな配置をするかは通知がございませんが、来年度以降に向けましても、市の教育委員会といたしましては、さらに整備されるように要求を重ねてまいりたいと思っております。

○ 7 番（猿渡久子君） 幼稚園の30人学級についても、今度予算として提案をされてお

まして、大変喜ばしく思っております。以上で質問を終わります。

○ 副議長（堀本博行君） 休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時15分 再開

○ 議長（永井 正君） 再開いたします。

○ 6 番（萩野忠好君） あと、本日も私と池田議員さんの2人になりました。頑張ってもらいます。どうぞよろしく願いいたします。少しのどを傷めておりますので、お聞き苦しいと思いますが、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

まず、さきの12月議会におきまして、私は一般質問の項目にまちづくりについての質問をしたかったのですが、ちょっと時間が足らなくて、今回になりました。

まず、別府市の都市景観について伺いたいのですが、その中で過去の歴史を見ますと、まちづくりや景観の整備が制度として初めて設けられたのが1911年、明治44年の広告物取締法、それから続いて1919年に、大正8年ですが、これは市街地建築物法並びに都市計画法が制定されました。それ以後、風致地区の最初の指定が1926年、昭和元年にでき

ました。そして1950年、昭和25年に今度は建築基準法が制定されまして、1966年、昭和41年には古都保存法ができました。それから1975年、昭和50年には文化財保護法の改正、1980年に、昭和55年になります。初めて都市計画法と建築基準法の改正によって住民が主体となって建築物の用途の制限などを定め、良好なまちづくりを進める創造型景観施策として地区計画制度が導入されました。1980年代から全国の自治体で景観条例の制定が進み、今日では「景観緑3法」とか「景観行政団体」などと新しい言葉が使われてまいりました。

そこで、新しい言葉の「景観緑3法」について、まず説明をお願いいたします。

○都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

「景観緑3法」についての御質問であります。我が国で初めての景観についての総合的な法律であります景観法が、平成16年12月17日に施行されております。この景観法の国会審議の際に関連する法案2本とセットで審議していただいたということで、「景観緑3法」というふうと呼ばれております。

中身につきましては、この景観法と緑地の保全や緑化などに関する都市緑地法の一部改正、それと屋外広告物などに関する屋外広告物法などの関連法令の整備を総称いたしまして、「景観緑3法」というふうと呼ばれております。これらの法律は、平成17年6月1日に全面施行されております。

○6番（萩野忠好君） 一般的に言う景観法については、簡単に言いますと、どういうことでしょうか。

○都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

景観法につきましては、都市・農山漁村等における良好な景観形成の促進、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現、世界に誇る観光立国の実現などを目的意識といたしております。

具体的には、景観計画の策定により景観計画区域を定め、区域における良好な景観の形成に関する方針や建築物や工作物等の形態、意匠、デザイン、色彩、高さや壁面の位置などの制限を定めて良好な景観の形成を図るというふうになっております。

○6番（萩野忠好君） やはり景観とは、見た目に美しさ、楽しさ、心が和む、あるいは情緒を感じてなければならないと思うわけでありまして。別府は観光都市として大切なことではあります。数十年前には別府湾や山が見えました。そして立ち上る湯けむりが見えて、本当に自然豊かな環境に恵まれた情緒ある別府の町々でした。ところが、近年この高層建築物によって残念ながらそれが失われている状態でありまして。私は、早く建築物の高さ制限、色彩、デザイン、敷地面積などについて厳しく総合規制を設けることが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。そして観光客、皆様方に喜ばれる景観づくりに取り組んでいただきたいと思うわけではあります。現状は、建築物の制限などはどのようになっていますか、伺います。

○都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

景観につきましては、議員御指摘のとおりというふうを考えております。建築物の高さ制限、壁面の位置の制限などの状況につきまして、別府市の現状を御説明いたします。

市街化区域内、別府市約2,808ヘクタール決めておりますが、そのうち約838ヘクタールの約30%の区域が風致地区に指定されております。高さが15メートルや、壁面の位置の後退などで制限しております。また、用途地域といたしまして、第1種低層住居専用地域あるいは第2種低層住居専用地域では、高さが10メートルや、壁面の位置も後退などで制限されております。この地域は約414ヘクタール、約14.7%でございます。さらに地区計画制度による地区の皆様方の総意による建築物の高さ規制などを行いましてまちづくりを進めている地域が6地区、約110.2ヘクタール、約4%でございます。

○6番（萩野忠好君） それから、景観行政団体になった場合、自治体は今後どのようにし

ていくのでしょうか。景観行政団体の役割について伺います。

○都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

景観行政団体の役割についてという御質問でございます。現在、別府観光の活性化を目指しまして、ONSENツーリズムの振興を図っておりますが、この目的と趣旨は景観法と同じくするものでありまして、別府市におきましては、昨年4月に景観行政団体になっております。これを契機にONSENツーリズムの振興との連携を図り、良好な景観の形成に関し別府市が持っている自然的・社会的諸条件に応じた施策を策定することが必要であると感じております。温泉観光都市として魅力ある地域特性を生かした景観をつくっていくことが必要だというふうに考えております。

○6番（萩野忠好君） 私は、この景観緑3法の中で、景観については総合的な基本計画を取り入れて、そして景観行政団体が景観区域の策定などに住民がやっぱり参加しやすい仕組みをつくらなければならないと思うのです。そして自治体はその条例をつくって、そして景観保存や形成に強いやっぱりリーダーシップを発揮されなければ、成果は生まれてこないと思っております。別府市独自の景観についても早くマスタープランをつくるのが大事と思うのですが、その点はいかがですか。

○都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

御提言ありがとうございます。私どもは、平成17年度、18年度、2カ年にわたりまして別府市の良好な景観の形成に関する基本方針を定めることを行っております。その中で景観に関する市内全域での市民アンケート調査や観光客調査の実施、有識者等で協議・検討を行う策定委員会を2月に設置いたしております。その中で御意見・御提言をいただきながら、景観形成マスタープランの策定を現在進めております。また、基本方針策定に当たりましては、市民参加の仕組みといたしまして、市民懇話会を設置し、ワークショップ形式による御意見や御提言をいただきながら進めていきたいというふうに考えております。今後、景観計画区域などの指定に際しましては、区域の住民の皆様方の参画を得られるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（萩野忠好君） 以上、ちょっと景観法について質問させていただきました。どうも私は、別府市においては基本的にこの景観法の取り組みがおくれているのではないかという気がします。そこで、ちょっと私の感じたことを申し上げたいと思うのですが、町中においては風致地区や規制によるところが少なく、非常にマンションが乱立してきました。海岸線においても、現在別府市が二分化されている楠港跡地、イズミが大きな建物を建てるということで進出予定となっております。昔は亀川から東別府まで、海岸線には建物も余りありませんでした、よく海が見えていたので非常に海岸線の美しさがありました。ところが、今はもう全然そういう気配がありません。特に20数年前から境川から朝見川までは規制なしであったために、今日では海側に大きな建物が建ち並んできております。そして海も見えず景観が悪くなるばかりです。加えて別府市みずからがこの海岸線に北小学校、温泉施設テルマス、国際交流会館をつくり、今度は唯一残っていた楠港跡地に大きな建物をつくらせるという、こういう行政自体が景観について本当に真剣に考えているのだろうかと思っております。このことは、非常に残念であります。過去においては、海岸に行政がいろいろな建物を建てるたびに、市民にもいろいろな賛否両論があって、非常に怒りを買って歴代の市長が交代されてきたのは事実を物語っているわけであります。

昨年4月には別府市景観行政団体となったと今答弁されましたけれども、なおさら今もめている楠港跡地については、長さ185メートル、建物は5階建て、景観上考えると、やはりこれはよく考えなければならないことだと私は思うのです。イズミの進出に來られて景観が壊されないのかな、それを心配いたしております。やはりこういう景観については、海側にある空き地には企業とかあるいは建物を建てる前に、先に市民や皆さん方と議論されるべ

きではないかと思うわけです。そして、それによって楠港跡地でもこういうものが欲しいという話で誘致すべきではないかと思うわけです。今遅きにあっても、景観については別府市の取り組みがおくれている結果が、いろいろな問題をつくってきたのではないかと思います。その点について反省すべきときは反省してほしいと思いますし、そういうことで私の意見といたしますか、気持ちを申し上げました。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

次に、2番目の中心商店街活性化について質問いたします。昨日、26番の原議員さんから中心市街地活性化の基本方針などる質問がされました。私も幾つか質問でダブる面もありましたので、なるべく質問はダブらないようにしたいと思います。

まず、現在の別府市中心市街地活性化について基本計画があると思いますが、いつ作成し、内容はどのようなものか伺います。

○商工課長（古庄 剛君） お答えさせていただきます。

別府市中心市街地活性化基本計画では、別府駅周辺の商業集積地区を核に市街地の整備改善及び商業などの活性化を、車の両輪として活性化のための総合的な施策を展開し、魅力と活力ある中心市街地を再構築することを目的といたしまして、学識経験者、市議会議員、行政、商業者、住民代表から成る別府市中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置いたしまして、平成12年2月24日にこの基本計画を策定いたしております。

○6番（萩野忠好君） 次に、先ほどからお話が出ておりますまちづくり3法。これについては1番の長野議員さん、それから昨日もそういうようないろいろなお話がありましたので大体私もわかってまいりましたし、またこの座長をしている衆議院議員の甘利明さんのコメントも若干読みました。この点については省かせていただきますが、現在の別府市中心市街地活性化基本計画とまちづくり3法とが、うまくこれからかみ合っていくのか、また大きな違いがあるのか、市はどのように思っていますか。

○商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

まちづくり3法におきまして、都市計画法と大規模店舗立地法につきましては、規制を中心にしたものでありますので、支援事業の対象となりますのは、中心市街地活性化法となります。（「前の一つが抜けておる」と呼ぶ者あり）はい、大変失礼しました。（発言する者あり）大変失礼いたしました。

別府市中心市街地活性化基本計画は、まちづくり3法の中の中心市街地活性化法の第6条に定めた基本計画に基づき作成したものでありますので、合致しているものと考えております。

○6番（萩野忠好君） それでは、まちづくり3法の対象となる支援事業は、別府市ではどのようなものと考えておりますか。また、別府市は中心市街地活性化について今後どのような施策をしていくのか述べてください。

○商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

まちづくり3法の中におきまして、都市計画法と大規模店舗立地法につきましては、規制を中心にしたものでございますので、支援対象となりますのは、中心市街地活性化法となります。この中で別府市で今どういう事業をやったかということでございますが、別府市中心市街地活性化基本計画の中に市街地の整備改善に関する方策として25の事業を掲げておりまして、これまで別府市では公園整備事業で海門寺・松原・なかよし公園整備事業及び下水道整備事業の永石通り線、秋葉通り線の各整備事業が完成いたしております。

○6番（萩野忠好君） それでは、中心市街地と呼ばれておりますその商店街及び通り会を含めて店舗数と、それから空き店舗について、わかれば教えてください。

○商工課長（古庄 剛君） お答えさせていただきます。

店舗数ですが、これはそれぞれ商店街の会員数として調査いたしました。これは会員に入っているところと入っていないところがございますので、一応会員数の割合で御回答させてい

たきます。

まず、楠港銀天街が会員数が37、空き店舗が14で、空き店舗率といたしましては38%、それから別府銀座商店街が会員数81、空き店舗数14で、空き店舗率といたしましては17%、別府やよい商店街が会員数61、空き店舗数13で、空き店舗率が21%、別府駅前商店街が会員数86、空き店舗数11で、空き店舗率といたしましては13%となっております。

○6番（萩野忠好君） 今お聞きしたとおり、空き店舗数がかなりあります。これはなぜかといいますと、いろいろな考え方はあるでしょうが、別府は人口も減ってきました。所得も低いのです。購買力も減ってきておりますので、商売をするというのは非常に難しい土地柄となっていると思うわけであります。それに加えて、大型店もかなりいろいろ大きくなってきております。また今度も大型店が進出ということで、大型店につきましては非常に元気があります。小売店についてはなかなか元気がなく、廃業しているところもあります。そういうことを考えますと、これから小売店が大丈夫かなという感じがいたします。中心市街地を活性化するためには、こういう厳しい中でも商店街の魅力アップを図る必要があります。これには発想の転換、新しい個性のある店づくり、サービスの充実などを考えることが重要と思うわけです。それについては、別府市及び商工会議所の指導がなければなかなか難しいと思うわけです。その点には行政、会議所、商店街がいろいろと知恵を出す必要があります。別府市それから商工会議所も、商店街に対していろいろな指導やアドバイスをしていただきたいと思うわけです。

加えて、この中心市街地活性化についてどういう対策をしていくのか、あるいは情報交換など、別府市と商工会議所、そして各商店街がいろいろと話し合いをしてほしいと思うのですが、現在そういう形で行われているのでしょうか、教えてください。

○商工課長（古庄 剛君） お答えさせていただきます。

市といたしましては、これまでも商店街の活性化に向け別府商工会議所それから各商店街との連携をとり、市単独及び県などの補助を受けての各種補助事業を実施してまいりました。具体的には別府市商店街パワーアップ事業、別府イルミネーション事業、またふれあい・ゆー・パーキング事業等を行っております。また17年度と18年度の事業といたしまして、国際通りソルパセオの空き店舗対策を今実施いたしております。

市といたしましては、今後ともこのような事業、それから特にもうちょっと……何と申しますか、消費者と直接向き合ったような商工行政といいますか、こういうものといたしまして、できるだけ消費者ニーズにこたえられるような会議所それから商店街、それから個々の商店主、こういう話し合いの場を今後とも十分持っていきたいと考えております。

○6番（萩野忠好君） 今、課長が答弁されたようなのがふだんからずっとあるといいのですが、私が聞くところによると、余り話してないということ聞いております。しかし、市の方もいろいろ補助とかの問題については、来られて話し合いはしているということも聞いております。何と申してもこの中心市街地を活性化するためには、情報交換がやっぱり大事ではないかと思っております。

市長、私のちょっと提案をひとつ申し上げますけれども、別府市の商工課と別府商工会議所、それから別府市観光協会とONSENツーリズム局とのそれぞれが、行政と民間団体との人事交流を積極的に図っていけば、お互いの仕事内容や頑張ろうという、そういう気持ちも出てくるのではないかと思うわけです。もしこういうことが過去に行われておりましたら、いろんなコミュニケーションもあって、今回の楠港問題もそうですけれども、そういう対決的なものにはならなかったのではないかと私は思うわけであります。市長、今後が大事でございますので、楠港跡地についてはちょっと置いておいてもらって、冷静に考えるならば、こういう担当者同士の交流は考えられませんか。市長の考えをお聞かせください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

貴重な御提言だと思います。私がONSENツーリズムを推進しているのは、心はそこにあるわけでございまして、協働のまちづくりでございまして。そういう意味でも、できるだけ実現の方向で関係団体と協議をしまいたい、このように思っております。

○6番（萩野忠好君） 今、浜田市長から、今後はそういう人事交流を考えていくと大変いい返事をいただきましたので、私も期待をいたしております。ぜひお互いに切磋琢磨して別府市の発展を祈って頑張っていたいただきたいと思うわけでありまして。

そこで、中心市街地活性化についてもう一つお尋ねしたいのですが、別府駅がリニューアルをされて大変きれいになってきました。しかし、中心になる駅前通りは、前に比べると人通りも少なくなっております。かつては近鉄百貨店がありにぎやかだったのですけれども、これが廃業して残った跡地ももう数年たって、なかなか利用が決まらなかった。ところが昨年、近鉄百貨店から本多産建に譲渡されまして、本多産建は住宅・マンションを予定している。しかし、1、2階ぐらいは別府のために何か商業施設をつくって考えてもよい、そういうお話を私はある人から聞いたのですけれども、このように別府市の発展のために市民の要望とか、あるいは行政の要望とかを早く本多産建さんと話し合いをしてほしいと思うのですが、この辺についてはどのようになっていますか。

○商工課長（古庄 剛君） お答えさせていただきます。

現時点におきましては、本多産建からの具体的な要望につきましては、まだ何も届いておりません。

○6番（萩野忠好君） やはり、ただ向こうが来るのを待っていることではだめと思うのですね。やはり本多産建の方からそういう、これはたしか12月の議会でもちょっとどなたか議員さんがおっしゃったと思うのですけれども、別府市にそういう要望があったり、あるいは市民からの要望があったということがあれば、率先して早く本多産建さんに言って、そしてこういうことも市民が言うております、行政もこういうふうに思いますが、ひとつ協力してもらえませんか、と、そういうふうな話し合いをしてほしいのです。早急にこれをやらないと、建築の設計が出た後に「やり直せ」なんというのは、これは絶対できません。そういうことですから、ぜひ、担当も大変と思いますけれども、早急に本多産建さんの方に行ってほしい。行く前に、早く市民とか行政の要望があれば、それを取りまとめていただきたいと思うのです。

この活性化について、最後に、これも私のちょっと意見を申し上げます。

私は、今回別府市中心市街地活性化の中で感じましたことは、こういう市役所の各担当者が本当に各商店街あるいは各団体、そういうところに行っているいろんな対応をしなければやっぱりだめだなということを痛感いたしました。特に今空き店舗が多いこの中心市街地の中では、これをやらないとますます空き店舗が多くなるのではないかと私は思うのです。議論をして空き店舗がふえるというのは、これはもうやむを得ませんけれども、議論もしないで空き店舗が、ただ指をくわえて見ているというだけではだめと思うわけです。

私が議員になって先進地視察に行ってきましたが、そのとき担当者からお聞きしたことをちょっと申し上げますと、その担当者は非常に熱心で、夜遅くまでみずから商工会議所や商店街に出向いて、いろいろと対策について討論した。そしてこれには残業もつけないで、個人の立場で情報交換をしてきたということを知りまして、私は非常に感動いたしました。その後、空き店舗をギャラリーとかインフォメーションなどに入店させたり、それから中心市街地の中でイベントなども開催して、前よりも活気が出てきた、そういうお話を聞きました。ですから、私はやはりまちづくりというのは努力しなければ絶対に報われないと思うわけでありまして。市長一人に任せて、各担当者は市長の言うことをただ一方的に聞くのではなくて、みずから勉強して市長に提言したり、そして一致協力してまちづくりに励んでいた

だきたいと思うわけでありませぬ。そういうことで今の別府市政を見てみますと、何か行政が一体化になっていないような気がしてなりません。後手後手に回って問題だけが生じて先行きが、これはもう市民も非常に心配しておると思うのです。

それから、スーパーのことについてちょっと申し上げますけれども、私もかつて若いときにスーパーダイエーに取り引きのお願いに行ったことがありました。スーパーは、やっぱり卸業者から少しでも安く買うということで相当値段的にもたたいてまいりますし、無理も言ってきます。しかし、何とか入りたいということで卸業者はスーパーに入れていただくわけでありませぬけれども、やがて採算がスーパーではもう合わなくなってやめるところが出てきます。ですから、やっぱりスーパーの特異性というのはよく把握してないとだめだと思っております。スーパーは、出店地域を定めますと強引にでも出店してきます。そして赤字が見え出すと退店を考えて、次の候補地を探していく、そういう繰り返しのスーパーのやり方が多いのですよ。そして一番困るのは、退店時に市や商工会議所が「まだ店を閉めないでください。もうちょっとよろしく願います」と嘆願しても、そういうことは聞き入れず、「はい、さようなら」ということが全国的にも出ております。日本一のスーパーダイエーも、きのうの新聞でしたか、今は哀れで再建中でありまして、昨年、子会社を含めて54店舗が閉鎖になったそうです。だから閉鎖された後が、これがまた大きな建物が残って大変だ。再開もなかなか難しいのです。ですから、私は、進出を決めることも大事ですが、退店したときのスーパーの情報、これをよく把握していかなければ、後悔することが出てくるのではないかと思うのであります。

今スーパーができると、確かに消費者もそのときはずっとオープンということでわんさわんさわ行って、何百人も待ってオープンをしますけれども、もうすでにそれが何カ月かたつと消費者離れが出てきます。そういうことでなかなか、そういうスーパーだけのもので中心街の活性化とか、あるいはまちの活性化というのには、なっていないのではないかと私は思うわけでありませぬ。だから、これからそういう点についてはやはり議員からも出ております。本当にそういう資料はどうですか、こうなったらよくなりますよ、そういうものをやはり出さない、なかなかいいとか悪いとかいうのは難しい状況になってきますので、今後ぜひこの点について考えていただきたいと思うわけでありませぬ。ありがとうございました。

次、鉄輪温泉地区まちづくりについて質問させていただきます。

鉄輪地区がまちづくりの交付金事業によりまして、今年度から整備に着手してありますが、この道路整備あるいはむし湯の新築、あるいは大谷公園、いろんなところが今度整備されているようでございますが、従来の補助金制度が大きく変わっているようです。まちづくり交付金事業の特徴について、お願いします。

○議長（永井 正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

まちづくり交付金事業は、平成16年4月1日、土地再生特別措置法の改正により新たに制度化された交付金であります。新たな制度であるまちづくり交付金事業の特徴は、まちづくりの目標を定め、その目標実現のために必要な道路、公園、多目的広場、修景施設など幅広い施設を交付金対象とすることにより地域の創意工夫を生かした個性あふれるまちづくりを可能とし、従来の補助金事業では得ることのできない相乗効果、波及効果が生まれ、都市の再生をより効果的に推進することを目的とした新たな交付金制度であります。

○6番（萩野忠好君） それでは、鉄輪地区のまちづくり交付金事業と言われておりますけれども、どの範囲と、どういう事業が対象になっておりますか。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

まず対象区域ですが、南は九州横断道路のマルシヨクやまなみ店から山地獄前の交差点、

東はマルシヨクやまなみ店から大分交通車庫を経て県道別府山香線まで、北は県道別府山香線の九林プリンスを経て温泉神社入り口、十万地獄を経て山地獄交差点までの鉄輪地区中心街24ヘクタールが対象区域となっております。この区域はまちの中に湯けむりが立ち上る独特な景観・雰囲気の特徴とする区域であります。

それから対象の事業でございますが、まず道路整備でございます。道路整備は石畳を2,330メートル、今予定をしております。それからむし湯の建てかえ、さらにはポケットパークの整備などがございます。それと大谷公園の整備、大体以上が主な事業となっております。

○6番(萩野忠好君) この整備についての基本コンセプト、それから建てかえとなるむし湯の工期、事業費、補助率についてお尋ねしたいのですが、どうなっていますか。

○温泉振興室長(浜口善友君) 答えをいたします。

まず、この事業の基本のコンセプトでございますが、触れ合いと情緒ある温泉街のにぎわいを再生し、潤いに満ちた湯けむりたなびく交流観光地の創造ということ掲げております。

次にむし湯の工期でございますが、平成17年12月から18年7月を予定しております。18年8月にオープンを予定いたしております。

事業費でございますが、約2億円。補助率につきましては、40%ということでございます。

○6番(萩野忠好君) それでは次に、このまちづくり交付金事業を実施することによりまして、鉄輪地区をよくしようということで目指しているのですけれども、具体的にどういふふうに変ってくるのか、簡単に説明をお願いします。

○土木課長(松本 正君) 答えをいたします。

大きく変わる点としては、まず道路ですが、みゆき坂、いでゆ坂を初め区域内の道路2,330メートルを石畳舗装とし、湯治場としての景観・雰囲気を高めてまいります。2点目はむし湯温泉ですが、築後34年経過して老化しており、これを温泉情緒漂う日本家屋風の建物として新しく生まれ変わります。3点目としてポケットパークの整備ですが、むし湯元湯の跡地をポケットパークとして整備し、観光客に憩いの場を提供いたします。4点目は大谷公園の整備ですが、この公園を地元住民及び観光客の皆様が利用しやすい公園として整備いたします。

以上が鉄輪温泉地区で実施する事業ですが、事業が完了すれば、湯けむりと情緒あふれる温泉街として大きく生まれ変わると考えております。

○6番(萩野忠好君) 現在のむし湯をきれいに建てかえるということでもあります。新しく建設されれば、今までと違った施設づくりをしていると思うのですけれども、景観とかバリアフリーを考慮しているのかどうか。また足湯などの新しい施設なども考えているのかどうか、その辺をお答えください。

○温泉振興室長(浜口善友君) 答えをいたします。

まず、むし湯の建物本体でございますが、面積が257.97平方メートル、これは従来のもむし湯の約2倍の規模になります。このむし湯でございますが、新築に当たりましては鉄輪の景観にマッチをした木造を主体としたつくりをいたしております。また従来と変わった点とございますか、何か配慮した点ということの御質問でございますが、まず1点目でございます。オストメイトも含めまして施設全体バリアフリーというふうな考え方で計画をいたしました。2点目につきましては、観光客の皆様と地元・地域との交流を深めるための観光交流センターという機能をあわせ持った施設にいたしております。3点目につきましては、現在むし湯が男女共用の一つでございますが、これを男女別の二つに分けております。最後になりますが、足湯にかわるものとしたしまして新たに計画をしたわけでございますが、足湯のむし湯版とでもいいですか、「足むし」というものを地元の皆さんの御意見を聞きながら

設置する予定にいたしております。

○6番(萩野忠好君) 大変立派なものができるかと期待をいたしておりますが、今後このまちづくりについては、何か交付金事業が出るということでございますので、大いに活用してほしいと思います。これに当たっては担当課が国の方に申請していくわけでございますから、並々ならぬ努力が必要だと思います。

それから、これは6割が地元負担で、4割が国の補助ですね。そういうことでありますので、今後大いにこの別府市のまちづくりについてもそういうことを考えていただきたい。特に私は南部地区の方にいますので、次は南小学校の跡地に南部地区のまちづくり交付金をぜひ活用していただきたい、そういうふうをお願いをいたしたいと思います。

そして、やっぱりこのまちづくりというのは、事業計画が地元とよく打ち合わせをできなければ、いいものは入ってこないと思うわけでありまして。そういうことで地元の意見も取り入れて、住みやすく、楽しい、個性のあるまちづくりをお願いいたしたいと思います。まちづくりの交付金を受け取ることになったのも、この担当課の努力のたまもので、私は評価したいと思っております。御苦労さまでした。これからも頑張ってください。ありがとうございました。

次に、別府市男女共同参画推進条例についてお伺いします。

我が国の法律では、男女は同権であります。人権においても平等がうたわれております。過去においては男女の性別による固定的な役割分担あるいは意識が存在していたことも事実であります。近年では女性の進出が非常に目覚ましく、仕事においても女性が責務を果たして積極的になってきた感があります。このような中に別府市は、男女共同参画推進条例の制定を提案されたそうですが、これまでの経緯についてお伺いします。

○政策推進課長(徳部正憲君) お答えいたします。

条例制定までのこれまでの経緯でございますが、別府市の男女共同参画行政につきまして、平成11年、国の男女共同参画社会基本法が制定されたことによりまして、平成13年度別府市男女共同参画プランを策定したところでございます。また平成14年度別府市男女共同参画推進本部を設置いたしまして、本部会及び幹事会を開催し、男女共同参画推進のための協議を行ってまいりました。平成16年度には大分県下では初の男女共同参画宣言都市として、湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言を行い、その後、平成17年8月、男女共同参画推進懇話会から男女共同参画推進条例の提言書が提出され、今議会に条例制定の議決をいただきましたので、本日3月8日付で条例の公布を行ったところでございます。

○6番(萩野忠好君) 別府市男女共同参画推進懇話会が、別府市の男女共同参画推進本部会と連絡をとりながら、市民と協働による条例案の策定審議を重ねてできたということ聞いておりますが、この条例の目的と施策内容について説明してください。

○政策推進課長(徳部正憲君) お答えいたします。

条例の目的と施策内容についてでございますが、別府市男女共同参画推進条例は、男女共同参画社会の基本理念を明確にし、市民及び事業者と協働して男女の人権がともに尊重され、一人一人が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成を推進し、住む人も訪れる人も生き生きと輝く男女共同参画のまち別府の実現を総合的にかつ計画的に推進していくことを目的としております。

施策としましては、主に男女共同参画計画、積極的改善措置、市民等の理解を深めるための施策、家庭生活における活動と他の活動の両立、苦情相談等の申し出への対応、市民及び事業者に対する支援、その他、男女共同参画社会の形成に関する基本計画を定めております。

○6番(萩野忠好君) 男女共同参画社会の形成に関する施策については、具体的に今定めたということでありまして。別府市は観光立市でありますから、サービス業が市の主要産業であります。したがって、女性の人口が多いという特性がありますが、このような状況の中、

条例制定の効果が今後どのようにあらわれてくるとお思いですか。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

条例制定の効果でございますが、別府市は女性の人口率が高く、市を支える重要な原動力でございますが、女性が水面下で抱える問題も多く、女性の人権を配慮することが、豊かで魅力あるまちづくりのかぎとなっております。条例を制定することによりまして、市・市民・事業者の責務を明確にし、市が実施するさまざまな分野の施策に男女共同参画の視点を反映させ、体系づけるとともに、男女共同参画に対する市民の意識を高め、理解を深めることができると考えております。

○6番（萩野忠好君） 別府市男女共同参画推進条例の制定は、男女共同参画社会の実現に向けた強い意思表示となるわけです。それでは、今後の条例制定の広報・普及等についてはどのようにするのですか。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

条例につきましては、別府市公式ホームページに掲載するとともに、条例は難しく、なじめないという市民の方々の意見もありますので、別府市男女共同参画推進条例についてのパンフレットを作成し、わかりやすい条例の紹介を行いたいと考えております。

○6番（萩野忠好君） 条例の中に、第3章20条に、別府市男女共同参画審議会を置くとありますが、この審議会の組織・構成はどのように考えていますか。また、今後の方針としてどのようにしていくのか伺います。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

男女共同参画審議会は、14名以内をもって組織し、構成につきましては、男女共同参画社会の形成に関しすぐれた識見を有する者、事業者の推薦する者、公募の市民で、委員の男女いずれか一方の数は総数のうち10分4未満であってはならないとして、男女の比率の均衡を図っております。また審議会は、男女共同参画形成を推進する基本計画、施策に関する事項及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害にかかる相談・意見の処理等を関係機関と連携を図るなど、市長の諮問に応じて必要な事項を処理・答申を行い、さらに市長に建議することとしております。

○6番（萩野忠好君） この条例について、それでは市民や事業所、家庭、団体などでもし守られていないという場合の罰則規定はどうなるのでしょうか。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

罰則規定はございません。この条例は、男女共同参画社会を推進するため、市民と協働しながら男女の人権がともに尊重され、一人一人の個性と能力を認め合う男女共同参画社会のまちづくりをつくっていくためのものであり、規制したり罰則したりするものではないからでございます。

○6番（萩野忠好君） それでは、市町村でこの条例制定は努力義務ということになっておりますけれども、大分県内で男女共同参画推進条例が制定されているところはどこでしょうか。わかれば教えてください。

○政策推進課長（徳部正憲君） 大分県内で条例が制定されている市町村は2市2町で、豊後大野市、これは平成17年7月、由布市、平成17年10月、武蔵町、平成14年9月、国見町、平成16年4月でございます。別府市は市といたしましては3番目となります。

○6番（萩野忠好君） 平成16年度に別府市は大分県で初の男女共同参画都市として、湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言を行っております。この条例との絡みは、今後どうとらえていけばよいのでしょうか。

○政策推進課長（徳部正憲君） お答えいたします。

都市宣言は、男女共同参画社会づくりの方向性が凝縮されており、また男女共同参画社会の方向性を内外に示すとともに、市民と協働による男女共同参画のまちづくりを推進し、市

民の方々に広く理解と意識を高めるため都市宣言を行っております。

○6番(萩野忠好君) 条例の中の第12条に、男女共同参画週間について定めがありますがけれども、9月15日を含む1週間として設けるということになっております。これはどういふことで決められたのか、またこの期間の取り組みについてはどのようにしていくのか教えてください。

○政策推進課長(徳部正憲君) お答えいたします。

平成16年9月15日、湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言を行いました。都市宣言が一過性のものとならないよう、9月15日を含めた週を別府市の男女共同参画週間と位置づけ、男女共同参画フォーラムの開催等、男女共同参画推進事業を行ってまいります。

○6番(萩野忠好君) 市民及び事業所に対する支援として、この条例の第17条第2項で、「市は、男女共同参画社会の推進に関する取り組みを支援するため、拠点施設の整備に努めるものとする」と定めております。市は拠点施設の整備をどのように進めていくのか、お考えを聞かせてください。

○政策推進課長(徳部正憲君) お答えいたします。

男女共同参画社会を推進するため、女性の自立や社会への参画を促す意識啓発、学習活動、女性をめぐるさまざまな問題についての相談、さらには情報の提供、交流の場として拠点施設の設置の必要性を認めております。市といたしましては、新年度より拠点施設の早期開設の準備段階といたしまして、市内の男女共同参画推進団体が集い、市民の声を集約、検討を行うとともに、各団体の交流・研修の場として別府市労働者福祉センター内1階に準備室の設置を予定しております。

○6番(萩野忠好君) 今いろいろと、この条例についてお尋ねしました。これで私の感じたことは、女性に対しての思いやりが大事であるということがわかりました。男性で反省する人は素直に反省してください。(笑声)

楠港跡地の選定委員とか各会議の中に女性が入っておればよかった、そういう話も先ほどもありました。そういうことに女性のいろいろな意見をやっぱり取り込んでいかないと、今後やっぱりなかなかうまくいかないのではないかと考えておりますし、今女性もいろいろな仕事をしながら情報もたくさん持っております。そういうことで、いろんな機会に女性も取り入れていただきたいということでもあります。

条例の制定後は、早速この新年度には男女共同参画社会を推進するための拠点づくり準備室を開設されるということでもあります。大変喜ばしく思っております。市民一人一人が個性と能力を十分に発揮できるように、また男女がともに輝いていける男女共同参画社会のまち別府、そういう実現をしてほしい。私も応援します。どうぞ頑張ってください。ありがとうございました。

あと時間が2分ありますから、消防関係と障害者雇用の問題は、担当課の皆さん大変申しわけございません、次回にまたさせていただきます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○12番(池田康雄君) それでは、通告しております楠港の企業誘致問題について質問をさせていただきます。

この問題につきましては、午後の最初の1番議員さんが非常に歯切れよく、また的確でわかりやすく質問をしてくれましたので、丸々私も同感ですと座ってしまいたいのですが、そうもいかないの、私も負けないように質問してまいりたいというふうに思います。この楠港の企業誘致の問題が突如動き始めたのは、16年1月です。なぜ突如と言えるのかというのは、後で本論の入り口でまた触れます。

そして、その16年の3月、6月、9月、12月と私はすべての議会でこの楠港の問題について一般質問してまいりました。ところがまた、これ突然17年1月にこの問題を市長が

凍結なさりましたので、私も市長に呼応して1年間この質問を凍結してまいりました。ところがまた、年が明けますと、この1月に凍結解除という動きに出ましたので、今議会までじっくりこの2年間の別府市がどう楠港の誘致活動で動いたのか、議会ではどのような発言がなされたのか、じっくり勉強してきょうに臨んでおりますが、市長が就任されて丸々3年が過ぎようとしています。この3年間のほとんどの問題に対する市長の誠実な姿勢は、私が期待していたとおりであるというふうに評価させていただいておりますが、事楠港の企業誘致の問題だけは、なぜかわかりにくい政治を引きずりながら進めているというふうに私には思えてなりません。

こう御指摘させていただくのは実はきょうが初めてではございませんで、一昨年6月議会でもこの楠港問題については、実にわかりにくい。わかりやすい政治を標榜した浜田博とも思えないという指摘をさせていただいております。今回凍結解除で提案という形でありますので、どこがおかしいのか、どこがわかりにくいと私が指摘したいのかを少しつまびらかにしてみたいというふうに思います。

その前に、私は、市長が体調を崩されているのが実に気がかりなのであります。そして、今からする質問の中に市長の血圧を押し上げるような言葉が出てくるのではないかということに気にはかけておりますが、私の性格なり気性なりというのは先刻御承知の市長でありますので、きょうは真剣勝負、遠慮せずに質問してみたいと思いますので、よろしく願います。

まず最初に、市長が就任されたのは平成15年ですね。私、平成15年の6月、9月、12月の議会で、楠港の跡地問題がどのように取り扱われ、それに対して市長はどのような答弁をしているのか、めくって調べて、勉強してみました。就任直後の6月に3人の議員が質問通告なさっておるのですね。ところが、どうしたことか2人の議員は結局は質問で触れられないで、4番議員さんだけがお触れになった。そして9月議会にお二方が質問されております。ところが、なぜかそのときに部課長の答弁どまりで、市長はそれらの問題に対して一切答弁をしておりません。12月議会にお二方、平成15年12月にお二方の議員が質問されております、28番議員さんと4番議員さん。なぜかお一方には市長は答弁をせず、また一方だけに答弁をされております。つまり平成15年に楠港の議会答弁をされておるのは、4番議員さんの質問に対して2回だけです。その2回の答弁がどのように答弁されたのかを今から議事録を読み上げて、共通確認をしたいと思っておりますので、市長も忘れていないか、あわせて確認してください。

まず、6月の答弁でこのようにおっしゃっておるのですね。「この埋立地の海岸部北浜地区で国直轄の海岸の保全施設整備事業、さらには北浜ヨットハーバーの拡張工事、北浜地区のウォーターフロント開発計画がもう始まっておりますから、そういう市として埋立地をどうするのが一番いいのか、何が一番いいのかということ国、いわゆる大分県を初めとして、当面市議会の皆さんと十分相談をさせていただいて、関係機関の御意見、さらには御指導をいただきながら、そしてさらに周辺住民の皆さんの御了解はもとより、観光商工等の関係者を含めて早急に調整を図りながら進めていきたいという気持ちでございますので、よろしくお願いいたします」と。

そして12月では、公募選定委員会、土地の貸借などの質問に対して市長はこう答えておる。「具体化を、ぜひ来年度中にしたいという思いでございます」と。ここに何が見て取れるかということ、実に誠実で、そしてしっかりと市民の声を聞きながら進めていくという市長の姿勢が、僕はこれ以上の答弁はないぐらいに非常に誠実で答えられておる中身だというふうに思うのです。このとおり進めていったら、私は何の問題も起こらなかったのではないかとこのように思っております。いろんな、市議会の皆さんはもちろん、関係住民の方、商工関係者等々、それを具体的に来年度中に――これは平成15年12月ですからね――来年

度中に具体化していきたい。そのぐらいの歩を踏みながら進めていきたい。

ところが、公募を始めたのはいつですか。商工課長。

○商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

公募を開始いたしましたのは、平成16年1月5日でございます。

○12番（池田康雄君） おかしいですね。平成15年12月10日前後ですよ、12月議会というのは。そこで「来年度中には」という表現で議会答弁をしておる市長、あなたが全国に公募を始めたのは、それから20日過ぎの1月5日にもう公募を始めておる。公募を始める前には、募集要項の検討等々を積み重ねておるのです。ものすごく悪く受け取れば、その答弁と同じ時期に並行してもう公募の動きが始まっていますが、事務手続き的にはおかしくないと思われるのですが、何でこんなことになったのですか、市長。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

今、15年の12月議会から1月の公募に至った経緯ということでございますが、一貫して私は15年の12月に申し述べたその気持ちは全く変わっておりません。だからこそ半年待って公募に踏み切った。12月から1月に即いったわけではありません。就任したのが5月、その当時に1社、2社と来たわけでございます。それを私はすぐ取り組まなくて半年待った後に公募に踏み切ったということでございますから、一貫して公募というのはどこが来るかわかりません。商業施設を目的にやったわけではございませんので、その辺は御理解をいただきたい。

○12番（池田康雄君） 市長、もう一回言いますよ。あなたは平成15年の12月議会に「具体化を、ぜひ来年度中にしたいという思いでございます」と、12月議会にあなたはどのように答えているのですよ。いいですか、もうこれ以上一まだいっぱいありますから、もうこれ以上いきません。少なくともあなたが言っているとおりに事が運んでいかなかったということは、この1点で見て取れます。ね、1点。

まだまだ。次いきます。いいですか、市長が就任された平成15年。その市長さんが、楠港に何かをしようとしたときに、その楠港の整備・活用というものについて一番新しい指針、市長が指針とすべきものは何ですか、商工課長。

○商工課長（古庄 剛君） お答えさせていただきます。

基本となるものは何かということでございますが、これは一つが、平成2年の旧楠港跡地、この当時、平成2年の公有水面埋め立ての際、商業施設用地の目的で議会の議決をいただいていること、プラス、それに加えて、平成12年に策定されました別府市中心市街地活性化基本計画におきまして、中心市街地の唯一の大規模開発用地である楠港跡地は、区域全体に影響を与える大きな重要拠点であると位置づけられております。この二つでございます。

○12番（池田康雄君） 一番新しいものは、平成12年の中心市街地活性化基本計画なのですか。いいですか。ここで楠港を整備するときには何が事業主体とするか。この公園は市がします、なかよし公園も市がします、松原公園も市がします云々というふうな、いろいろな事業がありまして、その事業主体が書かれてあるのですか。そして、ここに事業主体の項に「市、民間」と書いてあるのですか。そして、打ち合わせのときに僕はこれを「市と民間」と言ったのです。そうしたら、担当者が、「いや、『市と民間』とは書いていません」。

「それなら、『市、ぽつ、民間』と言ったのです」、「いや、『ぽつ』もありません」、こう言うのですか。この事業主体、「市・民間」という意味はどういう意味なのですか、部長さん。

○観光経済部長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

活性化基本計画の中では、確かに「市、ちよん、民間」となっておりますけれども、それぞれのこれは役割分担があるということでございます。そういうことで都市計画には確認をいたしておりますけれども、基本的には例えばでは市は何をするのかといったときに、緑地

であったり下水道の必要があったときに、また取りつけ道路の必要があったときに、それ、役割分担を担うだろうということで、当然これ、当初企業誘致ということになっていきますので、これはもう民間ということになりますので、そういう理解をお願いしたいと思います。

○12番(池田康雄君) そういつて担当者も言いました。私は元国語の教員ですよ。(笑声) 役割分担で、例えば今回の楠港に当てはめてみましょうか。片一方が78億、80億つぎ込む。別府市が何千万かつぎ込む。両方主体ですか、これが。「主体」という言葉は、そういうことを意味するのではない。そういう詭弁を弄して、なぜ事を進めなければならないのか、市長、そういうことが私は気になるのです。わかりやすすくないでしょう。「市、民間」と書いておいたら、市と民間、「市、ぽつ、民間」。市と民間が合わせて一緒に事業を行う、基本的にはそう行う、そう行おうというのが、中心市街地活性化基本計画の中に示されている表現なのです。それをゆがめてまで物を進めようとしなければいけないのはなぜなのか、実にわかりにくいというふうに思います。

それから、これはたびたびの議場での議員さんと重なってしまうのですが、私は選定委員会に関連してやっぱり幾つかおかしい、わかりにくいことがあるのですよ。この選定委員会にいわゆる、どなたかの発言を借りると、市長と一心同体の、あるいは一心同体であるべき助役以下5人が入った。なぜこの5人が入ったのかという答弁で、以前、助役さん、答えていますね。なぜ5人を入れたのですかね。

○助役(大塚利男君) お答えいたします。

以前も、16年の議会だったと思いますが、お答えをしております。この選定に当たりましては、中心市街地基本計画をもとにしておりまして、そのときの策定委員の数、そのときは中心市街地基本計画は20名、たしか20名の委員さんで構成されておりました。今回の企業誘致選定委員会は19名にしましたので、約20名ということで当時案をつくったわけでございます。そういった中で、基本計画策定委員会では行政が5名、この内訳は県が2名、市が3名ということでございましたが、こういったのを参考にさせていただき、特に今回の場合は市有地の処分にかかわる重要な事項でございましたので、職員、行政5名という形で入らせていただいたところでございます。

○12番(池田康雄君) 僕が1点目チェックしたかったのは、中心市街地活性化基本計画に職員が5名入っておった、だから5名入れたのだというふうにさきの議会でおっしゃいましたので、今訂正がありましたけれども、県の職員が2人、市の職員が3人です。つまり市の職員は3人しか入ってなかった。だからその論理を使っても、基本計画の策定委員会が20人で、今度は19人だ。市を3人入れておったから、今度は3人入れるというのなら論理的なのです。ところが、市の職員が5人入っておったみたいな論理を使って、実はそうでないけれども、こっちには市の職員を5人入れたというようなわかりにくいやり方をやっぱりしてはまずかろう。「重要な案件ですから、重要な案件ですから」なんか何遍、何十遍繰り返しても、重要な案件だからそういう審議会等々をつくって検討していただくのですよ。最終的にはそれをあげて市長に答申が来たら、そのときに一緒に知恵を出し合って検討するのがあるべき姿ではなからうか。これはすでに指摘されておることですから、繰り返しませんかね。ただやっぱりしっかりとある段階で気がつけば、早い段階で訂正はしてください。議会で答えたことが真実かどうか。やっぱり真実でないことを言ってしまったら、その後で気がついたところでいち早く訂正をしながら物を進めんと、ごまかしたかのようにとれますので、注意してほしいと思います。

次に、先ほども出ましたけれども、市長、市長は議場で、AがだめならB、BがだめならCと、こうおっしゃった。つまり複数というものを上げてくることを前提に考えておったから、そういう発言が出たのだと思うのですね、思うのです。ところが、なぜかそれが1社だけということになった。そして、その1社だけになったのも、仮によしとしましょう。とこ

ろが、よしとするというのか、少なくともそこでもやっぱり私は市長の考えているとおりに
はなっていかなかったのではないかと思うのですが、市長だけではないのですよね。助役は、
16年6月のある議員の答弁でこのように答えておるのです。助役の答弁ですよ。「最終的
には私どもの別府市の考えでは、それぞれ得点を出していただいて、そういった中から選ん
でいただきたい。そして得点順位の1位の企業に対しまして云々」、こうなっておるのです。
そこでは企業がある、採点項目がある。ここがいい、あそこがいいだけではやっぱり不十分
なので、それぞれの得点を出しながら明確に1位、2位をしてくださいと。いいですか、市
長は数社と考えておった。しかし、数社は上がってなくて1社になった。助役は得点で評
価をしながら、そのうちの1位を市に答申してくれるものと考えておった。しかし、そのと
おりにはなっていない。つまり市長も助役も考えていたこと、言っていることと違うような
報告書が上がってきて、そしてその市長は、またこれをどうしてかわからんけれども、それ
を尊重する、動くことのできないものとしての評価をするという。この辺が市長の思いど
おりに、そして市長のねらったところにそれぞれが運営されて、それぞれのプロセスを経て健
全に報告書として上がってきたのならば、やっぱり僕はそれなりの対応をしてもしかるべき
だと思うのですが、やっぱりそうっていない。

退室事件もきのうちちょっと出てきましたけれども、私が市長が任命をされた方、それなり
のやっぱり良識なり見識を持った方たちが、あのような行動をとらざるを得なかったのはな
ぜなのかということまで思いをはせながら、その選定委員会というものをしっかりと評価
していく姿勢が本当にあったのかな。それをあたかも無視したかのようにして、ただこの結
果、答申だけを尊重してきたような一連の動きに見えてしょうがないのですが、その辺は少
なくとも僕が期待している市長の動きとは違っていたかなというふうに思います。

それから、凍結理由及び凍結解除理由について確認していきたいのですが、これは私が議
事録の中から、あるいは当時の新聞の中から等々を整理したのですが、ひょっとしたら一部
僕の言葉、表現が入っているかもしれませんが、あら方こういうことが平成17年7月の凍
結の凍結の理由だと認識してよいかどうか確認させてください。

一つ。市を二分したくない。市民同士争いになり、しこりが残るようなことは避けたい。
だからですね。二つ目に。後々いろんな裁判が起こったりしたら、結果的に進出予定企業に
迷惑をかける。三つ目。私（市長）の思いが、十分に市民の皆さんに伝わっていない。これ
らをあわせて、私はまだ議会に提案できる状況にないと判断したので凍結をしたのだとい
うふうに認識してよろしゅうございますか。

○市長（浜田 博君） さすがは尊敬する池田先生。あなたは、高校の国語の教師でござい
まして、本当に理論詰めでやられますと、私にはよくわかるのですが、なかなか適切な答弁
ができるかどうか。ちなみに私は、中学校の免許しか持っておりません。ちなみに教員の免
許は英語と体育でございますから、あなたに対決できるものは持っていませんので、十分な
御理解ができないかもわかりませんが、お答えをいたしたいと思います。

先ほど来の選定の仕方の問題も含めて、私の思いと違って来たということではありますが、
私は選定の委嘱はさせていただきましたが、だれが委員長になり、そしてどういった議論を
行っていくということについての口は一つも挟みませんでした。だからこそ、私が途中で皆
さん方に議会に御説明したのは、逆に言うと商業施設だめ、白紙もあり得る、またゼロもあ
るし、1社、2社、3社選んで点をつけて、1位になれば1位から私は選定結果を尊重して
交渉したいということを行ったことも事実です。だから私の思いは、そこにこうしなさい、
ああしなさいというのは少しも入れてなかったということで、思いと違ったということにつ
いては、その辺は少し御理解をいただきたいなと思います。

それから、最後の質問で凍結をした理由ですが、全くそのとおりでございます。3点とも
そういうような思い、私の思いが伝わってなかった。当時は私はーもう言いますがー

ズミ本社まで行って、この状況では提案できないということで白紙撤回まで私は申し入れたという現実があります。

○12番（池田康雄君） それでは、続いてお伺いします。ことし、平成18年1月の凍結の解除の理由は、私には実にわかりにくかったのですが、一生懸命努力して資料を拾い集めて整理してみましたが、大体次のような認識でよろしいか確認させてください。

一つ、機は熟した。一つ、凍結期間中多くの市民の声を聞いたが、誘致賛成の声が多かった。一つ、市民全員の賛成を待っている政治はできない。一つ、約12年間にわたって放置されてきた楠港埋立地にかかわる状況を直視したとき、これ以上事態を放置し続けることは、とるべき道ではないと判断した。したがって、凍結を解除したい。これでよろしいですか。

○市長（浜田 博君） はい、機は熟したということと、中身、賛成者、多くの市民の皆さんに話を私はしてきたつもり、話を聞いてきたつもりでございます。最終的に、昨日もお答えいたしました。凍結解除する前に大多数の自治委員会の皆さんから、凍結を解除しなさい、進めていただきたいという要望があったときに、これは市民の大きな合意であろうというふうに踏まえたことは事実でございます。

○12番（池田康雄君） おかしいです。おかしいですよ。こうこう、こういう理由で凍結をしたと、さっき確認させていただきました。こういう理由で凍結をしたら、凍結解除の理由はどのようになるべきが当然かというのと、このようになるべきが当然なのです。恐れていた市を二分しそうな状況が解消し、しこりが残るような市民間の争いももはや心配する状況にはない。一つ、心配していた関連する訴訟が惹起されるような状況も見られない。一つ、私の思いが十分に市民の皆さんに伝わったと認識できる。したがって、凍結を解除し、議会に提案する機は熟したと判断した。こうならばわかりやすい政治なのです。こうこう、こういう理由で凍結をしたのだと言っておきながら、この凍結した理由には触れずして、それ以外の理由でもって凍結を解除するなんというのは、実にわかりにくいやり方です。何でこんなことを市長の周りにおられる方々が的確に、こういう理由で凍結したのですから、凍結解除の理由はこのぐらいはあらねばならぬですよとアドバイスできなかったのか、残念でなりません。

結局、これもまたどなたかが触れましたが、この1年間の凍結がもたらしたものは何かというと、誘致反対グループ、誘致再考を求めるグループに対し、賛成団体などが出現してきました。市民の間に賛否の集団が明確化した。これが1年間の凍結がもたらしたものの一つでありますし、中立な立場ということで新たに住民投票を求める動きを誘発してしまったということですし、誘致の再考を求めるグループが6万もの署名を集めてしまったということが、この1年間の凍結をした結果なのです。

この署名の問題についても、先ほど来いろいろありました。昨日の10番議員からの指摘もありましたが、2月19日、私、事情がありまして、ちょっと県外にこの日はおまして、翌日の新聞で20日の日の朝ですか、見たのです。目を疑いました。ちょっと待てよ、これは間違いなく市長がお話ししたことを書いておるのかなと。ところが、昨日あるいはきょうと聞いておりましたが、どうも市長が答えられたようですが、この7万人を超える署名をどうとらえるかということです。いいですか。それに対してこの新聞で述べられておること、「やっぱり本当に重みのある署名なら、議会に提案できる状況にない」。この言葉は後で使いますから、よく覚えておいてください。一人一人が真剣に書いてこそ署名だ。いかに同一の筆跡が多いか、同姓同名がどれほどあるか、今はまだ事実を明らかにできないが、大変な署名活動をされたのではないか。私の知っている浜田博ならば、口が裂けてもこのような発言はしないと思いましたね、その新聞を見たときに。市民党として市民の目線で見つめて考え、市民の皆さんの声を大事にして市政運営をしていきたいというのが、あなたの口

癖ではないですか。「署名簿に私の名前もあった」というような発言も同質のもので、もう私にはとても聞くにたえられません。

はっきりさせましょう、ここで。いいですか、この署名問題について。市内在住の署名人は6万1,389人です。そのうち2万2,868人については同姓同名かつ同一住所の重複があったとします。つまりそれを引いた分3万8,521人は客観的に見て問題はない人数です。それに重複分2万2,868人を、今少なくとも見積もって1万人とみなしたときに4万8,000人を超えます。しかし事実はちょっとわかりませんから、ひょっとしたら5万弱になるかもしれません。これだけの署名であったという認識は、これを精査した亀山部長に確認しますが、その認識に誤りがありますか。

○企画部長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

この署名簿の点検等に当たりましては、先日の議会の中でも答弁をさせていただいたとおりでございます。そして、ただいま議員さんの御質問につきましては、あくまでもこの2万2,868人につきましては同姓同名、またかつ同一住所のいわゆる重複署名であったというふうに私どもも認識しているところでございますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

○12番（池田康雄君） 何を力んでおるのかしらん、何を頑張ろうとしておるのかわからんけれども、いいですか、そのようにすることは無理がないのだと思うのが、社会通念なのです。そして4万8,000強、5万弱が、もしどうしてもそうは見られんのだ。商売ではない、値切ったりすることなんかがあって……、あり得んのですが、3万8,000としても——いいですか、市長、ここから聞いてください——「市外を含めて7万を超えていけば議会に提案できない、そんな状況ではない」とあなたは記事で述べていますが、市内4万8,000強あるいは5万弱。譲りましょう、3万8,000だと議会に提案できるとでもおっしゃりたいのですか。7万だったらできないが、3万8,000だったらできる、4万8,000だってできる、5万弱だったらできるとおっしゃりたいのですか。これだけの数の市民が署名をしているという事実を冷静に受けとめて、その市民の声に耳を傾け、議会への提案を思いとどまるという結論に到達することが、私の信頼する浜田博のわかりやすい政治の進め方だというふうに私は言いたいのであります。

次に移ります。企業誘致による収入の使途であります、これも昨日来触れられております。確定はしないけれども、1億5,000万程度。市長、私は個人的にお聞きしたのか議会でも聞いたのか、市長はこの楠港誘致の貸借等によって得られる収入は、基本的には中心市街地の活性化に充てたいというふうにおっしゃったように聞いておるのですが、その考え方そのものは、私の誤解ですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

中心市街地活性化のために充てるということは言うておりません。市街地活性化を中心として南部振興、地域再生、観光再生に、ぜひそれを充てていきたいということは言ったと思います。

○12番（池田康雄君） はい。もう20分しかないから先を急ぎたいのですがね、市長さん。ちょっと用語というのは、きちり確認し合いながらせんと、言葉にずれが生じます。中心市街地というのは、南部が入っていないのですか。（「高架線から上は入っておらん」、その他発言する者あり）

（答弁する者なし）

○12番（池田康雄君） いや、だから、今何か、高架線から上は入っていないみたいな声が聞こえたのですが、それは一部入ってないところもありますが、いわゆる中心市街地というのは、富士見通りから浜脇の東別府まで、それを含めて今、用語的には「中心市街地」と言うておるわけですから、中心市街地に基本的には持ってくるということなのでしょう。だか

ら私が言いたいのは、であれば、何でもこういうことをもう少し、先ほど「対話」というふうな表現で指摘された方もおられましたけれども、何でも早くどんどんと中心市街地を活性化したいのだ、そして、もしこれを賃貸させれば、額はもちろんわからんけれども、この程度ぐらゐの収入があるのだ、それを基本的には8割方でも9割方でも中心市街地の活性化のために入れたいのだ。どんなことをしたらその予算でできるのか。それは単年度で事業展開するのがいいのか、ためて、プールして数億円にしてそれを展開したのがいいのかというようなこと、それを積極的に中心市街地の方々に訴えかけながら、そしてその辺の合意の上に楠港というものの企業誘致というステップに踏んでいったら、このような問題は起こらなかったのではないですか。

だから、最初のボタンのかけ違えといいますか、皆さんの知恵をいただきながらじっくり地域の了解はもちろん云々と言っておきながら、ぼくとその辺を飛ばして。それは市長から見れば、一部お偉いさんの商工者あたりとその一部話はしたのかもしれませんが、いわゆる商工業者あたりには全く、降ってわいた突然の出来事ですよ、楠港の公募を始めたというのは。だからそういう進め方のわかりにくさ、まずさが、僕は問題を何か広げていったような気がしてなりません。

次に、交通渋滞の問題なのですが、これ、全員協議会のときにいただいた。そして私、全員協議会の冒頭で、本当に不親切な資料だというふうに言ったのですが、この15ページの2に、イズミが交通量調査をしたのですね。平成17年12月1日の水曜日と12月4日の日曜日にやったのですね。それでその抜粋というのですか、ごく一部を表にして議員に示して、これが交通量調査だ、さほど問題ないようなデータになっておるぞというふうに言いたかったのだと思うのです、何の説明もなしに。ところが国語の教員はわからんです、こんな見で。（「英語の教員もわからん」と呼ぶ者あり）

そこで教えてください。この、流川を例えば見てみます。流川の交差点だと平日のピークで0.664、休日のピークで0.794とある。0.6と0.8の違い、0.8と1.0の違い。何がどう違うのだというのですか。

○商工課参事（阿南文明君） お答えいたします。

概要図集の15の2、交通量調査とその結果でございます。概略について若干御説明いたします。

一番下の表に掲げておりますのは、ピーク1時間値の交通量でございます。平日と休日の二つに分けております。その下の段に交通容量、この交通容量と申しますのは、信号青時間と車線数によって交通をさばける……（「はい」と呼ぶ者あり）さばける台数のことであります。（「ちょっとごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○12番（池田康雄君） こんな説明だったら、あなた、15分とってしまふ。（笑声）いい。あのね、それならこうしましょう。早い話が耐震強度の疑惑問題で0.4とか0.8とか、要するに1.0が飽和状態だとしたときに0.8とか0.7だったら飽和に達せんから、渋滞はさほど心配せぬでいいですよというようなことが言いたいらしいのです。早い話がそうでしょう。

ところが、だれがつくったか知らんけれども、これは「流川交差点」と書いてありますが、流川交差点の国道のデータでしょう。交差点というのは、国道もあれば縦通りの流川もあるのです。いいですか、交差点というのはそういうものです。ところが別府はほかのまちとは違った、ちょっと特性があつて、国道に縦の線が全部ぶち当たつておる、T字型になっておるのだ。国道が飽和状態になったら縦の線がパンクするのは当たり前なのですが、国道の渋滞がかなり進めば、縦の線は優ににパンク状態も通り越すのです。現に、イズミが来てない現在の、今現在ですよ、1.0を流川は超えておるのではないですか。超えておるか超えてないかだけ教えてください。

○ 商工課参事（阿南文明君） お答えいたします。

この交通量調査に関しましては、交差点を基準にしております。交差点で交通がさばるかかどうかという判断でございます。その計算の結果によりますと、通常の場合、0.9以下であれば……（「超えておるかおらんか答えんか」と呼ぶ者あり）0.9は超えておりませんので、（「何」と呼ぶ者あり）0.9を超えておりませんので、交通はさばけるものと判断しております。

○ 12番（池田康雄君） 参事、もう一回言うよ、もう1回言うよ。流川の縦通りは、休日のピーク時で1.0を超えていませんかと聞いたんです。もう一回教えてください。

○ 商工課参事（阿南文明君） この調査結果では、交差点を基準にしておりますので、交差点全体を交通量がさばるかかどうかという判断でございます。

○ 12番（池田康雄君） どうしても言いたくないらしい。超えておるのです、いいですか。そして、それはイズミのデータで超えておるのです。いいですか。それをこういうものには示さずにね。僕は、だから大事なことは、やっぱり事実とは何なのかという、これはうそではない、事実なのです。ところが、事実なんというのは、知らされていないことの実事の方がたくさんあるのです。これはうそではないのです、事実なのです。ところが、こういう場というのは都合のいいことも悪いこともしっかりと事実として提示していかんと、やっぱり正確な議論、健全な前向きな議論というのは生まれてこんのですよ。

そして、こう言うのですよ。「議員さん、流川の縦通りは、渋滞になったら大丈夫ですよ。あの中央公民館のところからこっちに行かんように向こうにやります」と。向こうへやったら秋葉通りがパンクするではないですか。そんなことができるわけがない。だからその交通渋滞に関しては、まだまだ市長、あなたも交通渋滞が心配だし、大切にしたいところおっしゃった。

ついでですが、市長は盛んにこうおっしゃった。そして多くの担当者は……、担当者は余り言わなかったかな、市長が主に言ったかな。今度誘致するイズミは、いわゆるゆめタウン別府みたいなものでは困る。つまりほかのところと同じようなものでは困るのだと。別府の独自の、別府しかないものをつくるのだと。ここに2004年8月27日、2004年ですよ、2004年の8月で平成16年の8月。ここに、それから10月。これは全くイコール100%同じです。ここに今度出てきたイズミ。これはことしの2月。2年間過ぎています、時間的には。どこが違うのですか。つまり多くの市民の皆さん方の声を受け入れて、戦いまでしてこういうものができてきた。どこが違うのですか。違っておるのは、市長、2カ所だけです、2カ所だけ。それもこっけいなのですよ。4ページ目にほとんど同じような絵があって、目次だけが違っておるのです。古くは、「海岸、テラスのイメージパース」と書いておる。そして今度は、新しいのには「イベント広場のイメージパース」と書いてある。つまりイベント広場、イベント広場とよく話に出てくるでしょう。これはイベント広場です。絵は同じようなもの。そして、ほかに変わっておるのは何かといたら、交通の入り口のところに、これは15ページ1枚、これは15ページ、1、2、3。1枚はダブっておるけれども、2枚新しいのがついておる。それだけなのです。こういうものをもって――何というのかな――ものを進めていくというそのやり方というのは、どうしてもうまく僕の体になじんできません。

それから、次にいきます。これは全員協議会でも余り出ませんでしたし、今議会でもまだ出てないのですが、皆さん方、これは気づいた上で問題を感じないのか、私は大きな問題があるような気がしてなるのですがね。何かというと、売却、貸借、どちらにするかは別にして、とにかく「この場所に企業さん来ませんか」というふうにして応募をした。その応募をしたときの敷地と、今度最終的にイズミが使うようになった土地が違うのです。つまりこれだけの画用紙に絵をかきなさいと示したものを、今度は譲渡するときには、これに

プラスアルファの土地がついて貸すようにしておる。計画変更というところに若干異議申し立てが出ておるといふ話を漏れ聞いておりますが、私はこれ、それ以上の問題だというふうに思えてならんのですが、まだ何のことやらわからない方もいらっしゃるかも知れませんので、もうちょっと申しますと、プレゼンテーションのとき、つまりこの土地にこう展開しますという時点では、どの企業、5社も楠港の南東にある大分県漁業協同組合漁具倉庫及び事務所は含まれていない。その土地をお貸しします、その土地を売りますということで、そこでどういう企画なり事業展開をしますかというふうにして出しておるのですね。そうでしょう。その場所が変わってしまうような進め方を行政がして、おかしさを感じんのですか。やっぱりみんなに公平かどうか。この企業誘致でここを使ってくださいと言われた。ここで絵をかいてください。それででき上がったら、それとは違う。そのやり方は実にまずい、おかしいと思うのですが、市長、助役、何かありますか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

選定委員会の中の仕事は、企業1社を選ぶ。当時、2万平米ということで御指摘の漁協の建物は入っておりません。イズミのプレゼンテーションも入ってなかったわけでございます。そして、この選定委員会では、イズミが審査の結果選ばれたわけでございますが、別府市としては、市長は答申を受け、別府市としてこれからイズミ誘致について交渉をしたわけでございますが、こういった中で市民の皆様方に説明会などもし、御意見や御要望を聞いた中で、特に流川からの景観について何とかならんかというような御要望もありましたので、私ども、別府市としてこれは少しでも誘致に、別府市の皆さんの意見が入れられたものにしたいという思いから、株式会社イズミと協議をいたしました。そういった中で5階建ての一部、流川からの分をカットしましたので、カットしてもらいたい、そういった中で協議の中で、その減った分を漁協さんの方の土地を何とかしてくれんか。これは別府市の土地でございましたので、漁協と別府市が話をさせていただき、了承をいただいたので、その減った分をそちらの方に求めるというような話をさせていただいて合意に達したものですから、このような提案をさせていただいたところでございます。

○12番（池田康雄君） 僕は、おかしな行政対応だと思います。土俵を変えるのですからね。いいですか、土俵を変えるのですから。この土俵で勝負するのですよと言いながら、結果的に見たらこっちの土俵で1人だけ乗っておったという話ですから、もしこれがおかしいと感じないのなら、かなりずれておるとしか私には言いようがありません。

最後に、企業誘致に肯定的な方々の中の御意見に、1,000名もの雇用が創出できるではないか、何で池田、こんないい話を反対するのだ、こういうふうにおっしゃる方がおられるのですね。「1,000名、1,000名、1,000名」と言うと、ものすごく聞こえはいいけれども、（発言する者あり）正社員は50名なのでしょう。50名のうち期待されている市内の高校生あたりが、もしできたら初年度別府市内の高校生は何人ぐらい採用される予定なのか、それだけ答えて、中途ですが、もう時間が来たので終わりたいのですが、ちょっとそれだけ答えてください。

○商工課参事（阿南文明君） お答えいたします。

誘致企業の複合商業施設に関する新規採用につきましては、正社員といたしまして50名程度、そのうち大学・短大卒が大体35名程度、高卒が15名程度、次年度以降も毎年10名程度採用するというふう聞いております。

○12番（池田康雄君） 時間が来ました。終わります。

○議長（永井 正君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永井 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時13分 散会